

# 整備主任者業務の手引き

(令和6年度)



## まえがき

昨年は、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが第5類に移行し、経済活動の上昇が期待される中、令和6年1月1日に発生した能登半島地震による深刻な被害が、被災地域の経済活動を下押ししました。また、近年の異常気象による豪雨や土砂災害に加え、依然として続く物価の高騰など国民生活や社会経済活動への影響は計り知れません。

自動車整備業にあっては、カーボンニュートラル実現に向け電気自動車やハイブリッド車など次世代自動車への移行が進み、今後は安全運転支援システムの標準化や自動運転レベルの向上、先進技術を搭載した自動車が急速に普及するなど、自動車技術は日々進化を続けており、従来の技術と併せて高度な技術の習得が急務となっております。

進化を続ける自動車の先進安全技術への対応を目的に道路運送車両法が改正され、従来の「分解整備」が「特定整備」に改められるなど、電子制御装置整備の認証制度が令和2年4月に施行されました。「特定整備」への認証取得経過措置期間も令和6年3月末で終了し、OBD検査やOBD確認に対応するための事業場の環境整備が求められている中、今後の目まぐるしい業界の変化にも対応していかなければなりません。

本資料は、OBD検査やOBD確認にも対応した整備主任者法令研修資料として行政のご指導やご助言をもとに編さんいたしました。整備主任者はもとより整備にかかわる整備士の方々においても本資料を有効に活用され、今後の事業適正化運営と整備事業の健全な発展に寄与することを切望いたします。

令和6年9月

自動車整備振興会関東ブロック連絡協議会

会長 喜 谷 辰 夫



# 目 次

## I. 自動車特定整備事業の業務について

1. 自動車特定整備事業者（認証工場）の遵守事項…………… 9
2. 高圧ガスを燃料とする燃料装置を備える自動車の点検整備等について……………16

## II. 自動車特定整備事業者の立入検査結果等

1. 自動車特定整備事業者の立入検査結果（令和5年度）……………25
2. 自動車特定整備事業の廃止理由調査結果（令和5年度）……………27
3. 自動車特定整備事業者の違反事例……………28

## III. 最近の主要通達等……………31

## IV. 整備業界を取り巻く情勢

1. 整備主任者の業務等…………… 101
2. 車載式故障診断装置（OBD）の検査等について（出典：国土交通省ホームページ）………… 111  
（出典：独立行政法人自動車技術総合機構ホームページ）
3. 車載式故障診断装置（OBD）点検実施後の特定記録簿の記載について…………… 120
4. 大型車の車輪脱落事故防止について（出典：国土交通省ホームページ）…………… 130  
（出典：日本自動車工業会ホームページ）
5. 自動車整備人材確保について（出典：国土交通省ホームページ）…………… 148  
（出典：自動車整備人材確保・育成推進協議会ホームページ）
6. 継続検査に係る広告等料金表示の適正化について（出典：消費者庁ホームページ）………… 155  
（出典：財務省ホームページ）
7. 自動車の回送運行許可申請について（出典：国土交通省ホームページ）…………… 161

## V. 資 料 編

1. 検査対象車両数、認証工場等の推移…………… 167
2. 関東運輸局管内整備事業の現況…………… 172
3. 関東運輸局管内自動車保有車両数…………… 176
4. 自動車特定整備事業の認証申請等の提出書類…………… 178
5. 自動車検査証の有効期間及び定期点検の間隔に関する整理表…………… 179



# I. 自動車特定整備事業の 業務について



# I. 自動車特定整備事業の業務について

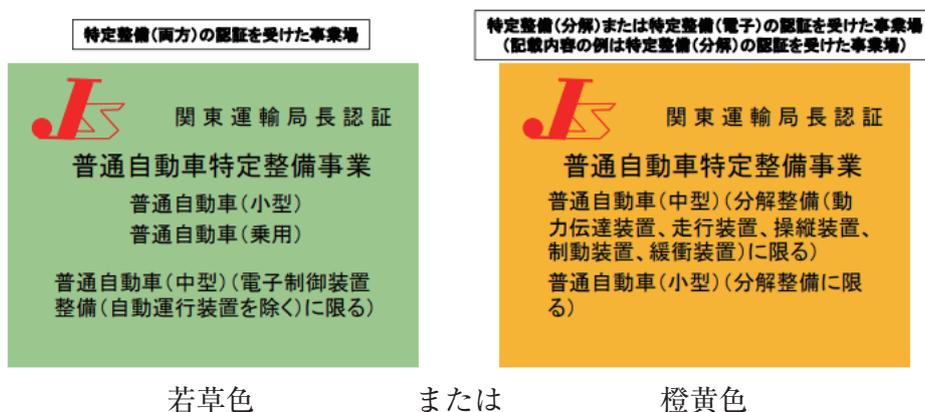
## 1. 自動車特定整備事業者（認証工場）の遵守事項

自動車特定整備の認証を受けた事業者は、以下の法で定められた事項及び施行規則で定められた事項に遵守しなければなりません。

道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第85号）

（標識）第89条

自動車特定整備事業者は、事業場において、公衆の見やすいように、国土交通省令で定める様式の標識を掲げなければならない。



（自動車特定整備事業者の義務）第90条

自動車特定整備事業者は、特定整備を行う場合においては、当該自動車の特定整備に係る部分が保安基準に適合するようにしなければならない。

（保安基準とは・・・）

自動車の構造、装置、乗車定員と最大積載量について技術的な基準を定めた国土交通省令

（特定整備記録簿）第91条

自動車特定整備事業者は、特定整備記録簿を備え、特定整備をしたときは、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

第1号 登録自動車にあっては自動車登録番号、第60条第1項後段の車両番号の指定を受けた自動車にあっては車両番号、その他の自動車にあっては車台番号

第2号 特定整備の概要

第3号 特定整備を完了した年月日

第4号 依頼者の氏名又は名称及び住所

第5号 その他国土交通省令で定める事項

道路運送車両法施行規則

（特定整備記録簿の記載事項）

第62条の2 法第91条第1項第5号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

（1）特定整備時の総走行距離

（2）第62条の2の2第1項第7号に規定する整備主任者の氏名

（3）自動車特定整備事業者の氏名又は名称及び事業場の所在地並びに認証番号

記 載 例

The form is titled '特定整備記録簿' and contains the following fields and sections:

- 1**: 登録番号又は車両番号 (Registration or Vehicle Number)
- 2**: 特定整備の概要 (Summary of Special Maintenance)
- 3**: 整備完了年月日 (Date of Completion)
- 4**: 依頼者の氏名又は名称 (Name of the Requester)
- 5**: 特定整備時の総走行距離 (Total Mileage at Special Maintenance)
- 6**: 整備主任者の氏名 (Name of the Supervisor)
- 7**: 自動車特定整備事業者の氏名又は名称、事業場の所在地並びに登録番号 (Name of the Business, Location, and Registration Number)

特定整備後のできばえ確認を行った整備主任者の氏名を記載します。

※ 赤枠は法令に基づき記載しなければならない事項

- ①登録番号又は車両番号、車台番号
- ②特定整備の概要
- ③特定整備を完了した年月日
- ④依頼者の氏名又は名称
- ⑤特定整備時の総走行距離
- ⑥整備主任者の氏名
- ⑦自動車特定整備事業者の
  - ・ 氏名又は名称
  - ・ 事業場の所在地
  - ・ 認証番号

第2項

自動車特定整備事業者は、当該自動車の使用者に前項各号に掲げる事項を記載した特定整備記録簿の写しを交付しなければならない。

第3項

特定整備記録簿は、その記載の日から2年間保存しなければならない。

(設備の維持等) 第91条の2

自動車特定整備事業者は、当該事業場に関し、第80条第1項第1号の規定による基準に適合するように設備を維持し、及び従業員を確保しなければならない。

1. 作業場等面積	2. 作業機械等	3. 要員
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 屋内作業場</li> <li>・ 電子制御装置整備点検整備作業場</li> <li>・ 部品整備作業場</li> <li>・ 車両置場</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>検車装置、ジャッキ、</li> <li>トーインゲージ、</li> <li>整備用スキャンツール</li> <li>等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 整備主任者</li> <li>・ 整備士の保有率1/4以上</li> </ul>

(遵守事項) 第91条の3

自動車特定整備事業者は、第89条から前条までに定めるもののほか、自動車の整備についての技術の向上、適切な点検及び整備の励行の促進その他自動車特定整備事業の業務の適正な運営を確保するために国土交通省令で定める事項を遵守しなければならない。

道路運送車両法施行規則 (昭和26年8月16日運輸省令第74号)

(自動車特定整備事業者の遵守事項) 第62条の2の2

法第91条の3の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

第1号 法第48条に規定する点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、当該作業に係る料金について、当該事業場において依頼者の見やすいように掲示するとともに、次のいずれかに該当する場合を除き、自ら管理するウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供すること。

- イ 自動車特定整備事業に常時使用する従業員の数が5人以下である場合
- ロ 自ら管理するウェブサイトを有していない場合

参考イメージ

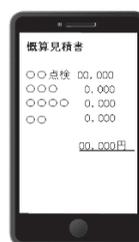


(令和6年4月改正 令和6年6月30日施行)

第2号 法第48条に規定する点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、当該作業の依頼者に対し、必要となると認められる整備の内容及び当該整備の必要性について説明し、料金の概算見積りを記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供すること。



参考イメージ



第3号 依頼者に対し、行っていない点検若しくは整備の料金を請求し、又は依頼されない点検若しくは整備を不当に行い、その料金を請求しないこと。

第4号 道路運送車両の保安基準に定める基準に適合しなくなるように自動車の改造を行わないこと。

不正改造事例



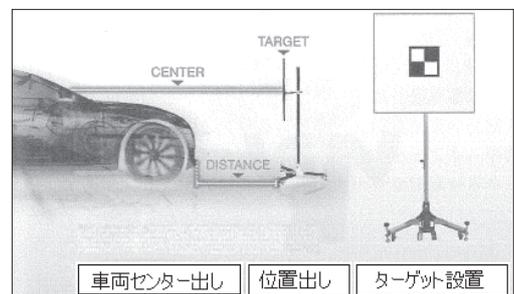
第5号 電子制御装置整備を行う事業場にあつては、当該電子制御装置整備を適切に実施するため、法第57条の2第1項に規定する自動車の型式に固有の技術上の情報に基づき、必要な点検及び整備を実施すること。

FAINES等を活用し、電子制御装置整備を行う車両の整備マニュアル等に基づき必要な点検及び整備を実施する。



第6号 電子制御装置整備を行う事業場にあつては、エーミング作業が適切に実施されるよう必要な措置を講ずること。

エーミング作業が適切に行えるよう作業場の障害物等を移動するなど、作業環境を整えてから水準器を用いる等、適切にエーミングを実施する。



第6号の2 エアコンディショナーが搭載されている自動車の点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、みだりに当該エアコンディショナーに充填されているフロン類（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第1項に規定するフロン類をいう。）を大気中に放出しないこと。

エアコンに充填されているフロン類をみだりに大気に放出することなく、適正に処理する。



第6号の3 検査整備用電子情報処理組織（車載式故障診断装置の診断の結果を活用して自動車道路運送車両の保安基準に定める基準に適合するかどうかの確認を行うため、機構の使用に係る電子計算機と自動車特定整備事業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回路で接続した電子情報処理組織をいう。次号において同じ。）を使用する事業場にあつては、当該検査整備用電子情報処理組織の安全性を確保するために必要な措置を講ずること。

「自動車特定整備事業者等における OBD 検査及び OBD 確認の取扱い方針について」  
(令和6年3月28日付け国自整第278号) 抜粋

5. OBD 検査システムの利用に関する遵守事項

- (1) OBD 検査システムに登録した事業場の情報を適切に管理し、登録情報に変更があった場合は、速やかに当該情報を更新すること。

(2) OBD 検査システムを利用するための事業場 ID、ユーザー ID 及びパスワードは、「自動車特定整備事業者及び指定自動車整備事業者における OBD 検査システムの ID 等の管理に係る遵守事項及び留意事項について（令和 6 年 3 月 28 日付け国自整第 267 号）」に定める方法により適切に管理すること。

(3) OBD 検査システムへ接続して OBD 検査又は OBD 確認を行う場合は、機構の提供する当該システムの操作マニュアル等で定められた適切な方法により実施すること。

(令和 6 年 3 月改正 令和 6 年 10 月 1 日施行)

「自動車特定整備事業者及び指定自動車整備事業者における OBD 検査システムの ID 等の管理に係る遵守事項及び留意事項について」（令和 6 年 3 月 28 日付け国自整第 267 号）  
抜粋

1. 自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者は、OBD 検査システムの利用にあたって取得・設定した ID 等について、機構の定める利用規約に従って適切に管理すること。
2. 自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者が、以下に掲げる ID 等の不正使用又はその幫助を行った場合、行政処分の対象となるとともに機構が当該 ID 等の効力を停止する可能性があることに留意されたい。
  - ① 検査員又は工員が他者の ID 等を使用して OBD 検査又は OBD 確認を実施した場合（なりすまし）
  - ② 事業場が取得・設定した ID 等を、事業場以外の者へ貸し渡し、使用させた場合（ID 等の不正使用の幫助）

第 6 号の 4 検査整備用電子情報処理組織を使用する事業場にあつては、当該検査整備用電子情報処理組織を使用して機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに情報を記録するときは、正確な情報を記録すること。

「自動車特定整備事業者等における OBD 検査及び OBD 確認の取扱い方針について」（令和 6 年 3 月 28 日付け国自整第 278 号）抜粋

#### 5.OBD 検査システムの利用に関する遵守事項

(4) 認証工場及び指定工場は、OBD 検査又は OBD 確認の対象車両、実施場所及び実施後の車両の取扱いに関する次に掲げる事項を遵守すること。

- ① 自らの事業場において点検整備を行う又は行った車両以外の車両に対して OBD 検査又は OBD 確認を実施しないこと。
- ② OBD 確認は認証を受けた事業場の敷地内において、OBD 検査は指定を受けた事業場の敷地内においてそれぞれ実施すること。
- ③ OBD 検査又は OBD 確認の実施後、機構又は軽自動車検査協会（以下「機構等」という。）において基準適合性審査を受ける場合、最後に実施した OBD 検査又は OBD 確認から機構等における基準適合性審査までの間、OBD 検査の合否に影響を及

ばず整備又は改造等（定期点検又は特定整備に該当するか否かにかかわらず、車両に状態を変更する整備又は改造等全般をいう。以下同じ。）を行わないこと。また、そのような整備又は改造等を依頼しないこと。

- ④ OBD 検査又は OBD 確認を実施する車両として OBD 検査用サーバーに型式、車台番号等を記録した車両と異なる車両の OBD 検査又は OBD 確認結果を OBD 検査用サーバーに記録しないこと。（替え玉の禁止）

（令和 6 年 3 月改正 令和 6 年 10 月 1 日施行）

第 7 号 事業場ごとに、当該事業場において特定整備に従事する従業員であって、かつ、次のイからハまでに掲げる事業場の区分に応じ、当該イからハまでに定める者のうち少なくとも一人に特定整備及び法第 91 条の特定整備記録簿の記載に関する事項を統括管理させること（自ら統括管理する場合を含む。）。ただし、当該事項を統括管理する者（以下「整備主任者」という。）は、他の事業場の整備主任者になることができない。

- イ 分解整備を行う事業場（ハに掲げるものを除く。） 一級又は二級の自動車整備士の技能検定に合格した者
- ロ 電子制御装置整備を行う事業場（ハに掲げるものを除く。） 一級の自動車整備士の技能検定に合格した者又は一級二輪自動車整備士、二級の自動車整備士、自動車車体整備士若しくは自動車電気装置整備士の技能検定に合格した者であって電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了した者
- ハ 分解整備及び電子制御装置整備を行う事業場 一級の自動車整備士の技能検定に合格した者又は一級二輪自動車整備士若しくは二級の自動車整備士の技能検定に合格した者であって電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了した者

整備主任者を 1 名以上選任し、特定整備を実施した際のできばえ確認を行わせるとともに、特定整備記録簿の記載に関する統括管理させる。

第 8 号 整備主任者であって次に掲げるものに運輸監理部長又は運輸支局長が行う研修を受けさせること。

- イ 整備主任者として新たに届け出た者
- ロ 最後に当該研修を受けた日の属する年度の末日を経過した者

整備主任者全員に法令研修を受講させる。また、整備主任者 1 名以上に技術研修を受けさせる。

第9号 他人に対して法若しくは法に基づく命令若しくは処分に違反する行為（以下この号において「違反行為」という。） をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は他人が違反行為 をすることを助けないこと。

違反事例1：車検終了後、他の事業者へ不正改造を依頼した。  
 違反事例2：ペーパー車検を他の事業者と共謀して行った。  
 （ペーパー車検とは・・・）  
 指定工場が点検、整備及び検査を行うことなく、保安基準適合証を交付して車検証の有効期間を更新すること。

第2項

自動車特定整備事業者は、整備主任者に関する次に掲げる事項を、自動車特定整備事業の開始の日又は次に掲げる事項に変更のあった日から15日以内に、運輸監理部長又は運輸支局長に届出なければならない。

- 第1号 届出者の氏名又は名称及び住所
- 第2号 整備主任者が統括管理業務を行う事業場の名称及び所在地
- 第3号 整備主任者の氏名、生年月日及び統括管理業務の開始の日

届出書式

第3項

前項の届出書には、同項第3号の者が一級若しくは二級の自動車整備士の技能検定（第1項第7号ロ及びハに掲げる事業場にあつては、一級の自動車整備士の技能検定（一級二輪自動車整備士の技能検定を除く。）に限る。）に合格したこと又は電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了したこと（前項第3号の者が第1項第7号ロ及びハに掲げる事業場の統括管理業務を行う場合に限る。）を証する書面を添付しなければならない。

届出時の添付書類（例）



## 2. 高圧ガスを燃料とする燃料装置を備える自動車の点検整備等について

圧縮水素（CHG）、圧縮天然ガス（CNG）、液化天然ガス（LNG）を燃料とする燃料装置を備える自動車のガス容器等駆動用燃料システムにおいては、「道路運送車両法」と「高圧ガス保安法」二つの法令による規制が適用されておりましたが、「道路運送車両法」に規制を一元化する法令改正が行われ、令和5年12月21日より、自動車（大型特殊自動車を除く）に備えられた高圧ガスの燃料装置については、道路運送車両法でその安全を担保することとなりました。

また、液化石油ガス（LPG）を燃料とする燃料装置を備える自動車のガス容器等は、令和5年12月21日以降も「高圧ガス保安法」に基づくLPガス容器再検査が必要です。

### (1) 高圧ガスを燃料とする燃料装置を備える自動車に係る自動車点検基準の改正

**別表第3(事業用自動車)**

点検箇所\点検時期	3月ごと	12月ごと (6月ごとの点検に次の点検を加えたもの)
高圧ガスを燃料とする燃料装置等	1 導管及び接手部のガス漏れ及び損傷 ※2 ガス容器及びガス容器附属品の損傷	ガス容器取付部の緩み及び損傷

※印の点検はCNG、LNG、CHGを燃料とする自動車に限る。  
(大型特殊自動車及び検査対象外軽自動車を除く)

**別表第5(自家用貨物自動車等)**

点検箇所\点検時期	6月ごと	12月ごと (6月ごとの点検に次の点検を加えたもの)
高圧ガスを燃料とする燃料装置等	1 導管及び継手部のガス漏れ及び損傷 ※2 ガス容器及びガス容器附属品の損傷	ガス容器取付部の緩み及び損傷

※印の点検はCNG、LNG、CHGを燃料とする自動車に限る。  
(大型特殊自動車及び検査対象外軽自動車を除く)

**別表第5の2(有償で貸し渡す自家用二輪自動車等)**

点検箇所\点検時期	6月ごと	12月ごと (6月ごとの点検に次の点検を加えたもの)
高圧ガスを燃料とする燃料装置等	1 導管及び接手部のガス漏れ及び損傷 ※2 ガス容器及びガス容器附属品の損傷	ガス容器取付部の緩み及び損傷

※印の点検はCNG、LNG、CHGを燃料とする自動車に限る。  
(検査対象外軽自動車を除く)

**別表第6(自家用乗用自動車等)**

点検箇所\点検時期	1年ごと	2年ごと (1年ごとの点検に次の点検を加えたもの)
高圧ガスを燃料とする燃料装置等	1 導管及び継手部のガス漏れ及び損傷 ※2 ガス容器及びガス容器附属品の損傷	ガス容器取付部の緩み及び損傷

※印の点検はCNG、LNG、CHGを燃料とする自動車に限る。

**別表第7(二輪自動車の定期点検基準)**

点検箇所\点検時期	1年ごと	2年ごと (1年ごとの点検に次の点検を加えたもの)
高圧ガスを燃料とする燃料装置等	1 導管及び継手部のガス漏れ及び損傷 ※2 ガス容器及びガス容器附属品の損傷	ガス容器取付部の緩み及び損傷

※印の点検はCNG、LNG、CHGを燃料とする自動車に限る。  
(検査対象外軽自動車を除く)

(2) 高圧ガスを燃料とする燃料装置を備える自動車に係る自動車定期点検整備の手引の改正

①四輪自動車など

点検箇所	点検項目	点検時期(年又は月ごと)					点検の実施方法
		自家用乗用など	自家用貨物など	大型特殊	事業用など	車被牽引自動車	
(略)	(略)	(略)					(略)
高圧ガスを燃料とする燃料装置等	導管、継手部のガス漏れ及び損傷	1年	6月		3月		○リフト・アップなどの状態で、容器カバーを外し、次の点検を行います。 ・ベーパーライザ、導管及び継手部に石けん水を塗るなど方法により、ガス漏れがないかを目視などにより点検します。 ・導管及び継手部に損傷がないかを目視などにより点検します。
高圧ガスを燃料とする燃料装置等	ガス容器取付部の緩み及び損傷	2年	12月		12月		○リフト・アップなどの状態で、容器カバーを外し、ガス容器又はコンテナ取付部及びクランプに緩みがないかをスパナなどにより点検します。また、損傷がないかを目視などにより点検します。
高圧ガスを燃料とする燃料装置等	ガス容器及びガス容器付属品の損傷	1年	6月		3月		○リフト・アップなどの状態で、容器カバーを外し、目視などにより次の点検します。 ・容器の一部又は全部に膨張又は変形を生じていないか。 ・容器表面に変色又は局所的な損傷がないか。 ・継目なし容器の場合は、凹みなどの衝撃を受けた痕跡がないか。 ・複合容器の場合は、樹脂層表面の割れ又は繊維の破断がないか。 ・ネックリングがある容器の場合は、保護キャップ及びセミコンテナケースに屈曲又は歪みなどの変形がないか。

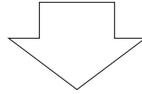
②二輪自動車など

点検箇所	点検項目	点検時期(年又は月ごと)		点検の実施方法
		など 自家用 乗用	など 自家用 貨物	
(略)	(略)	(略)		(略)
エグゾースト・パイプ及びマフラ	マフラの機能	2年	1年	○エンジンの回転数を変化させて、排気音に異状がないかを聴くことなどにより点検します。
高圧ガスを燃料とする燃料装置等	導管、継手部のガス漏れ及び損傷	1年	6月	○ペーパーライザ、導管及び継手部に石けん水を塗って、ガス漏れがないかを目視などにより点検します。 ○導管及び継手部に損傷がないかを目視などにより点検します。
高圧ガスを燃料とする燃料装置等	ガス容器取付部の緩み及び損傷	2年	1年	○ガス容器又はコンテナ取付部及びクランプに緩みがないかをスパナなどにより点検します。また、損傷がないかを目視などにより点検します。
	ガス容器及びガス容器付属品の損傷	1年	6月	○目視などにより次の点検します。 ・容器の一部又は全部に膨張又は変形を生じていないか。 ・容器表面に変色又は局所的な損傷がないか。 ・継目なし容器の場合は、凹みなどの衝撃を受けた痕跡がないか。 ・複合容器の場合は、樹脂層表面の割れ又は繊維の破断がないか。 ・ネックリングがある容器の場合は、保護キャップ及びセミコンテナケースに屈曲又は歪みなどの変形がないか。

### (3) CHG、CNG、LNG を燃料とする燃料装置を備える自動車の車検の流れ

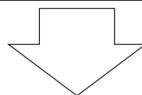
※大型特殊自動車を除く。

#### 点検基準に基づいた点検及び整備の実施



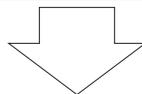
ガス容器等の容器充填期限を確認後、自社の屋内作業場にて事業場の工員であって一級又は二級自動車整備士（二級自動車シャシ整備士を除く）の有資格者がガス容器等の再試験を実施する。

※自社にて実施の場合設備要件が必要。（ガス容器等再試験は容器試験機関等へ外注可能。ただし、指定整備の場合は外注不可。指定整備で容器再試験を行う場合は自動車検査員が実施する。）



ガス容器等再試験結果証明書（様式16）を2部（依頼者用と検査時提出用）交付

※ガス容器等の再試験実施内容をガス容器等再試験結果管理台帳へ記載し、ガス容器等再試験結果証明書（写）とともに2年間保存する。



検査場にて継続検査等受検の際に有効なガス容器等再試験結果証明書（様式16）を提出

※ガス容器等再試験結果証明書の有効期限は、ガス容器等再試験実施の日から1年1か月後の日

様式16 (4-25 関係) \_\_\_\_\_年 月 日

**ガス容器等再試験結果証明書**

次の自動車のガス容器及びガス容器附属品は、1.に掲げる技術基準のうち左点を付した基準に適合していることを証明いたします。

車名: \_\_\_\_\_ 型式: \_\_\_\_\_ 車台番号: \_\_\_\_\_

1. 適合している技術基準（ガス容器及びガス容器附属品の再試験に係る部分に限る。）

技術基準	
<input type="checkbox"/>	標目告示別添 131 「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」
<input type="checkbox"/>	標目告示別添 132 「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」
<input type="checkbox"/>	標目告示別添 133 「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」

2. ガス容器等再試験結果証明書の有効期限  
有効期限: \_\_\_\_\_年 月 日 ※ガス容器等再試験を実施した日の1年1か月後の日とする。

3. ガス容器一覧

1	容器の製造番号又は容器の記号及び番号	容器の製造番号又は容器の記号及び番号
1	3	
2	4	

※記載欄が不足する場合は、必要に応じ欄を追加し記載すること。

4. ガス容器等再試験結果

○証書

容器経路に記載された車台番号の確認	適 ・ 否
車載記録簿に記載された充填可能期限の確認	適 ・ 否

○ガス容器

外観試験	適 ・ 否
漏えい試験	適 ・ 否
断熱性試験（液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器に限る。）	適 ・ 否

○ガス容器附属品

外観試験	適 ・ 否
漏えい試験	適 ・ 否

5. 技術基準等の適合性を証する事項に関する宣言

(1) 本証明書は、運送基準等施行規則第 36 条第 14 項、第 37 条の 2 第 1 項、第 37 条の 2 の 2 第 3 項、第 38 条第 9 項又は第 42 条第 1 項に定める書面であり、虚偽記載等記載内容に抵触はありません。

(2) 本則 4-25 (1) に掲げる試験機関に該当し、ガス容器及びガス容器附属品の再試験を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有しています。

上記内容に照準ありません。

試験機関等の名称及び所在地: \_\_\_\_\_  
確認者の氏名: \_\_\_\_\_

別添1

ガス容器等再試験結果管理台帳（圧縮水素ガス・圧縮天然ガス・液化天然ガス）

番号	自動車登録番号 若しくは 車両番号 又は 車台番号	依頼者 氏名	容器等再試験 実施年月日	容器		附属品		試験 実施者	検知器 型式	備 考
				製造番号又は 容器の記 号及び番号	充填可能 期限	試験結果	試験結果			
記載例	◆◆-012345	▲▲▲	R5.12.21	▼▼▼▼	R20.12.1	◎・否	◎・否	●●●●	■●■	R6.1.6 再交付 優先 ●●●
						適・否	適・否			
						適・否	適・否			
						適・否	適・否			
						適・否	適・否			
						適・否	適・否			

#### (4) ガス容器再試験及びガス容器付属品再試験に係る設備要件

ガスに種類ごとに、それぞれ、

別添131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器付属品の技術基準」

別添132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器付属品の技術基準」

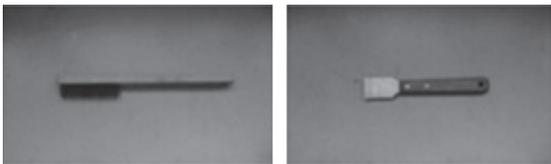
別添133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器付属品の技術基準」

で定められた設備が必要になります。

- ・ 高圧空気により塵等を除去するための設備又は洗浄液噴霧装置



- ・ ワイヤブラシ、スクレパ等のさび、塗膜等を除去するための設備

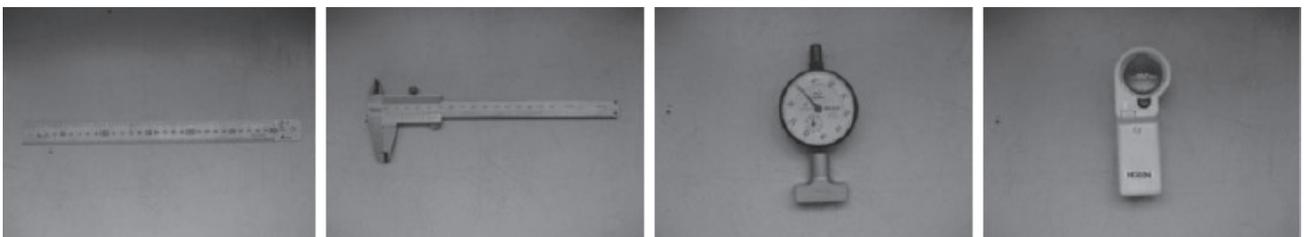


- ・ ガス容器の外面を照明検査するための設備は、十分な光力を有する灯火及び鏡若しくはファイバースコープとする。



- ・ ガス容器の傷、腐食等の寸法を測定するための設備はスケール（日本産業規 B7516（1987）金属製直尺の一級に適合するものに限る。）、ノギス（日本産業規格 B7507（1993）ノギスに適合するものに限る。）、デプスゲージ（日本産業規格 B7518（1993）デプスゲージに適合する最小読み取り目盛り0.02mm 以下のものに限る。）及び拡大鏡とする。

なお、これら以外の設備であって、同寸法の測定に同等以上の効力を有するものがある場合には、この限りではない。



## CHG

- ・最高充填圧力が35MPa以下のガス容器の場合は水素濃度0.1%以下まで検出できるガス検知器、ガス漏えい検知液及び塗布のための器具
- ・最高充填圧力が35MPaを超えるガス容器の場合は水素濃度0.03%以下まで検出できるガス検知器

## CNG、LNG

- ・メタンガスの濃度が0.2%以下まで検出できるガス検知機又はガス漏えい検知液及び塗布のための器具



※ガス容器等再試験の設備については、他の事業場又は他の事業者から借り入れることができます。なお、設備を借り入れてガス容器等再試験を実施した場合には、「ガス容器等再試験結果管理台帳」の備考欄に借用先を記載する必要があります。

※容器等再試験の場所等、施設設備に関する申請・届出は不要です。

### (5) 高圧ガスを燃料とする燃料装置を備える自動車に関する留意点

- ① 高圧ガスを燃料とする燃料装置を備える自動車のガス容器等駆動用燃料システムに関する車両法一元化の対象範囲は、圧縮水素（CHG）、圧縮天然ガス（CNG）又は液化天然ガス（LNG）を燃料とする自動車に備えるガス容器及びガス容器附属品が対象であって、点検整備を実施後、継続検査の際に「ガス容器等再試験結果証明書」（様式16）が必要です。（大型特殊自動車を除く。）
- ② 液化石油ガス（LPG）を燃料とする燃料装置を備える自動車につきましては、令和5年12月21日以降も「高圧ガス保安法」に基づくLPガス容器再検査（容器製造から20年未満は6年毎、20年超は2年毎）が必要となるため、継続検査の際に「ガス容器等再試験結果証明書」（様式16）は必要ありません。
- ③ 令和5年12月21日以降にCHG、CNG、LNGを燃料とする燃料装置を備える自動車の持込検査を行った場合は、「容器再検査ラベル」による判定はされないため、継続検査時に有効な「ガス容器等再試験結果証明書」（様式16）1部を自動車技術総合機構へ提出する必要があります。（大型特殊自動車を除く。）
- ④ ガス容器等の再試験は、自動車検査証有効期間満了日前の継続検査受検時までに行ってください。

- ⑤ 「ガス容器等再試験結果証明書」の有効期限は、再試験を実施した日の1年1か月後の日です。

**参考例**

- ・ 1日に実施した場合、1年1か月後の1日
- ・ 31日に実施した場合、1年1か月後の末日が30日であれば、30日
- ・ 末日が30日である月に実施した場合、1年1か月後の末日が31日であったとしても、30日
- ・ 1年1か月後が閏年である1月29～31日に実施した場合は、2月29日
- ・ 閏年である2月29日に実施した場合は、3月29日

- ⑥ 指定自動車整備事業者がCHG、CNG、LNGを燃料とする燃料装置を備える自動車の保安基準適合証を交付する場合は、当該事業場の自動車検査員が当該事業場内でガス容器等の再試験を実施して「ガス容器等再試験結果証明書」（様式16）1部を依頼者に交付することが必要です。（大型特殊自動車を除く。）

この場合、指定整備記録簿の備考欄に「実施年月日／充填可能期限」「試験実施者」「使用したガス検知器の型式（検知液の場合は検知液と記載）」を記載します。

また、ガス容器等の再試験実施内容をガス容器等再試験結果管理台帳へ記載し、ガス容器等再試験結果証明書（写）とともに2年間保存することとなっています。

なお、CHG、CNG、LNGを燃料とする燃料装置を備える自動車に保安基準適合証を交付する場合は、ガス容器等の再試験を外部委託（外注）することはできません。

- ⑦ 事業用自動車等で車検証の有効期間が1年の車両について、前回の車検時にA指定工場で「ガス容器等再試験結果証明書」（様式16）を交付していて、前回と同じA指定工場に今回も車検で入庫した場合にあっては、有効期限1年1か月以内の「ガス容器等再試験結果証明書」（様式16）があれば、今回の容器等再試験は不要です。

- ⑧ 高圧ガスを燃料とする燃料装置を備える大型特殊自動車のガス容器等につきましては、「高圧ガス保安法」に基づく容器再検査が必要です。このため車検時に「ガス容器等再試験結果証明書」（様式16）による確認はできません。

## II. 自動車特定整備事業者の 立入検査結果等



## II. 自動車特定整備事業者の立入検査結果等

### 1. 自動車特定整備事業者の立入検査結果（令和5年度）

令和5年度における関東運輸局管内の運輸支局において実施した自動車特定整備事業者に対する立入検査結果は、次のとおりです。

#### (1) 立入検査事業場数

立入検査事業場数は、793事業場でした。

立入検査は、新規認証工場（事前審査を含む。）、移転工場、対象自動車追加の工場および警察当局等からの通報や苦情があった工場等について実施しました。

また、過去5年間における立入検査の実施状況は〈表Ⅱ－1〉のとおりです。

〈表Ⅱ－1〉過去5年間の自動車特定整備事業者の立入検査状況

年度 \ 項目	新規	移転追加	所在不明	整備主任者 研修未受講	苦情	表彰	その他	計
R1	290	146	1	0	15	133	130	715
R2	284	93	0	0	7	92	117	593
R3	347	143	0	0	4	96	23	613
R4	351	123	1	1	3	86	11	576
R5	491	148	3	0	12	81	58	793

#### (2) 立入検査結果に基づく行政処分状況

立入検査の結果、道路運送車両法等関係法令に違反する重大な事実が認められた事業場に対しては、道路運送車両法第93条の規定に基づき、事業の停止等の行政処分を行っていますが、令和5年度の処分状況は〈表Ⅱ－2〉のとおりです。

また、過去5年間における運輸局長処分は〈表Ⅱ－3〉のとおりです。

なお、令和5年度は事業者所在不明に係る取消処分は0件でした。

〈表Ⅱ－2〉自動車特定整備事業者の処分状況

	運輸局長処分等			運輸支局長処分等		
	認証取消	事業停止	文書警告	改善命令	文書警告	文書警告
件数	2	19	5	0	2	1

注) 表中「文書警告」は、処分基準に基づく場合のみ計上している。

(事業停止等に伴う改善報告は含まず)

〈表Ⅱ－３〉過去５年間の自動車特定整備事業者の運輸局長処分

項目 年度	立入検査 件数	処 分 事業場数	処 分 等 の 内 訳					認 証 工場数
			認証取消	事業停止	改善命令	警告	計	
R1	715	6	2	4	0	0	6	24,312
R2	593	6	0	5	0	1	6	24,284
R3	613	22	1	21	0	0	22	24,317
R4	576	11	2	8	0	1	11	24,384
R5	793	26	2	19	0	5	26	24,551

注１）複数の処分を受けている事業場があるため、処分事業場数と処分件数は相違する。

注２）認証工場数は各年度とも３月末の数値を示す。

注３）「文書警告」は、処分基準に基づく場合のみ計上している。

（事業停止等に伴う改善報告は含まず）

### （３）法令違反指摘事項等

過去５年間に於ける法令違反の指摘状況は、〈表Ⅱ－４〉のとおりです。

〈表Ⅱ－４〉過去５年間の法令違反指摘内容

指摘事項	年 度				
	R1	R2	R3	R4	R5
整備主任者の業務に関するもの	3 (21.4%)	2 (16.7%)	14 (46.7%)	4 (16.0%)	13 (15.5%)
認証基準に関するもの	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (4.0%)	2 (2.4%)
遵守事項に関するもの	3 (21.4%)	1 (8.3%)	0 (0.0%)	6 (24.0%)	24 (28.6%)
変更届等に関するもの	1 (7.1%)	1 (8.3%)	0 (0.0%)	1 (4.0%)	1 (1.2%)
特定整備記録簿等に関するもの	3 (21.4%)	4 (33.3%)	13 (43.3%)	9 (36.0%)	37 (44.0%)
その他法令違反に関するもの	4 (28.6%)	4 (33.3%)	3 (10.0%)	4 (16.0%)	7 (8.3%)
合 計	14 (100%)	12 (100%)	30 (100%)	25 (100%)	84 (100%)

## 2. 自動車特定整備事業の廃止理由調査結果（令和5年度）

令和5年度中に関東運輸局管内において、自動車特定整備事業の廃止届のあった事業場数は324工場であり、主な廃止理由は、自己都合が111件（34.3%）、次いで後継者難が72件（22.2%）、事業合理化が56件（17.3%）、以下〈表Ⅱ－5〉の順となっています。

また、過去5年間における廃止理由状況は、〈表Ⅱ－6〉のとおりです。

〈表Ⅱ－5〉 自動車特定整備事業者の廃止理由調査結果

支局別	廃止理由											計
	経営不振	倒産	工員不足	後継者難	事業合理化	移転立退	転業	合併	組合参加	自己都合	その他	
東京	4	1	1	12	21	6	2	0	0	31	4	82
神奈川	1	2	3	8	14	1	1	0	0	20	1	51
埼玉	1	1	20	19	5	1	0	1	0	10	0	58
群馬	1	1	2	10	4	0	0	1	0	14	7	40
千葉	3	1	3	6	5	2	0	1	0	17	1	39
茨城	1	0	1	6	6	1	0	0	0	11	3	29
栃木	0	0	3	11	1	0	0	0	0	0	1	16
山梨	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	1	9
局計	11	6	33	72	56	11	3	3	0	111	18	324
構成比 (%)	3.4%	1.9%	10.2%	22.2%	17.3%	3.4%	0.9%	0.9%	0.0%	34.3%	5.6%	100.0%

〈表Ⅱ－6〉 過去5年間の自動車特定整備事業の廃止理由調査結果

項目 年度	廃止理由										計
	経営不振	倒産	工員不足	後継者難 事業者死亡	事業合理化	移転立退	転業	合併	組合参加	自己都合 及び その他	
R1	12	12	23	73	72	28	5	3	0	110	338
R2	20	6	24	87	58	26	5	2	0	149	377
R3	18	2	16	65	74	22	2	4	0	114	317
R4	17	3	18	55	50	23	3	2	3	114	288
R5	11	6	33	72	56	11	3	3	0	129	324

### 3. 自動車特定整備事業者の違反事例

自動車特定整備事業者の法令違反等による行政処分を例示します

#### 【その1】点検整備料金の過剰請求等

当該事業者の板金部門における保険金水増し請求問題を受け、立入検査を行った結果、当該事業場について法令違反の疑いがあり、関係帳票類を預かることとした。関係帳票類について内容を精査し、後日、特別監査を実施したところ、点検整備料金の過剰請求を含む、3. 法令違反の内容にある違反事項を認めた。

#### 1. 事業場の概要及び組織

平成26年に認証を取得後、平成27年に指定整備工場となった専門工場である。

監査時の工員数は6名、内整備主任者は5名である。

#### 2. 行政処分の内容

自動車特定整備事業の停止（55日間）

#### 3. 法令違反の内容

- (1) 特定整備に係る部分が保安基準不適合であったこと  
(道路運送車両法第90条違反)
- (2) 特定整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤りがあったこと  
(道路運送車両法91条第1項違反)
- (3) 点検整備料金の過剰請求をしたこと  
(道路運送車両法第91条の3 [道路運送車両法施行規則第62条の2の2第1項第3号] 違反)
- (4) 整備主任者の特定整備等に関する統括管理不備があったこと  
(道路運送車両法第91条の3 [道路運送車両法施行規則第62条の2の2第1項第7号] 違反)
- (5) 立入検査の拒否、妨害、忌避（正当な理由なく対応しない場合を含む）又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述を行ったこと  
(道路運送車両法第100条第2項違反)

#### 4. 法令違反に至った原因

- (1) 事業者が、法令遵守よりも利益を優先しており、健全な組織作りを怠ったこと。
- (2) 事業場の整備主任者の特定整備業に対する認識が甘く関係法令に対する遵法精神が欠如していた。

#### 5. その他

- (1) 故意により検査の一部を実施せず適合証を交付したこと等により指定自動車整備事業の指定

の取消し

- (2) 検査員が検査していないにもかかわらず適合証に証明をしたこと（検査一部未実施含む）等により検査員解任命令（1名）
- (3) 事業者は、不正行為の発覚によって、社会的信頼の失墜や経済的損失など大きなものを失うことを自覚すること。

## 【その2】ペーパー車検を実施

警視庁より、当該事業者に対し不正車検の疑いがあるとの相談があり、後日、警視庁の家宅捜査と同時に当該事業場に立入検査を実施した。その後、当該事業場の事業者（代表取締役）が逮捕・立件され、事業者は、裁判で起訴内容（ペーパー車検の依頼）を認めた。その後、ペーパー車検の依頼を受けた事業者（指定工場）に対し特別監査を行い、ペーパー車検の依頼を受けた車両を特定した上で当該事業場に立入検査を実施したところ、ペーパー車検を依頼した事を認めた。後日、裁判が結審し、当該事業場の事業者は有罪が確定した。

### 1. 事業場の概要及び組織

平成11年に認証を取得した専業工場である。

監査時の工員数は3名、内整備主任者は1名である。

### 2. 行政処分の内容

自動車特定整備事業の認証の取消し

### 3. 法令違反の内容

- (1) 違反行為の要求、依頼若しくは唆し又は幫助をしたこと（ペーパー車検の依頼5台以上）  
（道路運送車両法第91条の3【道路運送車両法施行規則第62条の2の2第1項第10号】）
- (2) 法第80条第1項第2号イ、ハ又はニに該当  
（道路運送車両法第93条3号違反）

### 4. 法令違反に至った原因

- (1) 事業者が法令遵守の精神が欠けており、かつ、適正な管理組織の維持を怠ったこと。
- (2) 事業場の整備主任者の特定整備業に対する認識が甘く関係法令に対する遵法精神が欠如していた。

### 5. その他

- (1) 事業者はペーパー車検は犯罪であることを理解し、絶対にしない（させない）組織作りに励むこと。

### 【その3】 特定整備作業に重大な瑕疵があったこと。

当該事業場にて保安基準適合証を交付した車両が車輪脱落事故を惹起し、車両見分を実施したところ、左後前輪のハブの取り付け作業に瑕疵があったことが確認された。後日、当該事業場に特別監査を行い、左後前輪のハブの取り付け作業について整備上の瑕疵があったことを認めた。

#### 1. 事業場の概要及び組織

昭和52年に認証を取得後、平成15年に指定整備工場となったディーラー工場である。  
監査時の工員数は15名、内整備主任者は10名である。

#### 2. 行政処分の内容

自動車特定整備事業の事業停止（20日間）  
保安基準適合証等交付停止（20日間）

#### 3. 法令違反の内容

(1) 特定整備作業に重大な瑕疵があったこと  
（道路運送車両法第90条）

#### 4. 法令違反に至った原因

(1) 特定整備後の出来映え確認を怠った

#### 5. その他

(1) 適合証交付自動車に点検整備上又は検査上の瑕疵があったことにより、保安基準適合証の交付停止（20日間）

### Ⅲ. 最近の主要通達等



国自整第 38 号  
令和 5 年 5 月 30 日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局整備課長

「自動車特定整備事業（指定自動車整備事業を除く。）等における排出ガス測定器の校正について」（令和 2 年 4 月 23 日付け国自整第 17 号）の廃止について

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが 5 類感染症に変更されたことから、標記の通り「自動車特定整備事業（指定自動車整備事業を除く。）等における排出ガス測定器の校正について」（令和 2 年 4 月 23 日付け国自整第 17 号）（以下「廃止通達」という。）を廃止することとしたので、以後は「自動車分解整備事業（指定自動車整備事業を除く。）等の事業場における排出ガス測定器の使用について」（昭和 55 年 6 月 17 日付け自整第 84 号）に基づき指導するよう了知されるとともに、関係者に周知徹底し、遺漏のないよう取り扱われたい。

また、廃止通達の時限的措置により、2 年に 1 回の校正を受けていない自動車特定整備事業者に対しては、令和 7 年 3 月 31 日までに校正を受けるよう指導されたい。

なお、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。



国自整第 38 号の 2  
令和 5 年 5 月 30 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長

「自動車特定整備事業（指定自動車整備事業を除く。）等における排出ガス測定器の校正について」（令和 2 年 4 月 23 日付け国自整第 17 号）の廃止について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長に対し通知しましたので、貴会におかれましては、傘下会員に対し周知徹底方お願い致します。

国自整第 17 号  
令和 2 年 4 月 23 日

関東運輸局自動車技術安全部長 殿

自動車局整備課長

自動車特定整備事業（指定自動車整備事業を除く。）等における排出ガス測定器の校正について

自動車特定整備事業（指定自動車整備事業を除く。）の排出ガス測定器の使用については、「自動車分解整備事業（指定自動車整備事業を除く。）等の事業場における排出ガス測定器の使用について」（昭和 55 年 6 月 17 日付け自整第 84 号）に基づき、少なくとも 2 年に 1 回行うこととしているところである。

今般、新型コロナウイルス感染症の影響により、適切な時期に排出ガス測定器の定期校正を受けることができない自動車特定整備事業者については、別途、指示するまでの間、当該校正を実施しなくとも差し支えないものとし、当該事業者に対しては、排出ガス測定器の機能及び精度を維持するため、同通達 3.（1）及び（2）に基づき、校正を行うよう指導するとともに、併せて、校正を受ける状況が整い次第速やかに校正を受けるよう指導されたい。

なお、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

別添

国自整第 17 号の 2  
令和 2 年 4 月 23 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長

自動車特定整備事業（指定自動車整備事業を除く。）等における排出ガス測定器  
の校正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局  
運輸部長に対し通知しましたので、貴会におかれましては、傘下会員に対し周知徹底  
方お願い致します。

関自整第502号  
令和5年10月10日

管内各運輸支局長 殿

自動車技術安全部長  
(公印省略)

「自動車特定整備事業者等における事業場間の業務支援について」の一部改正  
について

標記について、自動車局整備課長から別添（令和5年9月27日付、国自整第124号）のとおり通知があったので、了知されるとともに、関係者に周知徹底し、遺漏のないよう取り扱われたい。

別添

国自整第 124 号  
令和 5 年 9 月 27 日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局整備課長

「自動車特定整備事業者等における事業場間の業務支援について」の一部改正について

今般、自動車特定整備事業者において、事業場間での作業員の業務支援だけでは整備に係る人材確保が困難な場合があり、事業場以外に勤務する整備士資格を有する者についても業務支援の対象となり得るのか問い合わせがあった。

これに伴い、適用の明確化を図るため「自動車特定整備事業者等における事業場間の業務支援について」（令和 2 年 11 月 11 日付け国自整第 197 号）について、別紙新旧対照表のとおり改正したので、了知されるとともに、遺漏なきよう取り扱われたい。



「自動車特定整備事業者等における事業場間の業務支援について」（令和2年11月11日付け、国自整第197号）  
の一部改正について  
(下線部が改正箇所)

新	旧
<p>国自整第197号 令和2年11月11日 <u>国自整第124号</u> <u>最終改正 令和5年9月27日</u></p> <p>各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p>自動車特定整備事業者等における事業場間の業務支援について</p> <p>自動車整備業界においては、整備に係る人材確保が長年の課題となっている。 今般、<u>特定整備</u>に係る認証を受けている事業場において、以下に掲げる条件をすべて満たす場合等からは、<u>他事業場等</u>からの業務支援による作業員の作業であつても、作業員を借り入れた事業場において行った作業とみなすこととしたので、了知されるとともに、関係者に周知徹底し、遺漏のないよう取り扱われたい。</p> <p>なお、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて別添のとおり</p>	<p>国自整第197号 令和2年11月11日</p> <p>各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p>自動車整備課長</p> <p>自動車特定整備事業者等における事業場間の業務支援について</p> <p>自動車整備業界においては、整備に係る人材確保が長年の課題となっている。 今般、<u>分解整備</u>に係る認証を受けている事業場において、以下に掲げる条件をすべて満たす場合等には、<u>他事業場</u>からの業務支援による作業員の作業であつても、作業員を借り入れた事業場において行った作業とみなすこととしたので、了知されるとともに、関係者に周知徹底し、遺漏のないよう取り扱われたい。</p> <p>なお、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて別添のとおり</p>

り通知したので申し添える。

1. 業務支援において、作業員を借り入れる事業場（以下「借入事業場」という。）と作業員を貸し出す事業場又は事業場以外の部署（以下「貸出事業場等」という。）は同一の自動車特定整備事業者であること。
2. 作業員を貸し出した後であっても貸し出す事業場及び借入事業場は、それぞれの事業場（指定自動車整備事業についても同じ。）の従業員の基準を満たすこと。
3. 貸し出される作業員は、貸し出す事業場における整備主任者又は自動車検査員でないこと。
4. 貸し出された作業員の作業の範囲は、点検及び整備のみとすること。
5. 貸し出された作業員の作業は、借入事業場の作業指示に従うこと。
6. 貸し出された作業員が保安基準適合証の交付に係る点検及び整備を行う場合は、借入事業場が貸し出された作業員に対し必要な教育を事前に実施し、その結果を記録すること。
7. 借入事業場及び貸出事業場等は、それぞれ借入勤務実績及び貸出勤務実績を記録すること。

り通知したので申し添える。

1. 業務支援において、作業員を借り入れる事業場（以下「借入事業場」という。）と作業員を貸し出す事業場（以下「貸出事業場」という。）は同一の自動車特定整備事業者であること。
2. 作業員を貸し出した後であっても貸出事業場及び借入事業場は、それぞれの事業場（指定自動車整備事業についても同じ。）の従業員の基準を満たすこと。
3. 貸し出される作業員は、貸出事業場における整備主任者又は自動車検査員でないこと。
4. 貸し出された作業員の作業の範囲は、点検及び整備のみとすること。
5. 貸し出された作業員の作業は、借入事業場の作業指示に従うこと。
6. 貸し出された作業員が保安基準適合証の交付に係る点検及び整備を行う場合は、借入事業場が貸し出された作業員に対し必要な教育を事前に実施し、その結果を記録すること。
7. 借入事業場及び貸出事業場は、それぞれ借入勤務実績及び貸出勤務実績を記録すること。

国自整第 197 号  
令和 2 年 11 月 11 日  
国自整第 124 号  
最終改正 令和 5 年 9 月 27 日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局整備課長

### 自動車特定整備事業者等における事業場間の業務支援について

自動車整備業界においては、整備に係る人材確保が長年の課題となっている。

今般、特定整備に係る認証を受けている事業場において、以下に掲げる条件をすべて満たす場合にあっては、他事業場等からの業務支援による作業員の作業であっても、作業員を借り入れた事業場において行った作業とみなすこととしたので、了知されるとともに、関係者に周知徹底し、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

1. 業務支援において、作業員を借り入れる事業場（以下「借入事業場」という。）と作業員を貸し出す事業場又は事業場以外の部署（以下「貸出事業場等」という。）は同一の自動車特定整備事業者であること。
2. 作業員を貸し出した後であっても貸し出す事業場及び借入事業場は、それぞれの事業場（指定自動車整備事業についても同じ。）の従業員の基準を満たすこと。
3. 貸し出される作業員は、貸し出す事業場における整備主任者又は自動車検査員でないこと。
4. 貸し出された作業員の作業の範囲は、点検及び整備のみとすること。
5. 貸し出された作業員の作業は、借入事業場の作業指示に従うこと。
6. 貸し出された作業員が保安基準適合証の交付に係る点検及び整備を行う場合は、借入事業場が貸し出された作業員に対し必要な教育を事前に実施し、その結果を記録すること。
7. 借入事業場及び貸出事業場等は、それぞれ借入勤務実績及び貸出勤務実績を記録すること。

関自整第707号  
令和5年12月20日

管内各運輸支局長 殿

自動車技術安全部長（公印省略）

指定自動車整備事業者等が行う燃料電池自動車等のガス容器等再試験の取扱  
要領について

標記について、物流・自動車局自動車整備課長から別添（令和5年12月5日付、国  
自整第165号）のとおり通知があったので、了知されるとともに、関係者に周知徹底  
し、遺漏のないよう取り扱われたい。

国自整第165号  
令和5年12月5日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局自動車整備課長

指定自動車整備事業者等が行う燃料電池自動車等のガス容器等再試験の取扱要領について

圧縮水素、圧縮天然ガス、液化天然ガスを燃料とする自動車（以下「燃料電池自動車等」という。）の駆動用燃料システムに対しては、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）及び高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）の二法令による規制が適用されていたところ、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和4年法律第74号）が制定されたことに伴い、道路運送車両法に規制が一元化される改正が行われ、令和5年12月21日をもって施行されることとなっている。

これに伴い、今般、指定自動車整備事業者等が行う燃料電池自動車等のガス容器等再試験の取扱いについて、別紙のとおり「指定自動車整備事業者等が行う燃料電池自動車等のガス容器等再試験の取扱要領」を定めたので了知されるとともに、関係者に周知徹底を図り、遺漏なきよう取り扱われたい。

また、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。



## 指定自動車整備事業者等が行う燃料電池自動車等のガス容器等再試験の取扱要領

## 1. 対象範囲について

- (1) 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年告示 619 号（以下「細目告示」という。）別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」で定める圧縮水素ガスを燃料とする自動車（検査対象外軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）に備えるガス容器及びガス容器附属品の再試験
- (2) 細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」で定める圧縮天然ガスを燃料とする自動車（検査対象外軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）に備えるガス容器及びガス容器附属品の再試験
- (3) 細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」で定める液化天然ガスを燃料とする自動車（検査対象外軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）に備えるガス容器及びガス容器附属品の再試験

## 2. 自動車特定整備事業者が行うガス容器及びガス容器附属品の再試験について（指定自動車整備事業者が指定自動車整備事業以外で実施する場合を含む）

自動車特定整備事業者が細目告示別添で定めるガス容器再試験及びガス容器附属品再試験（以下、「ガス容器等再試験」という。）を実施する場合は、次により行うものとする。

なお、ガス容器等再試験の設備については、他の事業場又は他の事業者から借り入れることができる。

- (1) ガス容器等再試験については、細目告示別添で定めるガス容器等再試験の設備及び基準に基づき、事業場内の屋内作業場において、十分な換気を行い実施すること。
- (2) ガス容器等再試験を実施できる者は、事業場の工員であって次の資格を有する者であること。

- ア 一級大型自動車整備士
- イ 一級小型自動車整備士
- ウ 一級二輪自動車整備士
- エ 一級自動車整備士（総合）
- オ 一級自動車整備士（二輪）
- カ 二級ガソリン自動車整備士
- キ 二級ジーゼル自動車整備士
- ク 二級二輪自動車整備士

ケ 二級自動車整備士（総合）

コ 二級自動車整備士（二輪）

（3）ガス容器等再試験を実施した際には、「独立行政法人自動車技術総合機構法」（平成 11 年法律第 218 号）第 13 条第 1 項に定める審査事務の実務に関する規程（以下、「審査事務規程」という。）で定める様式の「ガス容器等再試験結果証明書」を作成し、依頼者に 2 部交付すること。

なお、紛失等により依頼者から「ガス容器等再試験結果証明書」の再交付の申し出があった場合には、再交付することができる。

（4）「ガス容器等再試験結果証明書」を交付する際には、別添 1 の「ガス容器等再試験結果管理台帳」で適切に管理すること。

なお、「ガス容器等再試験結果証明書」の再交付した場合には、備考欄に再交付年月日と再交付であることを、ガス容器等再試験の設備を他の事業場又は他の事業者から借り入れた場合には、備考欄に借用先を記載すること。

（5）依頼者に交付した「ガス容器等再試験結果証明書」の写し及び「ガス容器等再試験結果管理台帳」については、事業場毎に 2 年間保存すること。

### 3. 指定自動車整備事業者が指定自動車整備事業として行うガス容器再試験及びガス容器附属品の再試験について

指定自動車整備事業者が細目告示別添で定めるガス容器等再試験を実施する場合は、次により行うものとする。

なお、ガス容器等再試験の設備については、他の事業場又は他の事業者から借り入れることができる。

（1）ガス容器等再試験については、審査事務規程に規定されたガス容器等再試験結果証明書を用いた確認によらず、細目告示別添で定めるガス容器等再試験の設備及び基準に基づき、事業場内の屋内作業場又は完成検査場において、十分な換気を行い実施すること。

ただし、ガス容器等再試験を実施した事業場に限り、当該事業場で交付した有効なガス容器等再試験結果証明書（完成検査日にガス容器等再試験結果証明書に記載された有効期限（ガス容器及びガス容器附属品の再試験を実施した日の 1 年 1 か月後の日）を経過していないものをいう。）を活用することができる。その際には、ガス容器等再試験結果証明書を指定整備記録簿に添付し、保存しておくこと。

（2）ガス容器等再試験を実施できる者は、自動車検査員とする。

(3) ガス容器等再試験を実施した際には、審査事務規程で定める様式の「ガス容器等再試験結果証明書」を作成し、依頼者に1部交付すること。

なお、紛失等により依頼者から「ガス容器等再試験結果証明書」の再交付の申し出があった場合には、再交付することができる。

(4) 「ガス容器等再試験結果証明書」を交付する際には、別添1の「ガス容器等再試験結果管理台帳」で適切に管理すること。

なお、「ガス容器等再試験結果証明書」の再交付した場合には、備考欄に再交付年月日と再交付であることを、ガス容器等再試験の設備を他の事業場又は他の事業者から借り入れた場合には、備考欄に借用先を記載すること。

(5) 依頼者に交付した「ガス容器等再試験結果証明書」の写し及び「ガス容器等再試験結果管理台帳」については、事業場毎に2年間保存すること。

(6) ガス容器等再試験を実施した場合（当該事業場で交付した有効なガス容器等再試験結果証明書を活用する場合を除く。）には、指定整備記録簿の備考欄に以下の項目を記載すること。

ア 実施年月日／充填可能期限

イ 試験実施者

ウ 使用したガス検知器の型式（検知液の場合は、検知液と記載）

#### 附則

1. 本規定は、令和5年12月21日から施行する。

別添1

ガス容器等再試験結果管理台帳（圧縮酸素ガス・圧縮天然ガス・液化天然ガス）

番号	自動車登録番号 若しくは 車両番号 又は 車台番号	依頼者 氏名	容器等再試験 実施年月日	容器			附属品		試験 実施者	検知器 型式	考 備
				製造番号又 は容器の記 号及び番号	充填可能 期限	試験結果	試験結果	試験結果			
記載例	◆◆-012345	▲▲ ▲▲	R5.12.21	▼▼-▼▼	R20.12.1	適・否	適・否	●●●●	■-■	R6.1.6 再交付 借用先 ●●●	
						適・否	適・否				
						適・否	適・否				
						適・否	適・否				
						適・否	適・否				
						適・否	適・否				
						適・否	適・否				
						適・否	適・否				

別添

国自整第165号の2  
令和5年12月5日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省物流・自動車局  
自動車整備課長

指定自動車整備事業者等が行う燃料電池自動車等のガス容器等再試験の取扱要領について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長に対し通知しましたので、貴会におかれましては、傘下会員に対し周知徹底方お願い致します。

関自技第 1 9 4 7 号  
関自整第 1 1 6 7 号  
令和 6 年 3 月 2 9 日

管内各運輸支局長 殿  
管内各自動車検査登録事務所長 殿

自動車技術安全部長  
(公印省略)

OBD 検査用サーバーに接続できない場合の特例措置の実施要領について

標記について、物流・自動車局車両基準・国際課長及び自動車整備課長から別添（令和 6 年 3 月 28 日付、国自基第 221 号、国自整第 270 号）のとおり通知があったので、了知されたい。

# 別添

国自基第 221 号  
国自整第 270 号  
令和 6 年 3 月 28 日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局  
車両基準・国際課長  
自動車整備課長  
(公印省略)

OBID 検査用サーバーに接続できない場合の特例措置の実施要領について

令和 6 年 10 月 1 日より開始となる OBID 検査の円滑な実施を図るため、(独)自動車技術総合機構が行う基準適合性審査業務、軽自動車検査協会が行う検査業務及び指定自動車整備事業者が行う完成検査において、OBID 検査用サーバーの障害又は通信障害若しくは電力障害により OBID 検査用サーバーに接続して OBID 検査を実施することができない場合の特例的な措置を別添のとおり「OBID 検査用サーバーに接続できない場合の特例措置の実施要領」に定めたので了知されるとともに、遺漏なきよう取り扱われたい。

また、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長、(独)自動車技術総合機構理事長及び軽自動車検査協会理事長あて別添のとおり通知したので申し添える。



## OBD 検査用サーバーに接続できない場合の特例措置の実施要領

### 1. 用語の定義

この要領の用語は、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号。以下「細目告示」という。）に定めるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「OBD 検査」とは、細目告示別添 124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準への適合性を判定することをいう。
- (2) 「OBD 検査用サーバー」とは、(独)自動車技術総合機構（以下「機構」という。）が法第 74 条の 3 の審査用技術情報管理事務の実施のために管理する電子情報処理組織をいう。
- (3) 「特例措置」とは、2-1 に規定する事象が発生した場合において、4. に定める方法により OBD 検査を行うことをいう。
- (4) 「OBD 検査ポータル」とは、OBD 検査に関する情報を掲載する機構のウェブサイトをいう。

### 2. 特例措置の対象

#### 2-1. 特例措置を適用する事象

本要領に定める特例措置は、OBD 検査実施時のみを対象とし、以下に掲げるいずれかの事象が発生した場合に適用する。

- (1) OBD 検査用サーバーの障害の発生を原因として OBD 検査用サーバーに接続できない事象（OBD 検査結果参照システムのみ利用できない場合を除く。以下「サーバー障害」という。）
- (2) 通信障害又は電力障害の発生を原因として OBD 検査用サーバーに接続できない事象（以下「通信・電力障害」という。）
- (3) OBD 検査用サーバーのアップデートなど指定自動車整備事業者の責に帰すべきでない事由により OBD 検査用サーバーに接続できない（OBD 検査結果参照システムのみ利用できない場合を除く。）と機構が認める事象

#### 2-2. 特例措置が適用されない事象の例

本要領に定める特例措置は、以下に掲げる場合には適用しない。

- (1) 指定自動車整備事業者が保有する機器の障害を原因として OBD 検査用サーバーに接続できない事象
- (2) OBD 確認を実施しようとして OBD 検査用サーバーに接続できない事象

- (3) 検査用スキャンツール又は自動車の車載式故障診断装置の不具合により  
OBD 検査を実施できない事象

### 3. 特例措置の適用

#### 3-1. サーバー障害

サーバー障害に伴う特例措置は、3-1-1に定める時点から3-1-2に定める時点までの間、OBD 検査を行う場合に限り適用することができる。

##### 3-1-1. 特例措置の開始時点

特例措置の開始時点は、機構がサーバー障害の発生を認定した時点とする。

##### 3-1-2. 特例措置の終了時点

特例措置の終了時点は、機構がサーバー障害からの復旧を認定した時点が含まれる日が終了する時点とする。

##### 3-1-3. サーバー障害の発生の認定

機構は、OBD 検査用サーバーからの警報、地方運輸局等又は機構若しくは軽自動車検査協会の検査事務所からの連絡、OBD 検査用サーバーの管理を委託する事業者からの連絡、複数の整備事業者又は自動車整備振興会からコールセンターへの連絡その他の手段により OBD 検査用サーバー障害の発生又はその疑いを確認した場合には、速やかに、サーバー障害の発生の認定について検討するものとする。この場合において、1時間以内に認定の可否を判断できない場合には、機構は、サーバー障害の発生を認定するものとする。

##### 3-1-4. サーバー障害の発生の認定の公表

機構は、サーバー障害の発生を認定した場合には、速やかに OBD 検査ポータルに以下の情報を掲載するものとする。

- (1) サーバー障害が発生している旨
- (2) サーバー障害の影響（使用できないシステム、アプリの範囲等）
- (3) サーバー障害発生の日時（特定できない場合にはその旨）
- (4) サーバー障害の発生を認定した日時
- (5) 対応状況及び復旧見込み

##### 3-1-5. サーバー障害からの復旧の認定

機構は、サーバー障害から復旧したと判断した場合には、サーバー障害からの復旧を認定するものとする。

##### 3-1-6. サーバー障害からの復旧の認定の公表

機構は、サーバー障害からの復旧の認定をした場合には、速やかに OBD 検査ポータルに以下の情報を掲載するものとする。

- (1) サーバー障害から復旧した旨
- (2) サーバー障害の影響（使用できないシステム、アプリの範囲等）

- (3) サーバー障害発生の期間（特定できない場合にはその旨）
- (4) サーバー障害からの復旧を認定した日時
- (5) 特例措置が適用される期間

### **3-1-7. 国土交通省等への報告**

機構は、3-1-4又は3-1-6の公表を行ったときは、遅滞なく、国土交通本省、地方運輸局、沖縄総合事務局及び軽自動車検査協会並びに関係団体に対してその旨を報告するものとする。

## **3-2. 通信・電力障害**

特例措置は、3-2-1に定める時点から3-2-2に定める時点までの間、通信・電力障害が発生している又は発生した地域において OBD 検査を行う場合に限り適用することができる。

### **3-2-1. 特例措置の開始時点**

特例措置の開始時点は、機構が通信・電力障害の発生を認定した時点とする。

### **3-2-2. 特例措置の終了時点**

特例措置の終了時点は、機構が通信・電力障害からの復旧を認定した時点が含まれる日が終了する時点とする。

### **3-2-3. 通信・電力障害の発生の認定**

機構は、地方検査部等、地方運輸局等又は機構若しくは軽自動車検査協会の検査事務所からの連絡、OBD 検査コールセンターへの問い合わせ等により、通信・電力障害に関する情報を入手した場合には、通信会社又は電力会社のウェブサイトにて当該障害に係る情報を確認したことをもって、当該障害の発生（障害発生の地域の限定を含む。）を認定するものとする。この場合において、機構は、通信・電力障害の発生地域を厳密に特定することが困難である場合には、現に障害が発生している地域よりも広い地域を対象として通信・電力障害の発生を認定して差し支えない。

### **3-2-4. 通信・電力障害の発生の認定の公表**

機構は、通信・電力障害の発生を認定した場合には、速やかに OBD 検査ポータルに以下の情報を掲載するものとする。

- (1) 通信・電力障害が発生している旨
- (2) 通信・電力障害が発生している又はその疑いがある地域
- (3) 通信・電力障害に係る通信会社又は電力会社のウェブサイトのリンク
- (4) 通信・電力障害発生の日時（特定できる場合に限る）
- (5) 通信・電力障害の発生を認定した日時

### **3-2-5. 通信・電力障害からの復旧の認定**

機構は、通信・電力障害から復旧したと判断した場合には、通信・電力障害か

らの復旧を認定するものとする。

### 3-2-6. 通信・電力障害からの復旧の認定の公表

機構は、通信・電力障害からの復旧の認定をした場合には、速やかに OBD 検査ポータルに以下の情報を掲載するものとする。

- (1) 通信・電力障害から復旧した旨
- (2) 通信・電力障害が発生した又はその疑いがあった地域
- (3) 通信・電力障害発生期間（特定できない場合にはその旨）
- (4) 通信・電力障害からの復旧を認定した日時
- (5) 特例措置が適用される期間

### 3-2-7. 通信・電力障害の発生に関する情報提供

運輸支局、自動車検査登録事務所、運輸監理部、陸運事務所及び運輸事務所（以下「運輸支局等」という。）は、関係団体等からの情報、各種メディアの情報等により管轄地域における通信・電力障害の発生又はその疑いを確認した場合には、当該運輸支局等を管轄する地方運輸局又は沖縄総合事務局（以下「運輸局等」という。）の担当課へ速やかに障害の内容を連絡するものとする。

当該情報を入手した運輸局等担当課は速やかに国土交通本省及び機構 OBD 情報・技術センターへ当該情報を報告するものとする。

### 3-2-8. 国土交通省等への報告

機構は、3-2-4 又は 3-2-6 の公表を行ったときは、遅滞なく、国土交通本省、地方運輸局、沖縄総合事務局及び軽自動車検査協会並びに関係団体に対してその旨を報告するものとする。

### 3-2-9. 指定自動車整備工場による通信・電力障害の発生の判断

指定自動車整備工場は、その事業場において通信・電力障害が発生して OBD 検査用サーバーに接続できない状態を確認した場合であって、機構が 3-2-6 の公表を行っていないときは、3-2-1 から 3-2-8 までの規定にかかわらず、以下の①～④の手順により特例措置を適用することができる。

- ① OBD 検査用サーバーの障害が発生していないことを OBD 検査ポータル等で確認する。
- ② 当該障害に係る通信会社又は電力会社の HP を確認し又は電話等で問い合わせることにより通信・電力障害の発生又はその疑いを確認する。
- ③ ②の確認の結果、通信・電力障害の発生を確認し、かつ、OBD 検査用サーバーに接続する代替手段がない場合にあっては、当該指定自動車整備工場の判断により 4. の特例措置を適用することができる。この場合において、当該特例措置は、通信・電力障害が発生した当該日が終了する時点まで適用することができる。
- ④ 特例措置を適用した当該指定自動車整備工場は、通信・電力障害が発生し

たことを確認できる記録（別紙様式例を参照）（通信会社・電力会社のホームページの写し、これらの会社への問い合わせ履歴等）、特例措置を適用した日時を2年間保存しなければならない。

### 3-3. 特定事象

特例措置は、3-3-1に定める時点から3-3-2に定める時点までの間、OBD検査を行う場合に限り適用することができる。

#### 3-3-1. 特例措置の開始時点

特例措置の開始時点は、以下の（1）又は（2）のいずれかとする。

- （1）OBD検査用サーバーのアップデート等によりシステムを使用できなくなるため特例措置を適用可能な期間として、機構がOBD検査ポータルに掲載した当該期間の開始時点。
- （2）その他指定自動車整備事業者の責に帰すべきでない事由によりOBD検査を実施することができない事象の発生を機構が認めた時点。

#### 3-3-2. 特例措置の終了時点

特例措置の終了時点は、3-3-1（1）又は（2）の別に応じ、それぞれ以下の（1）又は（2）のとおりとする。

- （1）3-3-1（1）の機構が定める期間の終了日時
- （2）3-3-1（2）の事象の終了を機構が認めた時点

## 4. 特例措置

### 4-1. 特例措置の内容

本要領の3.に定めるところにより特例措置を適用する場合には、細目告示別添124の4.の「独立行政法人自動車技術総合機構が指定する方法により、継続検査用OBDの必要な情報を読み出した結果、次の表の左欄に掲げる装置の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる要件に該当するものは、本技術基準に適合しないものとする。」とあるのは、異常を示すテルテールが点灯又は点滅していないことにより、同表の右欄に掲げる不適合要件には該当しないものと解し、同別添に定める技術基準に適合するものとして取り扱って差し支えない。

### 4-2. 特例措置を適用した場合の指定整備記録簿の記載等

特例措置を適用し、完成検査を実施した場合における指定整備記録簿の記載等は以下のとおりとする。

- 「OBD検査結果」欄の「良」に○印を記載するとともに、「走行テスト等の方法と結果」欄にテルテール点灯状況（点灯又は点滅していないこと）の

確認結果を記載すること。

【記載例】：「走行テスト等の方法と結果」欄

OBD検査特例適用

確認日：令和●年●月●日 ○○時○○分 テルテール点灯・点滅なし

○テルテールの点灯状況について写真又は動画で記録すること。この際、撮影日時がわかるもの（時計等）を当該写真又は動画内にあわせて記録しておくこと。

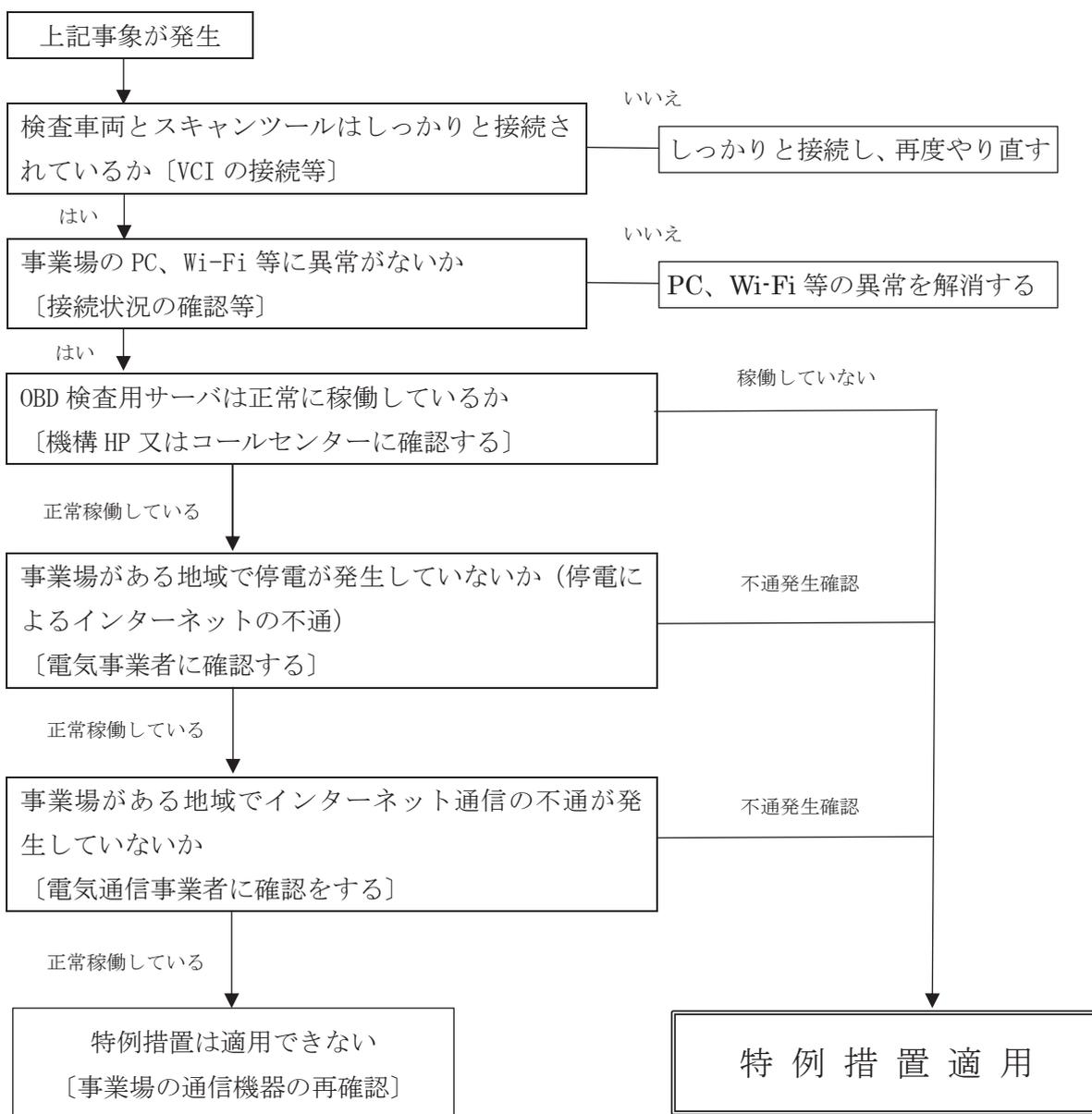
附 則（令和 6 年 3 月 28 日付け国自基第 221 号、国自整第 270 号）

この通達は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

(参考) 特例措置適用判断の流れ

特定 DTC 照会アプリで次の事象が発生した場合には、フローに沿って確認してください。

- ① 特定 DTC 照会アプリが起動しない。
- ② 特定 DTC 照会アプリにログインができない。
- ③ 車両情報を手入力する際にエラーが発生する。
- ④ 「検査可否確認」選択後にエラーは発生する。
- ⑤ OBD 検査の「実行」ができない。



## 通信・電力障害発生時の確認記録

作成日：令和●年●月●日  
●●自動車整備工場

- 通信・電力障害の発生を認識した日時  
（記載例）
  - ・令和●年●月●日 ●時●分
  
- 通信・電力障害の確認方法  
（記載例）
  - ・通信会社（●●株式会社）のホームページより確認
  - ・電力会社（●●株式会社）のコールセンターに確認
  
- 通信・電力障害の発生を確認した日時  
（記載例）
  - ・令和●年●月●日 ●時●分
  
- 通信・電力障害の発生を確認した担当者名  
（記載例）
  - ・国土 太郎 （自社自動車検査員）
  - ・交通 次郎 （自社事務員）
  
- 通信会社・電力会社のホームページの写し（あれば添付）

別添

国自基第 221 号の 2  
国自整第 270 号の 2  
令和 6 年 3 月 28 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省 物流・自動車局  
車両基準・国際課長  
自動車整備課長  
( 公 印 省 略 )

OBD 検査用サーバーに接続できない場合の特例措置の実施要領について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達しましたので、了知いただくとともに、傘下会員に対し周知をお願いいたします。

国自基第 221 号の 2  
国自整第 270 号の 2  
令和 6 年 3 月 28 日

独立行政法人自動車技術総合機構理事長 殿

国土交通省 物流・自動車局  
車両基準・国際課長  
自動車整備課長  
( 公 印 省 略 )

OBD 検査用サーバーに接続できない場合の特例措置の実施要領について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達しましたので、了知いただくとともに、貴機構内において周知をお願いいたします。

国自基第 221 号の 2  
国自整第 270 号の 2  
令和 6 年 3 月 28 日

軽自動車検査協会理事長 殿

国土交通省 物流・自動車局  
車両基準・国際課長  
自動車整備課長  
( 公 印 省 略 )

OBD 検査用サーバーに接続できない場合の特例措置の実施要領について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達しましたので、了知いただくとともに、貴会内において周知をお願いいたします。

関自整第 1 1 6 8 号  
令和 6 年 3 月 2 9 日

管内各運輸支局長 殿

自動車技術安全部長  
(公印省略)

OBD 検査システム利用事業者の各種申請等における連絡体制等の取  
扱方針について

標記について、物流・自動車局自動車整備課長から別添（令和 6 年 3 月 28 日  
付、国自整第 268 号）のとおり通知があったので、了知されたい。

国自整第 268 号  
令和 6 年 3 月 28 日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局自動車整備課長  
( 公 印 省 略 )

OBD 検査システム利用事業者の各種申請等における連絡体制等の取  
扱方針について

令和 6 年 10 月から開始される OBD 検査（目視により判断できない電子制御装置の故障等に対応するため、検査用スキャンツールを用いて車載式故障診断装置の診断結果を読み出し、特定の情報等の記録状況を検査すること。）の実施のため、独立行政法人自動車技術総合機構（以下「機構」という。）では、OBD 検査システムを管理、運用している。

自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者が当該システムを利用するためには、認証番号又は指定番号による申請等が必要となるが、申請から利用可能となるまでには日数を要することとなるため、新規指定等と同日に当該システムを利用可能とするためには、運輸局及び運輸支局（兵庫陸運部及び内閣府沖縄総合事務局を含む。以下「運輸局等」という。）での新規指定等の審査と並行して、機構での OBD 検査システムの申請内容の審査を行う必要がある。

また、指定取消等の行政処分後の OBD 検査システムの不正使用を防ぐため、機構において必要な措置を迅速に行う必要がある。

これらのことから、運輸支局（兵庫陸運部を含む。以下同じ。）への事業者からの申請及び運輸局（内閣府沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）による行政処分に係る情報を機構に共有する必要があるところ、別紙のとおり「OBD 検査システム利用事業者の各種申請等における連絡体制等の取扱方針」を定めたので了知されるとともに、遺漏のないよう取り扱われたい。

また、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長及び機構理事長あて別添のとおり通知したので申し添える。



## OBD 検査システム利用事業者の各種申請等における連絡体制等の取扱方針

## 1. 申請又は届出があった際の連絡について

## (1) 自動車特定整備事業の認証又は指定自動車整備事業の指定の申請

運輸支局は、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）第 79 条又は第 94 条の 2 の申請があった際は、当該申請を行った者に対し自動車特定整備事業の認証又は指定自動車整備事業の指定を受けると同時に OBD 検査システムの利用開始（自動車特定整備事業者として OBD 検査システムを利用している場合であって、指定自動車整備事業の指定と同時に新たに OBD 検査モードを利用開始する場合を含む。）を希望するか、申請者に確認する。当該申請者が同時利用開始を希望する場合にあつては、必要な手続きの方法として以下の事項を案内する。

- ・ OBD 検査システムの申請時に入力求められる、認証番号又は指定番号については、未定であるため、代わりに次の番号を入力すること  
『管轄運輸支局コード（2桁）＋事業場の電話番号（10～11桁）』
- ・ OBD 検査システムの申請時に添付求められる、認証書又は指定書については、未交付であるため、代わりに運輸支局への申請書（事業場の名称、事業場の所在地が確認できる部分）の写しを添付すること

上記の希望があった場合、運輸支局は、次に掲げる項目を遅滞なく機構へ電子メールにより連絡する。

機構は、運輸支局から連絡があり、かつ、当該申請者から OBD 検査システムの申請があった場合には、利用開始の日までの審査完了に向けて準備を進める。

- ①申請の種別（新規認証、新規指定又は廃止新規）
- ②認証番号（新規指定の場合に限る。）
- ③廃止される事業場の指定番号（廃止新規の場合に限る。）
- ④事業場の名称
- ⑤事業場の所在地

また、運輸局等は、当該申請者が OBD 検査システムを同時利用開始できるよう、次の⑥及び⑦の項目が確定次第（遅くとも認証又は指定の予定日（認証又は指定を行う可能性のある日のうち最も早い日とする。以下同じ。）の前開庁日までに）、①～⑤の項目にこれらの項目を追加し、機構へ電子メー

ルにより連絡する。(予定日に変更が生じた場合は速やかに機構に連絡する。)

⑥認証番号 (指定自動車整備事業の場合は指定番号)

⑦認証又は指定の予定日

運輸局等は、当該認証又は指定の日が確定した場合は、直ちに④～⑥の項目と認証又は指定の日を機構へ電子メールにより連絡する。

機構は当該認証又は指定の日に、当該申請者が利用開始できるようシステム処理を行う。

## (2) 廃止届出

運輸支局は、法第 81 条第 2 項 (第 94 条の 9 において準用する場合を含む。) の廃止の届出があった際は、速やかに次に掲げる項目を機構へ電子メールにより連絡する。

機構は、運輸支局から連絡があった場合には、当該事業場の OBD 検査システムに登録されている情報を確認し、利用停止手続きがされていなかったときは速やかに事業場 ID 及びユーザー ID の削除を行う。

①事業場の名称

②事業場の所在地

③認証番号 (指定自動車整備事業の場合は指定番号)

④廃止日

## (3) 変更届出等

運輸支局は、法第 81 条第 1 項の変更届出 (事業場の名称又は事業場の所在地に関するものに限り、道路運送車両法施行規則 (昭和 26 年運輸省令第 74 号) 第 62 条の 2 の 2 第 2 項及び指定自動車整備事業規則 (昭和 37 年運輸省令第 49 号) 第 5 条第 3 項の届出の際に行うものも含む。) 又は法第 94 条の 4 第 3 項の自動車検査員の変更の届出があった際は、機構の OBD 検査システムに登録されている情報の変更についても案内する。

## 2. 行政処分等を行う際の連絡について

運輸局は、次表に掲げる行政処分を行う際には、当該行政処分の種類に応じ、次表に掲げる項目を、次表に掲げる連絡期日までに機構へ電子メールにより連絡する。(予定日に変更が生じた場合は速やかに機構に連絡する。) また、次表に掲げるシステム上の処理を行う可能性がある旨の連絡を当該行政処分に係る事業者にも速やかに連絡する。

機構は、運輸局から連絡があった場合には、次表に掲げるシステム上の処理を行

う可能性がある旨の連絡を当該行政処分に係る事業者に速やかに連絡し、当該行政処分の効力が発生する日と同日に実施する。

処分の種類	項目	連絡期日	システム上の処理
(全処分で共通)	①事業場の名称 ②事業場の所在地	当該処分が効力を発生する前開庁日	
事業の停止命令 (法第 93 条)	③認証番号 (指定自動車整備事業の場合は指定番号) ④停止予定期間		事業場 ID の停止
認証の取消 (法第 93 条)	③認証番号 (指定自動車整備事業の場合は指定番号) ④取消の予定日		事業場 ID の削除
自動車検査員の解任命令 (法第 94 条の 4 第 4 項)	③指定番号 ④解任される自動車検査員の氏名 ⑤解任の予定日		解任された自動車検査員の利用者区分を「検査員」から「工員」に変更
保安基準適合証等の交付停止命令 (法第 94 条の 8 第 1 項)	③指定番号 ④停止予定期間		事業場 ID の種別を指定工場 (OBD 検査不可) に変更
指定の取消 (認証の取消を含まない場合に限る) (法第 94 条の 8 第 1 項)	③認証番号 ④指定番号 ⑤取消の予定日		事業場 ID の種別を認証工場に変更

### 3. 機構への連絡方法

電子メールでの機構への連絡方法は以下のとおり。

■宛先	自動車技術総合機構 OBD 情報・技術センター OBD_center@naltec.go.jp
■件名	『【○○運輸支局 (※運輸局等の名称)】○○情報 (※申請、届出又は処分区分) の共有』

附 則 (令和 6 年 3 月 28 日付け国自整第 268 号)

この通達は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

別添

国自整第 268 号の 2  
令和 6 年 3 月 28 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省 物流・自動車局  
自動車整備課長  
( 公 印 省 略 )

OBD 検査システム利用事業者の各種申請等における連絡体制等の取扱方針に  
ついて

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸  
部長あて通達しましたので、了知いただくとともに、傘下会員に対し周知をお願いいたし  
ます。

国自整第 268 号の 2  
令和 6 年 3 月 28 日

独立行政法人自動車技術総合機構理事長 殿

国土交通省 物流・自動車局  
自動車整備課長  
( 公 印 省 略 )

OBD 検査システム利用事業者の各種申請等における連絡体制等の取扱方針に  
ついて

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸  
部長あて通達しましたので、了知いただくとともに、貴機構内において周知をお願いいた  
します。

関自整第 1 1 6 9 号  
令和 6 年 3 月 2 9 日

管内各運輸支局長 殿

自動車技術安全部長  
(公印省略)

自動車特定整備事業者及び指定自動車整備事業者における OBD 検査システムの ID 等の管理に係る遵守事項及び留意事項について

標記について、物流・自動車局自動車整備課長から別添（令和 6 年 3 月 28 日付、国自整第 267 号）のとおり通知があったので、了知されたい。

国自整第 267 号  
令和 6 年 3 月 28 日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局自動車整備課長  
( 公 印 省 略 )

自動車特定整備事業者及び指定自動車整備事業者における OBD 検査システムの ID 等の管理に係る遵守事項及び留意事項について

令和 6 年 10 月 1 日より開始となる OBD 検査の円滑な実施に向けて、独立行政法人自動車技術総合機構（以下「機構」という。）が提供する OBD 検査及び OBD 確認を実施するために使用するシステム（以下「OBD 検査システム」という。）の ID 及びパスワード（以下「ID 等」という。）の管理について、自動車特定整備事業者及び指定自動車整備事業者が遵守すべき事項及び留意すべき事項を下記のとおり定めたので了知されるとともに、遺漏なきよう取り扱われたい。

また、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

記

1. 自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者は、OBD 検査システムの利用にあたって取得・設定した ID 等について、機構の定める利用規約に従って適切に管理すること。
2. 自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者が、以下に掲げる ID 等の不正使用又はその幫助を行った場合、行政処分の対象となるとともに機構が当該 ID 等の効力を停止する可能性があることに留意されたい。
  - ① 検査員又は工員が他者の ID 等を使用して OBD 検査又は OBD 確認を実施した場合（なりすまし）
  - ② 事業場が取得・設定した ID 等を、事業場以外の者へ貸し渡し、使用させた場合（ID 等の不正使用の幫助）



別添

国自整第 267 号の 2  
令和 6 年 3 月 28 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省 物流・自動車局  
自動車整備課長  
( 公 印 省 略 )

自動車特定整備事業者及び指定自動車整備事業者における OBD 検査システム  
の ID 等の管理に係る遵守事項及び留意事項について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸  
部長あて通達しましたので、了知いただくとともに、傘下会員に対し周知をお願いいたし  
ます。

関自整第 1 1 7 1 号  
令和 6 年 3 月 2 9 日

管内各運輸支局長 殿

自動車技術安全部長  
(公印省略)

自動車特定整備事業者等における OBD 検査及び OBD 確認の取扱方針について

標記について、物流・自動車局自動車整備課長から別添（令和 6 年 3 月 28 日付、国自整第 278 号）のとおり通知があったので、了知されたい。

別添

国自整第 278 号  
令和 6 年 3 月 28 日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局自動車整備課長  
( 公 印 省 略 )

自動車特定整備事業者等における OBD 検査及び OBD 確認の取扱方針につ  
いて

令和 6 年 10 月 1 日より開始となる OBD 検査の円滑な実施を図るため、自動車特定  
整備事業者等が OBD 検査及び OBD 確認の実施に当たり遵守すべき事項等を別添の「自  
動車特定整備事業者等における OBD 検査及び OBD 確認の取扱方針」に定めたので了知  
されるとともに、遺漏なきよう取り扱われたい。

また、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて別添のとおり通知したの  
で申し添える。



## 自動車特定整備事業者等における OBD 検査及び OBD 確認の取扱方針

## 1. 用語

この通達において使用する用語は、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「車両法」という。）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）、中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）並びに道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）及び指定自動車整備事業規則（昭和 37 年運輸省令第 49 号。以下「事業規則」という。）並びに独立行政法人自動車技術総合機構法（平成 11 年法律第 218 号）第 13 条第 1 項に規定する事務規程（以下「審査事務規程」という。）に定めるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「自動車特定整備事業者等」とは、車両法第 78 条第 4 項に規定する自動車特定整備事業者、同法第 94 条の 3 第 1 項に規定する指定自動車整備事業者、同法第 95 条に規定する自動車整備振興会並びに中小企業団体の組織に関する法律第 3 条第 1 項第 8 号に規定する商工組合及び中小企業等協同組合法第 3 条柱書に規定する中小企業等協同組合であって自動車特定整備事業者を主たる組合員とするものをいう。
- (2) 「認証工場」とは、車両法第 78 条第 1 項の認証を受けた事業場（対象とする自動車の種類が大型特殊自動車又は二輪の小型自動車のみであるものを除く。）をいう。
- (3) 「指定工場」とは、車両法第 94 条の 2 第 1 項の指定を受けた事業場（対象とする自動車の種類が大型特殊自動車又は二輪の小型自動車のみであるものを除く。）をいう。
- (4) 「自動車整備振興会等」とは、自動車整備振興会又は商工組合若しくは中小企業等協同組合であって自動車特定整備事業者を主たる組合員とするものをいう。
- (5) 「振興会等施設」とは、自動車整備振興会等が保有する施設（検査用スキャンツールを備えるものに限る。）をいう。
- (6) 「OBD 検査システム」とは、独立行政法人自動車技術総合機構（以下「機構」という。）が提供する利用者管理システム、特定 DTC 照会アプリ及び OBD 検査結果参照システムで構成されるシステムの総称をいう。
- (7) 「OBD 検査用サーバー」とは、機構が車両法第 74 条の 3 の審査用技術情報管理事務の実施のために管理する電子情報処理組織をいう。
- (8) 「OBD 検査」とは、車両法第 74 条の 2 第 1 項に基づき機構が行う基準適合性審査、同条第 3 項に基づき国が行う基準適合性審査若しくは同法第 74 条の 3 第 1 項に基づき軽自動車検査協会が行う基準適合性審査、同条第 3 項に基づき国が行う基準適合性審査又は同法第 94 条の 5 第 4 項に基づき自動車検査員が

行う検査において、細目告示別添 124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準への適合性を判定することをいう。

- (9)「OBD 確認」とは、OBD 検査用サーバーに接続して細目告示別添 124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準への適合性を判定すること（OBD 検査及び OBD 検査用サーバーに記録が残らないものを除く。）

## 2. 趣旨

自動車特定整備事業者等が、OBD 検査又は OBD 確認の実施に当たり遵守すべき事項は、関係通達並びに機構が定める利用規約、特定 DTC 照会アプリ利用要領及び OBD 検査システムの操作マニュアルによる他、本取扱方針の定めるところによる。

## 3. 自動車特定整備事業者等の OBD 検査システムの利用目的について

自動車特定整備事業者等による OBD 検査システムの利用は、OBD 検査用サーバーへの負荷及びセキュリティへの課題に対応するとともに、OBD 検査及び OBD 確認を実施した者の責任を明らかにするため、次の各号に掲げる事業場又は施設がそれぞれ当該各号に掲げる目的のために利用する場合に限る。

### (1) 認証工場

当該事業場が点検整備を行う又は行った車両の OBD 確認を実施する場合

### (2) 振興会等施設

自動車特定整備事業者が点検整備を行った車両の OBD 確認を実施する場合

### (3) 指定工場

当該事業場が点検整備を行う又は行った車両の OBD 検査又は OBD 確認を実施する場合

- ※ 「当該事業場が点検整備を行う又は行った車両」とは、点検の結果、整備を行う必要が生じた場合に、その整備を当該事業場の責任で行い（整備作業の一部を他社に委託する場合を含む。）、必要に応じて、当該事業場が点検整備記録簿、特定整備記録簿又は指定整備記録簿を作成する車両をいう。以下同じ。

## 4. OBD 検査システムの利用方法

自動車特定整備事業者等は、次の各号に定める方法に従って OBD 検査システムを利用しなければならない。

### (1) 事業場登録について

3.(1)の目的で利用する場合は、自動車特定整備事業者が機構へ OBD 検査システムの事業場 ID 申請を行い、利用者管理システムへ認証工場に関する情報を、認証工場ごとに登録すること。

3.(2)の目的で利用する場合は、自動車整備振興会等が機構へ OBD 検査システムの事業場 ID 申請を行い、利用者管理システムへ振興会等施設に関する情報を、施設ごとに登録すること。

3. (3) の目的で利用する場合は、指定自動車整備事業者が機構へ OBD 検査システムの事業場 ID 申請を行い、利用者管理システムへ指定工場に関する情報を、指定工場ごとに登録すること。

(2) 自動車特定整備事業者等が利用可能な特定 DTC 照会アプリの機能について

OBD 検査システムにおいて、認証工場、指定工場及び振興会等施設で利用可能な特定 DTC 照会アプリの機能、登録者区分及び利用ユーザーは次表のとおりとする。

特定 DTC 照会アプリの機能	登録者区分	利用ユーザー
<b>① OBD 確認モード</b> 認証工場又は指定工場が、自らの事業場で点検整備を行う又は行った車両について、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号。以下「細目告示」という。）別添 124 に定める基準に適合するかどうかを確認するための機能 <sup>※1</sup>	認証工場	工員
	振興会等施設	振興会等職員
	指定工場	工員又は自動車検査員
<b>② OBD 検査モード</b> 指定工場が、自らの事業場で点検整備を行う又は行った車両について、車両法第 94 条の 5 第 4 項の規定に基づき、細目告示別添 124 に定める基準に適合するかどうかを証明するための機能 <sup>※2</sup>	指定工場	自動車検査員

※1 OBD 確認は、定期点検整備、特定整備及び検査には該当しないものの、その実施に際しては、自動車特定整備事業者は車両法第 91 条の 3 の規定を遵守する必要がある。

また、当該確認は、認証工場が事業場の敷地内において保安基準の適合性を確認する場合に OBD 確認モードを使用して実施することになるが、保安基準の適合性を確認するための任意の行為である。

なお、指定工場の自動車検査員にあつては OBD 検査モードを使用して実施して差し支えないものとする。

※2 OBD 検査は、車両法第 94 条の 5 第 4 項の検査の一部に該当するものである。

また、当該検査は、指定工場が事業場の敷地内において、OBD 検査モードを使用して実施しなければならないものとする。

(3) 検査用スキャンツールの使用について

OBD 確認は、自動車検査用機械器具として事業規則第 2 条第 1 項第 2 号りに規定する検査用スキャンツールを使用して実施しなければならない。

(4) 指定整備業務における検査用スキャンツールの共同使用について

指定自動車整備事業者が、「自動車検査設備の共同使用等における指定整備業務の取り扱いについて（平成 9 年 2 月 20 日付自整第 23 号）」に基づき検査用ス

キャンツールを共同使用して指定整備業務を行う場合の遵守事項は当該通達に定めるほか、次に定めるところによる。

- ① OBD 検査システムを利用するための事業場 ID、ユーザーID 及びパスワードは、共用の検査用スキャンツールを使用して検査を行う指定自動車整備事業者及びその自動車検査員のものを使用すること。
- ② 共用の検査用スキャンツールを使用して OBD 検査を実施した場合には、5. (4) ②の規定の適用に関し、当該 OBD 検査は、指定を受けた事業場の敷地内において実施されたものとみなす。

(5) 検査用スキャンツールの借用使用について

自動車特定整備事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守し、他の自動車特定整備事業者が保有する検査用スキャンツールを借用して OBD 確認を実施することができる。この場合において、車両を他の認証工場に持ち込んで検査用スキャンツールを借用したときは、5. (4) ②の規定の適用に関し、当該 OBD 確認は、認証を受けた事業場の敷地内において実施されたものとみなす。

- ① OBD 検査システムを利用するための事業場 ID、ユーザーID 及びパスワードは、借用する検査用スキャンツールを使用して OBD 確認を行う自動車特定整備事業者及びその工員のものを使用すること。
- ② 検査用スキャンツールを借用使用した場合には、事業場ごとに当該検査用スキャンツールの使用実績を把握できるよう、別紙「借用設備の使用管理台帳」により適切に管理を行うこと。なお、別紙は一例であり、電磁的方法による記録の保存・管理も可能とする。

5. OBD 検査システムの利用に関する遵守事項

自動車特定整備事業者等は、OBD 検査システムを適切に利用するため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) OBD 検査システムに登録した事業場の情報を適切に管理し、登録情報に変更があった場合は、速やかに当該情報を更新すること。
- (2) OBD 検査システムを利用するための事業場 ID、ユーザーID 及びパスワードは、「自動車特定整備事業者及び指定自動車整備事業者における OBD 検査システムの ID 等の管理に係る遵守事項及び留意事項について（令和6年3月28日付け国自整第267号）」に定める方法により適切に管理すること。
- (3) OBD 検査システムへ接続して OBD 検査又は OBD 確認を行う場合は、機構の提供する当該システムの操作マニュアル等で定められた適切な方法により実施すること。
- (4) 認証工場及び指定工場は、OBD 検査又は OBD 確認の対象車両、実施場所及び実施後の車両の取り扱いに関する次に掲げる事項を遵守すること。
  - ① 自らの事業場において点検整備を行う又は行った車両以外の車両に対して OBD 検査又は OBD 確認を実施しないこと。

- ② OBD 確認は認証を受けた事業場の敷地内において、OBD 検査は指定を受けた事業場の敷地内においてそれぞれ実施すること。
  - ③ OBD 検査又は OBD 確認の実施後、機構又は軽自動車検査協会（以下「機構等」という。）において基準適合性審査を受ける場合、最後に実施した OBD 検査又は OBD 確認から機構等における基準適合性審査までの間、OBD 検査の合否に影響を及ぼす整備又は改造等（定期点検又は特定整備に該当するか否かにかかわらず、車両の状態を変更する整備又は改造等全般をいう。以下同じ。）を行わないこと。また、そのような整備又は改造等を依頼しないこと。
  - ④ OBD 検査又は OBD 確認を実施する車両として OBD 検査用サーバーに型式、車台番号等を記録した車両と異なる車両の OBD 検査又は OBD 確認結果を OBD 検査用サーバーに記録しないこと（替え玉の禁止）。
- (5) 振興会等施設は、OBD 確認の対象車両及び実施場所に関する以下①及び②に掲げる事項を遵守すること。また、振興会等施設で OBD 確認を受ける自動車特定整備事業者は、当該 OBD 確認実施後の車両の取り扱いに関する以下③の事項を遵守すること。
- ① 自動車特定整備事業者が点検整備を行った車両以外の車両に対して OBD 確認を実施しないこと。
  - ② OBD 確認は当該振興会等施設の敷地内において実施すること。
  - ③ 自動車特定整備事業者は、振興会等施設において OBD 確認を受けた後、機構等において基準適合性審査を受ける場合には、最後に受けた OBD 確認から機構等における基準適合性審査までの間、OBD 検査の合否に影響を及ぼす整備又は改造等を行わないこと。また、そのような整備又は改造等を依頼しないこと。

## 6. OBD 検査における検査の合理化及び補助者が行える作業範囲

- (1) OBD 検査は、当該自動車の保安基準に適合しなくなるおそれがある部分及び適合しない部分について必要な整備をした後、完成検査の一環として行うものとする。ただし、自動車検査員が当該自動車の受入時に OBD 検査を行い、その後、保安基準に適合する OBD 検査の合否に影響を及ぼす整備又は改造等を行わない場合には、当該自動車は OBD 検査に合格とみなして差し支えない（検査の合理化）。

この場合において、「OBD 検査の合否に影響を及ぼす整備又は改造等」の具体的内容は車種により異なり得ることから、自動車検査員が判断して差し支えない。

- (2) 検査対象車両への VCI の取り付け及び特定 DTC 照会アプリへの車両情報の入力、補助者が行って差し支えない。ただし、検査対象車両との同一性の確認、特定 DTC 照会アプリへの車両情報の入力の真正性については、自動車検査員が責任をもって確認すること。

## 7. 機構における基準適合性審査時の取扱い

OBD 検査又は OBD 確認を実施した車両が、機構等における基準適合性審査を受ける場合には、審査事務規程に基づき次のとおり取り扱われる旨、留意すること。

- (1) 基準適合性審査の5日前までに OBD 検査又は OBD 確認が実施され、その結果が「適合」として機構の OBD 検査用サーバーに記録されている車両は、当該 OBD 検査又は OBD 確認の結果を参考に OBD 検査に係る基準適合性の判定が行われる。(機構等の職員が OBD 検査用サーバーに記録された OBD 検査又は OBD 確認の結果を参照することにより、機構等における OBD 検査の実施が省略される。)
- (2) OBD 検査又は OBD 確認を行った車両であっても、替え玉受検の防止並びに自動車特定整備事業者等における OBD 検査又は OBD 確認の判定結果と機構等における OBD 検査結果の比較・分析及び関連するデータの収集のため、機構等における基準適合性審査時に改めて OBD 検査（抜取検査）を実施することがある。

附 則（令和6年3月28日付け国自整第278号）

この通達は、令和6年10月1日から施行する。

貸出事業場名

## 借用設備の使用管理台帳

日付	時間	検査用スキヤンツ ールのメーカー・ 型式	検査車両の登録（車両） 番号又は車台番号	借用事業場名	OBD 確認 実施者名	管理責任者 の確認	備考
R6.1.29	12:00	●●・△△	国土300こ1234	物流・自動車整備工場	■ ■ ■ ■	□ □ □ □	

記載例

別添

国自整第 278 号の 2  
令和 6 年 3 月 28 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省 物流・自動車局  
自動車整備課長  
( 公 印 省 略 )

自動車特定整備事業者等における OBD 検査及び OBD 確認の取扱方針について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達しましたので、了知いただくとともに、傘下会員に対し周知をお願いいたします。

# 自動車のかじ取り車輪の 「横すべり量の例外的取扱い車両一覧表」 を関東運輸局ホームページに掲載します

自動車のかじ取り車輪の「横すべり量の例外的取扱い車両一覧表」については、日本自動車輸入組合及び一般社団法人日本自動車工業会が年2回更新し、国土交通省自動車局審査・リコール課に提出しているものです。

（「横すべり量の例外的取扱い車両一覧表」の一部抜粋）

**横すべり量の例外的取扱い車両一覧表（アルファロメオ）**

車名	型式	通称名	決裁番号	年月日	キャンバ	キャスト	トーイン	前輪懸架方式	横滑り量(許容値)	備考
アルファロメオ	ABA-93922	159	国自審第2089号	平成20年3月4日	-35°±18'	4°15'±18"	-8°±4' (-2mm±1mm)	ダブルウィッシュボーン式	アフト:4.0±5.0mm	基本仕様
					-1°1'±18'		-7°±4' (-2mm±1mm)			スポーツ仕様
アルファロメオ	ABA-93922S	Brera / Spider	国自審第2175号	平成20年3月18日	-34°±18'	4°15'±18"	-8°±4' (-2mm±1mm)	ダブルウィッシュボーン式	アフト:4.0±5.0mm	
アルファロメオ	ABA-93932	159	国自審第2175号	平成20年3月18日	-35°±18'	4°15'±18"	-8°±4' (-2mm±1mm)	ダブルウィッシュボーン式	アフト:4.0±5.0mm	基本仕様
					-38°±18'		-7°±4' (-2mm±1mm)			スポーツ仕様
アルファロメオ	ABA-93932S	Brera / Spider	国自審第2175号	平成20年3月18日	-26°±18'	4°15'±18"	-8°±4' (-2mm±1mm)	ダブルウィッシュボーン式	アフト:4.0±5.0mm	
アルファロメオ	ABA-92047	8C	国自審第1521号	平成21年1月13日	-50°±18'	4°00'±18"	-8°±4' (-2mm±1mm)	ダブルウィッシュボーン式	アフト:4.0±5.0mm	

検査にあたっては、サイドスリップ・テストを用いて計測した横すべり量が、「横すべり量の例外的取扱い車両一覧表」に記載されている横すべり量の範囲内であれば、保安基準に適合しているものとして取り扱って差し支えないものと定められています。

例年、研修資料に一覧表を掲載しておりましたが、誌面の都合や要望を受け、今後は、関東運輸局ホームページに掲載することにより、いつでも最新データを閲覧できるようにしました。

関東運輸局トップページ (<https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/index.html>) → 自動車の検査・登録 → 自動車のかじ取り車輪の「横すべり量の例外的取扱い車両一覧表」 をご確認ください。


**関東運輸局**  
 Kanto District Transport Bureau

[検索](#) [文字サイズ](#) [標準](#) [拡大](#)

[サイトマップ](#) [お問い合わせ](#) [トップページへ](#)

関東運輸局について	情報公開	各種手続	試験・免許
入札総合情報	採用情報	行政処分	交通アクセス



▲ 重要なお知らせ

新型コロナウイルス  
感染症対策情報

▲ 災害・防災情報



公共交通の維持・活性化



観光



環境・物流



バリアフリー



鉄道



バス・タクシー・トラック等



自動車の検査・登録



船舶の検査、登録・測度、油賠法



海運・船舶・船員



輸送の安全

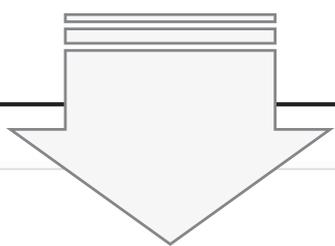


防災・危機管理



データ・統計

①ここをクリック



**自動車検査について**

- ▶ [自動車の検査手続き](#)
- ▶ [管内運輸支局・事務所所在地一覧](#)
- ▶ [車検予約](#)
- ▶ [街頭検査の概要](#)
- ▶ [自動車のリコール対策](#)
- ▶ [基準緩和](#)
- ▶ [自動運転](#)
- ▶ [自動車のかじ取り車輪の「横すべり量の例外的取扱い一覧表」\(令和3年10月29日付\)](#) [PDF](#) [EXCEL](#)
- ▶ [その他](#)

**点検・整備について**

②PDFかEXCEL  
いずれかを選択

# 独立行政法人自動車技術総合機構 審査事務規程の一部改正について

本研修資料では、独立行政法人自動車技術総合機構  
審査事務規定の一部改正の概要を掲載いたします。

審査事務規程の全文及び新旧対照表につきましては、  
独立行政法人自動車技術総合機構のホームページ  
(<https://www.naltec.go.jp/>)にて公開されておりますの  
で、適宜ご活用下さい。

## 審査事務規程の一部改正について（第51次改正）

### 1. 改正概要

#### **（1）自動車の検査等関係**

- ① 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正
  - 歩行者保護に係る協定規則へ ARHSS (Adjustable Ride Height Suspension System) を備えた自動車に対する基準及び試験方法が追加されたことに伴い、審査方法等を規定します。[7-33]
  - 乗車定員10人の乗用車に適用する運転者の視野に係る基準を変更します。[6-41、7-41、8-41]
  - 乗車定員10人未満の乗用車及び車両総重量3.5t以下の貨物車には、運転者からの死角となる当該自動車の直前及び側面に近接する歩行者や障害物を確認できるよう、ミラー、カメラ又は検知装置を備えなければならないものとして、審査方法等を規定します。[7-107、8-107]
- ② OBD検査に係る取扱い等の新設  
OBD検査（※）の対象となる自動車及び審査方法等を規定します。[4-10、9-15等]  
※目視により判断できない電子制御装置の故障等に対応するため、検査用スキャンツールを用いて車載式故障診断装置の診断結果を読み出し、特定の情報等の記録状況を検査すること。
- ③ その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

#### **（2）自動車の型式の指定等関係**

今回は該当なし

### 2. 関係する省令等

- ・道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和5年6月5日国土交通省令第45号）
- ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（令和2年8月5日国土交通省告示第788号、令和5年6月5日国土交通省告示第572号）
- ・道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（令和2年8月5日国土交通省告示第788号、令和5年1月4日国土交通省告示第1号、令和5年6月5日国土交通省告示第572号）

### 3. 施行日

令和5年9月1日

## 審査事務規程の一部改正について（第52次改正）

### 1. 改正概要

#### **（1）自動車の検査等関係**

- ① 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正
- 自動車の長さ、幅及び高さを測定する際にその対象から除外する項目として、前面及び後面の周辺監視装置を追加します。
  - 自動車の外側に突出する周辺監視装置について、突出量の測定方法を規定します。

#### **（2）自動車の型式の指定等関係**

今回は該当なし

### 2. 関係する省令等

- ・ 道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和5年9月22日国土交通省令第714号）
- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（令和5年9月22日国土交通省告示第969号）
- ・ 道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（令和5年9月22日国土交通省告示第969号）

### 3. 施行日

令和5年9月22日

## 審査事務規程（交通研部分）の一部改正について

### 1. 審査事務規程 改正概要

- ◆ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴い、「審査事務規程」（平成28年4月1日 規程第2号）等について一部改正を行う。

1. 「審査事務規程」（平成28年4月1日 規程第2号） 別添1（試験規程（TRIAS））の新規追加及び一部改正を行う。

- (1) 細目告示に新たに採択された協定規則等に対応した TRIAS の新規追加（4項目）

- ① TRIAS 17(2)-R135-01 ポール側面衝突後の高電圧からの乗員保護試験（協定規則第135号）
- ② TRIAS 38(3)-R150-01 再帰反射試験（協定規則第150号（再帰反射材））
- ③ TRIAS 44(2)-J129-01 後方視界看視装置試験
- ④ TRIAS 44(2)-J130-01 後方視界看視装置取付装置等試験

- (2) 細目告示に既に採用されている協定規則の改訂に伴う一部改正（13項目）

- ① TRIAS 09-R030-01 乗用車用空気入タイヤ試験（協定規則第30号）
- ② TRIAS 12-R078-04 二輪車等の制動装置試験（協定規則第78号）
- ③ TRIAS 12-R131-03 衝突被害軽減制動制御装置試験（協定規則第131号）
- ④ TRIAS 12-R152-02 乗用車等の衝突被害軽減制動制御装置試験（協定規則第152号）
- ⑤ TRIAS 17-R134(1)-02 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験（協定規則第134号）
- ⑥ TRIAS 17(2)-R136(1)-02 電気二輪自動車等の高電圧からの乗員保護試験（協定規則第136号（車両））
- ⑦ TRIAS 17(2)-R136(2)-02 電気二輪自動車等の高電圧からの乗員保護試験（協定規則第136号（単品））
- ⑧ TRIAS 18-R127-03 歩行者頭部及び脚部保護試験（協定規則第127号）
- ⑨ TRIAS 21-R125-02 直接前方視界試験（協定規則第125号）
- ⑩ TRIAS 25-R011-02 とびらの開放防止試験（協定規則第11号）
- ⑪ TRIAS 32-R053-01 二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置試験（協定規則第53号）
- ⑫ TRIAS 43(7)-R138-02 車両接近通報装置試験（協定規則第138号）
- ⑬ TRIAS 48-R157-02 自動車線維持システム試験（協定規則第157号）

- (3) 付表等について修正および項目の追加等（22項目）

- ① TRIAS 02-001-01 諸元測定試験
- ② TRIAS 08-J125-01 車載式燃料・電力消費等測定装置(OBFCM)の試験
- ③ TRIAS 08-J042GTR015-02 燃料消費率試験（WLTCモード）
- ④ TRIAS 08-J042R154-01 燃料消費率試験（協定規則第154号）
- ⑤ TRIAS 08-002-04 燃料消費率試験（WLTCモード）
- ⑥ TRIAS 12-R013H-03 乗用車の制動装置試験（協定規則第13H号）

⑦TRIAS 12-002-02	制動能力試験
⑧TRIAS 12-R140-02	横滑り防止装置試験（協定規則第 140 号）
⑨TRIAS 15-R034(1)-02	自動車用燃料タンク試験（協定規則第 34 号（単品））
⑩TRIAS 15-R034(2)-02	自動車用燃料タンク試験（協定規則第 34 号（車両））
⑪TRIAS 22(4)-J034R025-01	頭部後傾抑止装置試験（協定規則第 25 号）
⑫TRIAS 31-J042R154-02	軽・中量車排出ガス試験（協定規則第 154 号）
⑬TRIAS 31-J044GTR002-01	二輪車排出ガス試験（世界統一技術規則第 2 号（WMTC））
⑭TRIAS 31-J048R154-01	車載式故障診断装置試験（協定規則第 154 号）
⑮TRIAS 31-J049R154-01	燃料蒸発ガス試験（協定規則第 154 号）
⑯TRIAS 31-J117(2)-01	燃料蒸発ガス試験（WMTC モード）
⑰TRIAS 31-J119-02	路上走行時のディーゼル軽・中量車排出ガス試験
⑱TRIAS 32-J052R048-05	灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置試験
⑲TRIAS 43-J074R028-02	警音器の警報音発生装置試験
⑳TRIAS 44-J081-03	直前直左確認鏡試験
㉑TRIAS 44(2)-R158-01	後退時車両直後確認装置試験（協定規則第 158 号）
㉒TRIAS 99-002-02	最高速度試験

2. その他、項ずれによる修正等所要の改正。

## 2. 関連する法令等

- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和 5 年 9 月 22 日国土交通省告示第 969 号）
- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和 5 年 6 月 4 日国土交通省告示第 572 号）
- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和 5 年 1 月 4 日国土交通省告示第 1 号）

## 3. 施行日

施行日 令和 5 年 9 月 28 日

## 審査事務規程の一部改正について（第54次改正）

### 1. 改正概要

#### **（1）自動車の検査等関係**

- ① 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正
  - 空気入りゴムタイヤに係る協定規則へ摩耗状態でのウエット路面上の摩擦力に係る基準が追加されたことに伴い、審査方法等を規定します。[6-11]
  - 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）体系下で行われる容器検査等（容器検査、容器再検査、附属品検査及び附属品再検査をいう。）と同等の安全性の担保が可能となる技術基準等が規定されたことに伴い、審査方法等を規定します。[4-25、6-25、7-25、8-25、様式16]
  - 二輪自動車へ後面衝突警告表示灯を備えることができることに伴う改正を行います。[7-95、8-95]
  - 細目告示別添129「後方視界看視装置の技術基準」及び細目告示別添130「後方視界看視装置取付装置等の技術基準」が規定されたことに伴い、当該装置の審査方法等を規定します。[6-108、7-108、8-108、別添2]
- ② その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

#### **（2）自動車の型式の指定等関係**

今回は該当なし

### 2. 関係する省令等

- ・ 道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和5年9月22日国土交通省令第74号）
- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和5年9月22日国土交通省告示第969号、令和5年10月20日国土交通省告示第1048号）

### 3. 施行日

令和5年12月21日

## 審査事務規程（交通研部分）等の一部改正について

### 1. 審査事務規程 改正概要

- ◆ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴い、「審査事務規程」（平成 28 年 4 月 1 日 規程第 2 号）等について一部改正を行う。

1. 「審査事務規程」（平成 28 年 4 月 1 日 規程第 2 号） 別添 1（試験規程（TRIAS））の新規追加及び一部改正を行う。

(1) 圧縮水素、圧縮天然ガス、液化天然ガスを燃料とする自動車に係る細目告示に対応した TRIAS の新規追加（11 項目）及び一部改正（2 項目）

[新規追加]

- |                       |  |
|-----------------------|--|
| ① TRIAS 17-J131(1)-01 | 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験（ガス容器）   |
| ② TRIAS 17-J131(2)-01 | 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験（ガス容器附属品）                                      |
| ③ TRIAS 17-J132(1)-01 | 圧縮天然ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験（ガス容器）   |
| ④ TRIAS 17-J132(2)-01 | 圧縮天然ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験（ガス容器附属品）                                      |
| ⑤ TRIAS 17-J133(1)-01 | 液化天然ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験（ガス容器）   |
| ⑥ TRIAS 17-J133(2)-01 | 液化天然ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験（ガス容器附属品）                                      |
| ⑦ TRIAS 17-R110(3)-01 | 圧縮天然ガス及び液化天然ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験<br>（協定規則第 110 号（ガス容器））                |
| ⑧ TRIAS 17-R134(4)-01 | 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験（圧縮水素貯蔵システム）（協定規則第 134 号）                      |
| ⑨ TRIAS 17-R134(5)-01 | 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験（圧縮水素貯蔵システム附属品）（協定規則第 134 号）                   |
| ⑩ TRIAS 17-R146(2)-01 | 圧縮水素ガスを燃料とする二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車の燃料装置試験（圧縮水素貯蔵システム）（協定規則第 146 号）    |
| ⑪ TRIAS 17-R146(3)-01 | 圧縮水素ガスを燃料とする二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車の燃料装置試験（圧縮水素貯蔵システム附属品）（協定規則第 146 号） |

[一部改正]

- |                       |   |
|-----------------------|---|
| ⑫ TRIAS 17-R110(1)-02 | 圧縮天然ガス及び液化天然ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験（協定規則第 110 号（ガス容器附属品））      |
| ⑬ TRIAS 17-R146(1)-01 | 圧縮水素ガスを燃料とする二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車の燃料装置試験（車両）（協定規則第 146 号） |

(2) 付表等について修正および項目の追加等（13 項目）

- |                       |  |
|-----------------------|--|
| ① TRIAS 08-J125-01    | 車載式燃料・電力消費等測定装置(OBFCM)の試験                                  |
| ② TRIAS 09-J002-03    | 軽合金製ディスクホイール試験   |
| ③ TRIAS 09-R075-01    | 二輪車等用空気入タイヤ試験（協定規則第 75 号）                                  |
| ④ TRIAS 11-R079-04    | かじ取装置試験（協定規則第 79 号）  |
| ⑤ TRIAS 12-R013-03    | トラック、バス及びトレーラの制動装置試験（協定規則第 13 号）                           |
| ⑥ TRIAS 12-R078-05    | 二輪車等の制動装置試験（協定規則第 78 号）                                    |
| ⑦ TRIAS 17(2)-R155-01 | サイバーセキュリティシステム試験（協定規則第 155 号（同規則の規則 7.3.（7.3.1.を除く。）に限る。）） |
| ⑧ TRIAS 21-R125-02    | 直接前方視界試験（協定規則第 125 号）                                      |
| ⑨ TRIAS 30-R041-03    | 二輪自動車の騒音試験（協定規則第 41 号）                                     |
| ⑩ TRIAS 30-R051-01    | 四輪自動車の車外騒音基準に係る試験（協定規則第 51 号）                              |
| ⑪ TRIAS 36-R148-02    | 信号灯火試験（協定規則第 148 号（番号灯））                                   |
| ⑫ TRIAS 48(2)-J089-02 | 運行記録計試験  |
| ⑬ TRIAS 99-R155-01    | サイバーセキュリティ業務管理システム試験（協定規則第 155 号（同規則の規則 7.2.に限る））          |

2. その他、項ずれによる修正等所要の改正。

## 2. 関係する法令等

- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和 5 年 10 月 20 日国土交通省告示第 1048 号）
- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和 6 年 1 月 5 日国土交通省告示第 2 号）

## 3. 施行日

施行日 令和 6 年 2 月 1 日

## 審査事務規程の一部改正について（第 56 次改正）

### 1. 改正概要

#### **（1）自動車の検査等関係**

- ① 道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正
  - ガソリン又は LPG を燃料とする特殊自動車であって定格出力が 19kW 以上 560kW 未満である原動機を備えるものの排出ガス試験サイクルとして、過渡試験サイクル（LSI-NRTC）及び定常試験サイクル（7M-RMC）に係る基準が追加され、排出ガス規制値が強化されたことに伴い、審査方法等を規定します。[7-58、9-6]
  - ガソリン又は LPG を燃料とする特殊自動車であって定格出力が 19kW 以上 560kW 未満である原動機を備えるものについて、ブローバイ・ガス還元装置（原動機の燃焼室からクランクケースに漏れるガスを還元させる装置をいう。）の備え付けが規定されたことに伴い、審査方法等を規定します。[7-60、8-60]
  - 自動車には、車両後退通報装置を備えなければならないものとして、対象とする自動車及び審査方法を規定します。[6-105 の 2、7-105 の 2、8-105 の 2]
- ② 新車の指定自動車等について、第 7 章の規定によらず第 6 章の規定のみで審査ができるよう構成を見直します。[6-14、6-35、6-37、6-38、6-41、6-99、6-100、6-106、6-107、6-109、6-110、6-114、6-115]
- ③ その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

#### **（2）自動車の型式の指定等関係**

今回は該当なし

### 2. 関係する省令等

- ・道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和 5 年 1 月 4 日国土交通省令第 1 号）
- ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和 2 年 12 月 25 日国土交通省告示第 1577 号、令和 5 年 1 月 4 日国土交通省告示第 1 号、令和 6 年 1 月 5 日国土交通省告示第 2 号）

### 3. 施行日

令和 6 年 4 月 1 日

## － 審査事務規程の一部改正について（第57次改正）－

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条第1項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、令和6年8月1日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 電動パーキングブレーキ搭載車が増加していることに伴い、ブレーキテストを用いた制動装置検査（駐車ブレーキ計測）について、ブレーキテストのローラ上で駐車ブレーキを備える車軸の全ての車輪がロックし、それ以上の制動力を計測することが困難な場合には、その状態で必要な制動力の総和を有しているものとみなすこととします。[9-3]
2. 平成10年9月1日以降に製作された自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、最高速度20km/h未満の自動車及び被牽引自動車を除く。）については、ヘッドライトテストを用いた前照灯検査においてロービームを計測し、夜間に前方40mの距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有することや照射光線が他の交通を妨げないことを検査しているところですが、カットオフラインが確認できない自動車などに対応するための計測方法を変更し、対象車及び判定エリアを追加します。また、規定全体の構成を見直します。[9-8]

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4-41 住友生命四谷ビル

独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課

電話 03-5363-3441（代表）

FAX 03-5363-3347

## 審査事務規程の一部改正について（第57次改正）

### 1. 改正概要

#### **（1）自動車の検査等関係**

- ① 電動パーキングブレーキ搭載車が増加していることに伴い、ブレーキテストを用いた制動装置検査（駐車ブレーキ計測）について、ブレーキテストのローラ上で駐車ブレーキを備える車軸の全ての車輪がロックし、それ以上の制動力を計測することが困難な場合には、その状態で必要な制動力の総和を有しているものとみなすこととします。

[9-3]

- ② 平成10年9月1日以降に製作された自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、最高速度20km/h未満の自動車及び被牽引自動車を除く。）については、ヘッドライトテストを用いた前照灯検査においてロービームを計測し、夜間に前方40mの距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有することや照射光線が他の交通を妨げないことを検査しているところですが、カットオフラインが確認できない自動車などに対応するための計測方法を変更し、対象車及び判定エリアを追加します。また、規定全体の構成を見直します。

[9-8]

#### **（2）自動車の型式の指定等関係**

今回は該当なし

### 2. 関係する省令等

今回は該当なし

### 3. 施行日

令和6年8月1日

# カットオフラインが確認できない自動車 などのロービーム計測について

平成10年9月1日以降に製作された自動車※1 については、ヘッドライトテストを用いた前照灯検査においてロービームを計測しているところですが、カットオフラインが確認できない自動車などに対応するために、令和6年8月1日から、最高光度点の位置によるロービーム計測方法を見直します。

※1：二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、最高速度20km/h未満の自動車及び被牽引自動車を除きます。

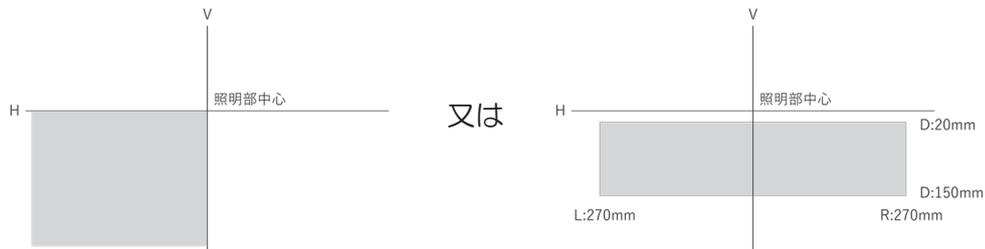
## 最高光度点の位置によるロービーム計測方法

### 1. 対象となる自動車

- ・ カットオフラインが確認できないすれ違い用前照灯（レンズの表面にくもりがないものに限る。）を備える自動車
- ・ 指定自動車等以外の自動車 (注) 指定自動車等以外の自動車は「エルボー点の位置による計測」又は「最高光度点の位置による計測」のいずれかでロービームを計測します。

### 2. 計測値の判定

- ・ 最高光度点の位置：次のいずれかの範囲内にあること
- ・ 最高光度点における光度：1灯につき6,400cd以上であること



※照明部中心高さ1m超えの場合は、20mmを70mmに、150mmを200mmに読み替える。



## 審査事務規程（交通研部分）等の一部改正について

### 1. 審査事務規程 改正概要

- ◆ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴い、「審査事務規程」（平成 28 年 4 月 1 日 規程第 2 号）等について一部改正を行う。

1. 「審査事務規程」（平成 28 年 4 月 1 日 規程第 2 号） 別添 1（試験規程（TRIAS））の新規追加及び一部改正を行う。

- (1) 細目告示に新たに採択された協定規則等に対応した TRIAS の新規追加（3 項目）  
〔新規追加〕

- |                        |  |
|------------------------|--|
| ① TRIAS 31-J103(2)-01  | ガソリン・液化石油ガス特殊自動車排出ガス試験(7モード及びLSI-NRTC) |
| ② TRIAS 31-J119R168-01 | 路上走行時のディーゼル軽・中量車排出ガス試験(協定規則第 168 号)    |
| ③ TRIAS 46(2)-R169-01  | 事故情報計測・記録装置試験(協定規則第 169 号)             |

- (2) 細目告示に既に採用されている協定規則の改訂に伴う一部改正（14 項目）

- |                          |  |
|--------------------------|--|
| ① TRIAS 17-R134(1)-03    | 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験(協定規則第 134 号)                |
| ② TRIAS 17-R134(3)-02    | 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験(協定規則第 134 号(取付・強度))         |
| ③ TRIAS 17-R134(4)-02    | 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験(圧縮水素貯蔵システム)(協定規則第 134 号)    |
| ④ TRIAS 17-R134(5)-02    | 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験(圧縮水素貯蔵システム附属品)(協定規則第 134 号) |
| ⑤ TRIAS 18-R094-06       | オフセット衝突時の乗員保護試験(協定規則第 94 号)                        |
| ⑥ TRIAS 18-R095-04       | 側面衝突時の乗員保護試験(協定規則第 95 号)                           |
| ⑦ TRIAS 18-R137(1)-04    | 前面衝突時の乗員保護及び燃料漏れ防止試験(協定規則第 137 号)                  |
| ⑧ TRIAS 22-R017(1)-04    | 座席及び座席取付装置試験(協定規則第 17 号(乗用等))                      |
| ⑨ TRIAS 22(3)-R016(2)-03 | 座席ベルト試験(協定規則第 16 号(車両))                            |
| ⑩ TRIAS 22(3)-R016(3)-05 | 座席ベルト試験(協定規則第 16 号(リマインダ))                         |
| ⑪ TRIAS 22(5)-R145-02    | 年少者用補助乗車装置取付具試験(協定規則第 145 号)                       |
| ⑫ TRIAS 22(5)-R016-02    | 座席ベルト試験(協定規則第 16 号(ISOFIXGRS 搭載性))                 |
| ⑬ TRIAS 32-R053-02       | 二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置試験(協定規則第 53 号)          |

## (3) 付表等について修正および項目の追加等（26 項目）

- ① TRIAS 08-J125-01 車載式燃料・電力消費等測定装置(OBFCM)の試験
- ② TRIAS 08-J041(2)-01 電気式ハイブリッド重量車燃料消費率試験（JH25 モード）
- ③ TRIAS 08-J041(3)-01 電気重量車電力消費率試験（JH25 モード）
- ④ TRIAS 08-J041(4)-01 電気式プラグインハイブリッド重量車燃料消費率及び電力消費率試験（JH25 モード）
- ⑤ TRIAS 08-J041(5)-01 燃料電池重量車燃料消費率試験（JH25 モード）
- ⑥ TRIAS 11-R079-04 かじ取装置試験（協定規則第 79 号）
- ⑦ TRIAS 11(2)-R161-01 施錠装置試験（協定規則第 161 号）
- ⑧ TRIAS 11(2)-R162-01 イモビライザ（協定規則第 162 号）
- ⑨ TRIAS 12-R013-03 トラック、バス及びトレーラの制動装置試験（協定規則第 13 号）
- ⑩ TRIAS 12-R078-05 二輪車等の制動装置試験（協定規則第 78 号）
- ⑪ TRIAS 12-R152-02 乗用車等の衝突被害軽減制動制御装置試験（協定規則第 152 号）
- ⑫ TRIAS 17-J131(1)-01 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験（ガス容器）
- ⑬ TRIAS 17-J131(2)-01 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験（ガス容器附属品）
- ⑭ TRIAS 17-J132(1)-01 圧縮天然ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験（ガス容器）
- ⑮ TRIAS 17-J132(2)-01 圧縮天然ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験（ガス容器附属品）
- ⑯ TRIAS 17-J133(1)-01 液化天然ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験（ガス容器）
- ⑰ TRIAS 17-J133(2)-01 液化天然ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験（ガス容器附属品）
- ⑱ TRIAS 17-R146(2)-01 圧縮水素ガスを燃料とする二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車の燃料装置試験（圧縮水素貯蔵システム）（協定規則第 146 号）
- ⑲ TRIAS 17-R146(3)-01 圧縮水素ガスを燃料とする二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車の燃料装置試験（圧縮水素貯蔵システム附属品）（協定規則第 146 号）
- ⑳ TRIAS 30-R051-01 四輪自動車の車外騒音試験（協定規則第 51 号）
- ㉑ TRIAS 31-J041(4)-04 ディーゼル重量車排出ガス試験（WHDC モード）
- ㉒ TRIAS 31-J042R154-03 軽・中量車排出ガス試験（協定規則第 154 号）
- ㉓ TRIAS 32-J052R048-05 灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置試験
- ㉔ TRIAS 32-R149-02 照射灯火試験（協定規則第 149 号（前照灯））
- ㉕ TRIAS 43(7)-R138-02 車両接近通報装置試験（協定規則第 138 号）
- ㉖ TRIAS 48-R157-02 自動車線維持システム試験（協定規則第 157 号）

## 2. その他、項ずれによる修正等所要の改正。

## 2. 関係する法令等

- ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和6年6月14日国土交通省告示第 号）

## 3. 施行日

施行日 令和6年7月25日

## IV. 整備業界を取り巻く情勢



## Ⅳ. 整備業界を取り巻く情勢

### 1. 整備主任者の業務等

自動車特定整備事業の認証を受けた事業場において分解整備及び電子制御装置整備を行った場合、事業者はそれら特定整備に係る部分について、保安基準に適合するようにならなければならない旨が義務として道路運送車両法に規定されています。(車両法第90条)

自動車の特定整備を行った場合、整備主任者は特定整備に係る部分の保安基準適合義務規定及び特定整備記録簿の記載に関する事項を統括管理するため、次の主な業務を行うことが基本となります。

- ① 特定整備後のできばえ確認業務
- ② 特定整備の作業管理に関する業務
- ③ 特定整備記録簿の記載及び保存に関する業務

また、自動車特定整備事業を運営しているなかで、自動車関連のサービス業に携わる一員として整備主任者には以下の役割が期待されます。日頃の事業運営の参考としてください。

#### (1) 事業場の窓口（フロント受付）として期待される役割

##### ①受付

依頼者の要望等ご用命事項を十分確認して把握する必要があります。

##### ②現車の状態確認

不具合箇所及び保安基準不適合箇所等を的確に判断し、自動車の使用状況等について過去の点検整備記録簿や依頼者から問診で得た情報により把握します。

##### ③自動車検査証券面記載事項及び記録事項の確認

- ・その車両の自動車検査証ですか？
- ・現車と自動車検査証記録内容に変更はありませんか？
- ・自動車検査証備考欄の内容も確認しましたか？

※電子車検証はスマートフォン又はパソコンにインストールした「車検証閲覧アプリ」を使用して確認します。

自動車検査証		令和 3年 10月 1日 発行運輸支庁認定		4122000001	
品川 310	シ 1001	合動 2年10月   普通	使用   自家用	98765	0001
コクドコツク	型式	型式	型式	型式	型式
SHADA1-001	ガソリン	SHADA1-001	SHADA1-001	SHADA1-001	SHADA1-001
ZEX-HRC09	ABD-30E	750	650	650	650
5	1350	1625	448	173	
富士 交商					
備考欄 平成10年騒音96db, その他					
1202201400001					

##### ④事業場で特定整備可能な対象自動車か確認します。

- ・次ページの「対象とする自動車の種類の解釈（早見表）」を参考にしてください。

**参考 1** 対象とする自動車の種類の解釈（早見表）

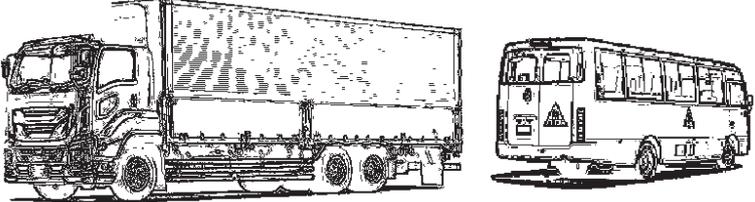
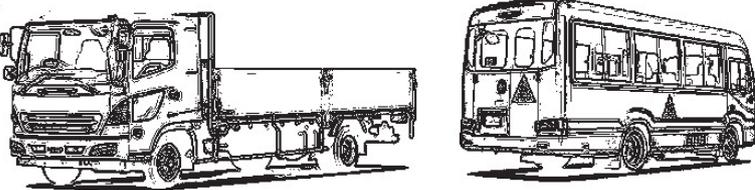
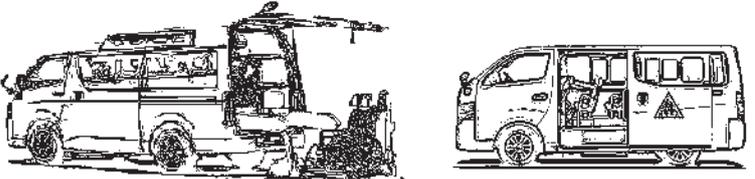
対象とする自動車	ナンバープレートの分類番号
<b>普通自動車（大型）</b>	1（貨物自動車） 8（特種用途自動車） 2（乗合自動車） 大板サイズのナンバープレート
○車両総重量が8t以上の普通自動車 ○最大積載量が5t以上の普通自動車 ○乗車定員が30人以上の普通乗合自動車	
<b>普通自動車（中型）</b>	1（貨物自動車） 8（特種用途自動車） 2（乗合自動車）
○車両総重量が8t未満の普通自動車 ○最大積載量が2tを超え5t未満の普通自動車 ○乗車定員が11人以上29人迄の普通乗合自動車	
<b>普通自動車（小型）</b>	1（貨物自動車） 8（特種用途自動車）
○車両総重量が8t未満の普通自動車 ○最大積載量が2t迄の普通自動車 上二欄に掲げるものを除く	
<b>普通自動車（乗用）</b>	3（乗用自動車）
○乗車定員が10人迄の普通乗用自動車	
<b>小型四輪自動車</b>	4（貨物自動車） 5、7（乗用自動車） 8（特種用途自動車）※
○小型四輪貨物自動車 ○小型四輪乗用自動車 ○小型四輪特種用途自動車	
<b>小型三輪自動車</b>	4（貨物自動車） 5、7（乗用自動車） 8（特種用途自動車）※
○小型三輪貨物自動車 ○小型三輪乗用自動車 ○小型三輪特種用途自動車	
<b>小型二輪自動車</b>	—
<b>軽自動車</b>	4（貨物軽自動車） 8（特種用途軽自動車） 5（乗用軽自動車）
○検査対象軽自動車	
<b>大型特殊自動車</b>	0（大型特殊自動車） 9（大型特殊自動車）

**注 意**

自工場の対象自動車の範囲であっても、受注車両を収容することができる屋内作業場を有していて点検整備を実施することができる車両に限ります。ただし、電子制御装置整備の作業場は一部除きます。

※の特種用途自動車は、自動車検査証等の「自動車の種別欄」に「小型」と記載されているもの

参考 2 普通自動車の主な種類（例）

<p>普通自動車 (大型)</p>	<p>車両総重量8 t 以上 最大積載量5 t 以上 乗車定員30人以上</p>	 <p>幼児専用車(ロングボデー) 大人3人 + 幼児51人 (大人換算定員37人)</p>
<p>普通自動車 (中型)</p>	<p>普通自動車(大型)以外 最大積載量2 t 超5 t 未満 乗車定員11人以上</p>	 <p>乗車定員29人迄</p> <p>車両総重量8 t 未満 最大積載量5 t 未満</p> <p>幼児専用車(標準ボデー) 大人3人 + 幼児39人 (大人換算定員29人)</p>
<p>普通自動車 (小型)</p>	<p>普通自動車(大型・中型)以外 貨物の用に供する自動車 (最大積載量2 t 以下) 特種用途自動車</p>	<p>乗車定員10人迄</p>  <p>車いす移動車</p> <p>幼児専用車 大人2人 + 幼児12人 (大人換算定員10人)</p>
<p>普通自動車 (乗用)</p>	<p>乗用自動車</p>	<p>乗車定員10人迄</p>  <p>3ナンバーワゴン等</p>

## ⑤事業場内における認証の遵守事項を確認

**確認事項1** 点検・整備に係る料金をお客様に判りやすいように事業場内に掲示、自ら管理するウェブサイトに掲載していますか？

自動車の種別及び定期点検時期別に区分された料金表を作成し、依頼者の見やすい場所に掲示するとともに、自ら管理するウェブサイトに掲載することが必要です。

ただし、次のいずれかに該当する場合はウェブサイトへの料金掲載は不要です。

- ・自動車特定整備事業に常時使用する従業員が5人以下である場合
- ・自ら管理するウェブサイトを有していない場合



点検項目	料金
点検	¥00,000
整備	¥00,000

**確認事項2** 概算見積書を交付又は概算見積もりの電磁的記録を依頼者に提供していますか？

定期点検（車検）の依頼を受けた際は、必要となる整備内容及び整備の必要性について説明し、点検整備に係る料金の概算見積もりを書面で交付又はスマートフォン等を利用するなどの電磁的記録を依頼者に提供することが必要です。



項目	内容	料金
点検		00,000
点検		0,000
点検		0,000
点検		0,000

**確認事項3** 依頼されていない整備作業を行ったり、不当な料金請求をしていませんか？

依頼者に対し、行っていない点検若しくは整備料金を請求し、又は依頼されていない点検若しくは整備を不当に行い、その料金を請求することがあってはなりません。このため、作業過程において見積額の変更を伴う整備の必要性が生じた場合は、依頼者に追加整備の必要性を説明し、了承が得られてから作業を実施する必要があります。

また、精算時にも請求書と記録簿の内容を照合するなど、書面等をもとに依頼者に対して交換部品や丁寧な説明が必要です。

確認事項4 保安基準に適合しない改造等されていませんか？

整備依頼を受ける際、部品の取付けや取外し等の改造によって保安基準に適合しない箇所がないか確認する必要があります。

- ・不正改造の依頼は絶対に受けない。
- ・不正改造車の整備依頼があった場合は、ユーザーに不正改造である旨を説明し、修復を条件として受けるか、もしくは、安全な走行に問題が発生する可能性がある部分の整備についてのみ依頼を受ける。この場合は概算見積書、整備記録簿等に必ず条件や修復した場合はその結果（部位）を記載するとともに、修復前後の写真を残しておくことが望ましい方法です。ただし、車検、定期点検整備の依頼については、必ず修復を条件として依頼を受ける必要があります。

また、従業員の通勤車両や社用車などに不正改造車がないよう定期的に現車確認を行い適正な状態を維持してください。



(例) 入庫・受付時チェック票（目視等による保安基準確認）

装置	適合状態	不適合箇所・要因
かじ取り装置	適合・不適合	不適合ハンドル その他（ ）
走行装置	適合・不適合	タイヤ及びホイールの状態・タイヤ&ホイールはみ出し その他（ ）
緩衝装置	適合・不適合	スプリングの取付状態 その他（ ）
原動機及びばい煙等の発散防止装置	適合・不適合	噴射ポンプ封印取外し・不正燃料の使用・触媒取外し 目視による黒煙過多・悪臭・チャコールキャニスタ取外し その他（ ）
騒音防止装置	適合・不適合	不適合マフラー・消音器取外し その他（ ）
警音器	適合・不適合	ホーンの音
車体及び車枠	適合・不適合	最低地上高・不適合エアロパーツ・不適合バックミラー 荷台の改造・不適合バンパ（リヤ及びサイド）・燃料タンク増設 その他（ ）
座席	適合・不適合	座席の改造・ヘッドレスト その他（ ）
窓ガラス (前面、運転席、助手席)	適合・不適合	指定以外ステッカー貼付・着色フィルム貼付・装飾板装着 その他（ ）
灯火装置 ・反射器	適合・不適合	不適合灯火・反射器取外し及び違法取付・ナンバー取付位置 その他（ ）
その他	適合・不適合	

確認事項5 特定整備記録簿の交付が必用な作業ではありませんか？

部品交換や部品取付けなど車検、定期点検以外で依頼された作業が、特定整備を伴う作業ではないか、納車の前にもう一度確認してください。

また、特定整備記録簿を作成した場合は、その写しを依頼者に交付し、事業者控えは記載の日から2年間保存してください。

特定整備記録簿		登録番号又は車両番号	初度登録年又は初度検査年	車名	型式
依頼者(保用者)の氏名又は名称	所在地	車台番号	原動機の型式	特定整備時の総走行距離	
チェック記号 修理 △ 給付 T 給油 O L 交換 X 調整 A 清掃 C		見 本			
<b>特定整備の概要</b> <b>(分解整備)</b> ■ 原動機 原動機の取替 <input type="checkbox"/> ■ 動力伝達装置 クラッチの取替(二輪を除く) <input type="checkbox"/> トランスミッションの取替 <input type="checkbox"/> プロペラ・シャフトの取替 <input type="checkbox"/> ディファレンシャルの取替 <input type="checkbox"/> ■ 走行装置(二輪を除く) フロント・アクスルの取替 <input type="checkbox"/> 前輪独立懸架装置(ストラットを除く)の取替 <input type="checkbox"/> リア・アクスル・シャフトの取替 <input type="checkbox"/> ■ かじ取り装置 ギヤ・ボックスの取替 <input type="checkbox"/> リンク装置連結部の取替 <input type="checkbox"/> かじ取りホークの取替 <input type="checkbox"/> ■ 制動装置 マスタ・シリンダの取替 <input type="checkbox"/> バルブ類の取替 <input type="checkbox"/> ホースの取替 <input type="checkbox"/> パイプの取替 <input type="checkbox"/> 倍力装置の取替 <input type="checkbox"/> ブレーキ・チャンバの取替 <input type="checkbox"/> ブレーキ・ドラム(二輪の小型自動車のブレーキ・ドラムを除く)の取替 <input type="checkbox"/> ブレーキ・ディスクの取替 <input type="checkbox"/> ブレーキ・キャリパの取替 <input type="checkbox"/> ブレーキ・ライニングの取替 <input type="checkbox"/> ブレーキ・シューの取替 <input type="checkbox"/> ■ 自動運行装置 自動運行装置の取替 <input type="checkbox"/> 自動運行装置に係るセンサー等の機能調整 <input type="checkbox"/> ■ その他の点検・整備項目等		■ 点検 CUI, 自動車の特殊装置(パワステリ)の取替 <input type="checkbox"/> 各種センサー、電子制御(ECU)の取替 <input type="checkbox"/> 子計算機(ECU)の機能調整 <input type="checkbox"/> ■ その他の点検・整備項目等			
メンテナンスに関するアドバイス		主な交換部品等			
自動車特定整備事業者の氏名又は名称並びに所在地並びに認証番号		整備完了年月日		年 月 日	
		整備主任者の氏名			

参 考

特定整備の定義（施行規則第3条）

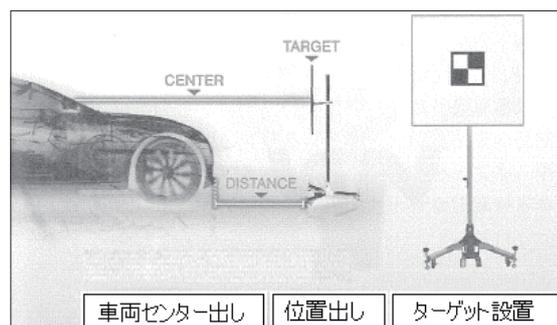
第3条 法第49条第2項の特定整備とは、第1号から第7号までのいずれかに該当するもの（以下「分解整備」という。）又は第8号若しくは第9号に該当するもの（以下「電子制御装置整備」という。）をいう。

- (1) 原動機を取り外して行う自動車の整備又は改造
- (2) 動力伝達装置のクラッチ（二輪の小型自動車のクラッチを除く。）、トランスミッション、プロペラ・シャフト、デファレンシャル又はドライブ・シャフトを取り外して行う自動車の整備又は改造
- (3) 走行装置のフロント・アクスル、前輪独立懸架装置（ストラットを除く。）又はリア・アクスル・シャフトを取り外して行う自動車（二輪の小型自動車を除く。）の整備又は改造
- (4) かじ取り装置のギヤ・ボックス、リンク装置の連結部又はかじ取りホークを取り外して行う自動車の整備又は改造
- (5) 制動装置のマスタ・シリンダ、バルブ類、ホース、パイプ、倍力装置、ブレーキ・チャンバ、ブレーキ・ドラム（二輪の小型自動車のブレーキ・ドラムを除く。）若しくはディスク・ブレーキのキャリパを取り外し、又は二輪の小型自動車のブレーキ・ライニングを交換するためにブレーキ・シューを取り外して行う自動車の整備又は改造

- (6) 緩衝装置のシャシばね（コイルばね及びトーションバー・スプリングを除く。）を取り外して行う自動車の整備又は改造
- (7) けん引自動車又は被けん引自動車の連結装置（トレーラ・ヒッチ及びボール・カップラを除く。）を取り外して行う自動車の整備又は改造
- (8) 次に掲げるもの（以下「運行補助装置」という。）の取り外し、取付位置若しくは取付角度の変更又は機能の調整を行う自動車の整備又は改造（かじ取り装置又は制動装置の作動に影響を及ぼすおそれがあるものに限り、次号に掲げるものを除く。）
  - イ 自動車の運行時の状態及び前方の状況を検知するためのセンサー
  - ロ イに規定するセンサーから送信された情報を処理するための電子計算機
  - ハ イに規定するセンサーが取り付けられた自動車の車体前部又は窓ガラス
- (9) 自動運行装置を取り外して行う自動車の整備又は改造その他の当該自動運行装置の作動に影響を及ぼすおそれがある自動車の整備又は改造

**確認事項6** 電子制御装置整備を行うにあたり、車種ごとの整備マニュアル等に基づき適切に点検整備を実施していますか？また、自動車メーカーのマニュアル等に基づき適切にエーミング作業を実施していますか？

FAINES等を活用するなど、電子制御装置整備を行う車両の整備マニュアル等の情報を入手し、それに基づき適切に点検整備を実施するとともに、レーンキープや衝突被害軽減ブレーキ等の運行補助装置が正常に機能するようターゲット等を正しく設置して適切にエーミング作業を実施する必要があります。



## ⑥ 苦情等への対応

自動車関連のサービス業として自動車特定整備事業を運営しているなかで、苦情やトラブルは迅速、かつ、的確に処理することはもちろんですが、それらの再発防止についても従業員の一人ひとりが関心をもち、積極的に取り組むことが必要です。

苦情には作業時間の遅延、見積り金額の違い、作業依頼した箇所が直っていない等、いろいろなものがありますが、常に冷静に受け止め、何が原因なのかよく確かめてから対応しなければなりません。



## (2) 自動車特定整備事業に関する届出

以下の内容に変更が生じた場合は30日以内に変更の届出が必要です。

- ①事業者の氏名又は名称及び住所（法第81条）
  - ・法人にあっては商号変更、本社移転
  - ・個人事業主にあっては事業者の氏名及び住所
- ②法人にあってはその役員の氏名（法第81条）
  - ・代表取締役、取締役、監査役の登記している役員が該当します
- ③事業場の所在地（法第81条）
  - ・市町村等による住居表示の変更があった場合は証明書を提出します
- ④屋内作業場若しくは電子制御装置点検整備作業場の面積又は間口若しくは奥行き長さ（施行規則第58条）
- ⑤事業の廃止（法第81条）
- ⑥事業の相続、合併及び分割（法第82条）
- ⑦事業の譲渡（法第83条）

### 【役員変更届記載例】

第5号様式（認証）  
※赤字は記載例です。例に合わせて黒色で記載してください

役員変更届出書の記載例  
（変更があった日から30日以内に届出を行う）

役員の変更届出書

関東運輸局長 殿 提出日を記入  
年 月 日

道路運送車両法等の規定により別紙書面を添え届出します。  
 また、同法第90条第1項第2号に該当しないことを確認しました。  
(注) 従来の営業の場を承継すること。【全ての項目に共通】  
(注) 登記しない項目は記載を省略することができます。【全ての項目に共通】  
(注) 必要に応じて、記載種を追加・拡大または削除・縮小することができます。【全ての項目に共通】

届出者の氏名又は名称	東京都振興会株式会社 代表取締役 東京 太郎
届出者の住所	東京都渋谷区本町四丁目16番4号
電話番号	03-5365-0000

1 役員の変更（現在の役員及び辞任した役員）

現在の役員及び就任年月日		
役員氏名	役職名	( 年 月 日 )
東京 太郎	代表取締役	( 昭和 60年 4月 1日 )
東京 三郎	取締役	( 令和 6年 4月 1日 )
東京 四郎	監査役	( 令和 6年 4月 1日 )
		( 年 月 日 )
		( 年 月 日 )
		( 年 月 日 )
		( 年 月 日 )
		( 年 月 日 )
		( 年 月 日 )

登記されている役員を全て記入する。

辞任した役員及び辞任年月日		
役員氏名	役職名	( 年 月 日 )
東京 二郎	取締役	( 令和 6年 3月 31日 )
		( 年 月 日 )
		( 年 月 日 )
		( 年 月 日 )
		( 年 月 日 )
		( 年 月 日 )
		( 年 月 日 )

辞任した役員を記入する。

2 役員の変更に係る事業場

認証番号	事業場の名称	認証番号	事業場の名称
1-99999	東京都振興会株式会社 振興工場		
1-10000	東京都振興会株式会社 振興ビル		

複数の事業場がある場合は全て記入する。

3 宣誓書

道路運送車両法第90条第1項第2号に該当しないことを確認しました。  チェック欄

確認書類  
 ・履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）等  
 ・新旧役員を確認することができる書面

備考

⑧整備主任者に関する事項を変更した場合は15日以内に届出が必要です。(施行規則第62条の2の2第2項)

【整備主任者変更届記載例】

第4号様式(認証)

※赤字は記載例です。例に倣って黒色で記載してください

整備主任者の選任・辞任に関する届出の記載例  
(変更があった日から15日以内に届出を行う)

### 整備主任者(選任・変更)の届出書

関東運輸局長 殿

提出日を記入  
年 月 日

道路運送車両法等の規定により別紙書面を添え(選任・変更)します。

(注) 選任にあつては「選任」、変更にあつては「変更」の大半に口を記載すること。  
(注) 該当しない項目は記載を省略することができる。【全ての項目に共通】  
(注) 必要に応じて、記載枠を追加・拡大または削除・縮小することができる。【全ての項目に共通】

【ふりがな】	とうきょうとしんこうかいがひしきがいしゃ だいにょうとりしりまやぐ とうきょう たろう
届出者の氏名又は名称	東京都振興会株式会社 代表取締役 東京 太郎
届出者の住所	東京都渋谷区本町四丁目16番4号
電話番号	03-5365-0000
【ふりがな】	とうきょうとしんこうかいがひしきがいしゃ せいびこうじょう
事業場の名称	東京都振興会株式会社 整備工場
事業場の所在地	東京都渋谷区本町四丁目16番4号
電話番号	03-5365-0000
認証番号	第1-99999号

特定整備(電子制御装置整備)取得済みの事業場は、選任予定の整備主任者が電子制御装置整備の資格講習を修了していることを必ず確認し受講番号を記入してください。  
※資格講習修了証の写しを添付(一級整備士の場合は合格証書等)

1 新たに選任した整備主任者

氏名	生年月日	統括管理業務開始日	整備士合格証書番号又は講習修了証の受講番号
東京 三郎	平成 1年 4月 1日	令和 6年 4月 1日	受講番号第0000号
東京 四郎	平成 5年 5月 1日	令和 6年 4月 1日	関東一こ第0000号
	年 月 日	年 月 日	
	年 月 日	年 月 日	
	年 月 日	年 月 日	

新たに整備主任者として届出る者を記入する。  
(新たに届出る者がいない場合は空欄)

(注) 整備主任者等資格取得講習の修了証を有する者は、当該修了証の受講番号を記載すること。  
(注) 一級整備士(一級二輪の整備士を除く)は整備士合格証書番号を記載すること。

2 辞任等した整備主任者

氏名	辞任等年月日	氏名	辞任等年月日
東京 二郎	令和 6年 3月 31日		年 月 日
	年 月 日		年 月 日

辞任する者を記入する。  
(辞任する者がいない場合は空欄)

3 既に選任されている整備主任者

氏名	生年	生年月日
東京 太郎	昭和 50年 6月 1日	年 月 日
東京 三郎	平成 1年 4月 1日	年 月 日
東京 四郎	平成 5年 5月 1日	年 月 日

現在までに届出している整備主任者を全て記入する。  
(新たに届出る者を含む)

備考

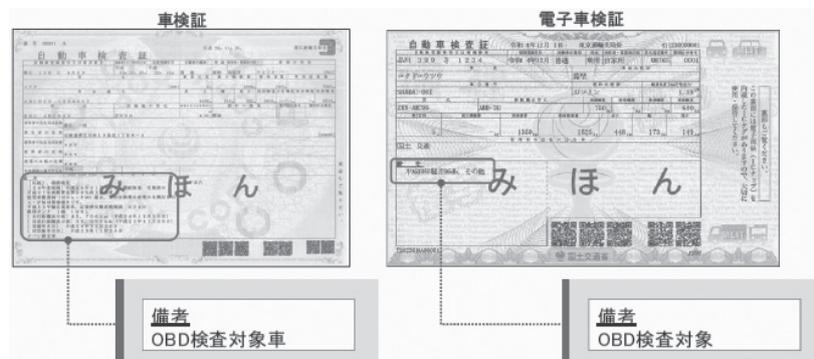
確認書類  
・一級又は二級整備士資格を擁認できる書面  
(整備士合格証書・自動車整備技能者手帳等)  
・電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習修了証(写)

## 2. 車載式故障診断装置（OBD）の検査等について

### (1) 認証工場で行う OBD 点検と OBD 検査（OBD 確認）

OBD 点検		OBD 検査（OBD 確認）
令和3年10月1日	開始時期	令和6年10月1日 (輸入車：令和7年10月1日)
1年ごとの点検時 	実施時期	検査（車検）時
対象装置（警告灯）を備える車両 (大特、被牽引車、二輪車を除く)	対象車両	令和3年10月1日以降の新型車 (輸入車は令和4年10月1日の新型車) (大特、被牽引車、二輪車を除く)
①原動機 ②制動装置 ③アンチロックブレーキシステム (ABS) ④エアバッグ ⑤衝突被害軽減制動制御装置 (AEBS) ⑥自動命令型操舵機能 ⑦自動運行装置	対象装置	①かじ取り装置 ②アンチロックブレーキシステム (ABS) ③横滑り防止装置 (ESC) ④車両安定性制御装置 (EVSC) ⑤ブレーキ・アシスト・システム (BAS) ⑥衝突被害軽減制動制御装置 (AEBS) ⑦排出ガス発散防止装置 ⑧電力により作動する原動機を有する自動車に備える車両接近通報装置 (AVAS) ⑨自動運行装置
・整備用スキャンツールを用いて点検 又は識別表示（警告灯）を用いて目視による点検（メーカーの指示がある場合はその方法）	実施内容	・検査用スキャンツールを用いて OBD 確認 ・国の検査場又は軽自動車検査場にて OBD 検査を受検
整備要領書等に基づき必要な整備を実施	要整備となった場合の対応	整備要領書に基づき整備実施後、再度 OBD 確認又は検査場にて再受検

### (2) OBD 検査対象車両について



以下の場合には OBD 検査対象車両であっても OBD 検査不要と判定されます。

- ・検査日が型式指定年月日から2年を経過していない
- ・検査日が初度登録年月又は初度検査年の前月の末日から起算して10カ月を経過していない

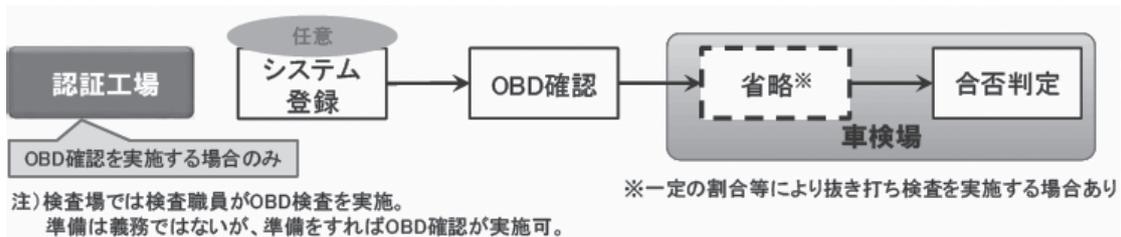
### (3) OBD 確認について

認証工場においては OBD 確認の実施義務はありません。

OBD 検査が必要な車両に対し、整備工場で OBD 確認を行って特定 DTC が確認されなかった場合は、持込検査の際に原則 OBD 検査は省略されます。

なお、自動車技術総合機構が運営する OBD 検査システムを利用して OBD 確認を実施するためには、機器等を備えてシステム利用登録をするなどの事前準備が必要です。

#### 【認証工場における OBD 確認の主な流れ】

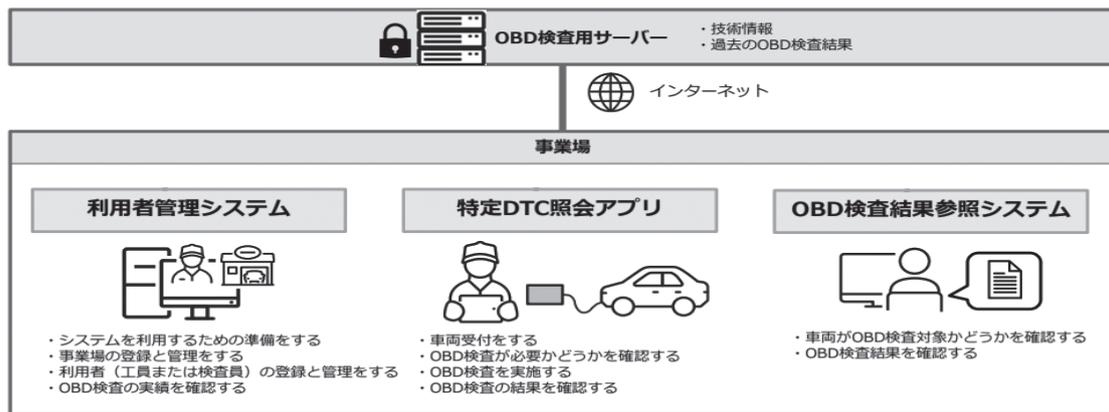


#### 【指定工場における OBD 検査の主な流れ】

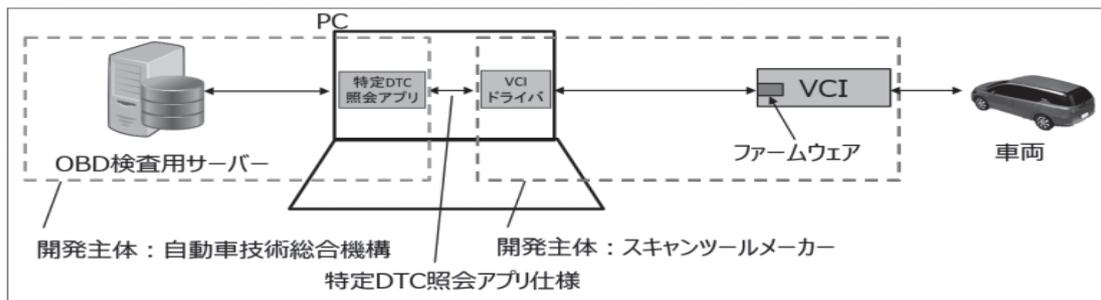


#### 【OBD 確認イメージ】

自動車製作者等から提出された技術情報や事業場で実施した過去のOBD検査結果は、セキュリティを担保したうえでOBD検査用サーバーで管理されます。事業場からはインターネットを経由してOBD検査用サーバーに接続し、以下のシステムとアプリを利用してOBD検査を実施します。



特定 DTC 照会アプリと検査用スキャンツールとのインターフェース仕様の構成図



#### (4) OBD 検査システムの利用に関する準備について

【事業場で準備が必須となるもの】



※検査用スキャンツールは、検査用の機種が必要です。また、整備用スキャンツールと兼用可能な機種は、ソフトウェアの更新等が必要です。

機種の確認は、日本自動車機械工具協会のホームページを参照してください。

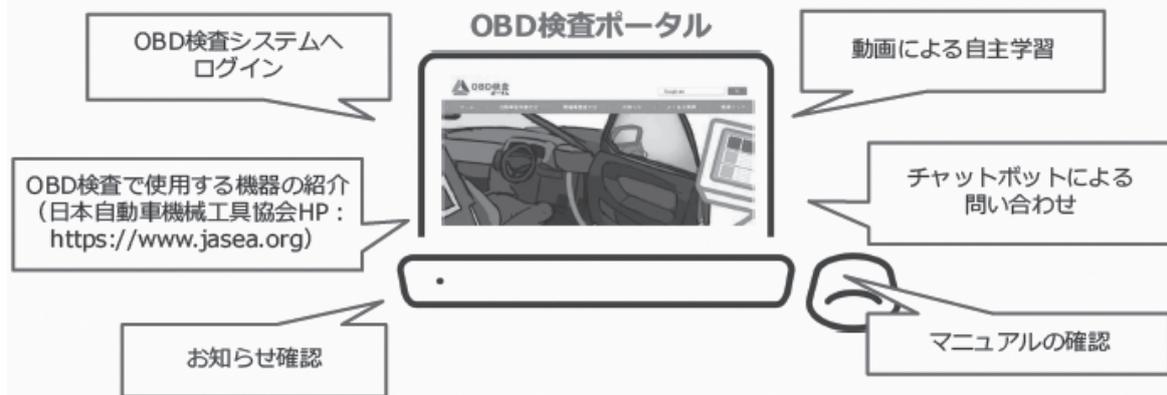
#### 【OBD 検査の事前準備の流れ】



#### 【OBD 検査ポータルサイトの紹介】

OBD検査に関する情報発信、学習支援メニューとして、「OBD検査ポータル」を設置しています。OBD検査ポータルでは、OBD検査システムへのログイン、マニュアルの確認、動画による自主学习、お知らせの確認、チャットボットでの問い合わせができます。また、検査用スキャンツールに関する情報が掲載されていますので、検査用スキャンツールに関するお問い合わせがあった際も情報を確認することができます。

<https://www.obd.naltec.go.jp>



#### 【OBD 検査システムについてのお問い合わせ先】

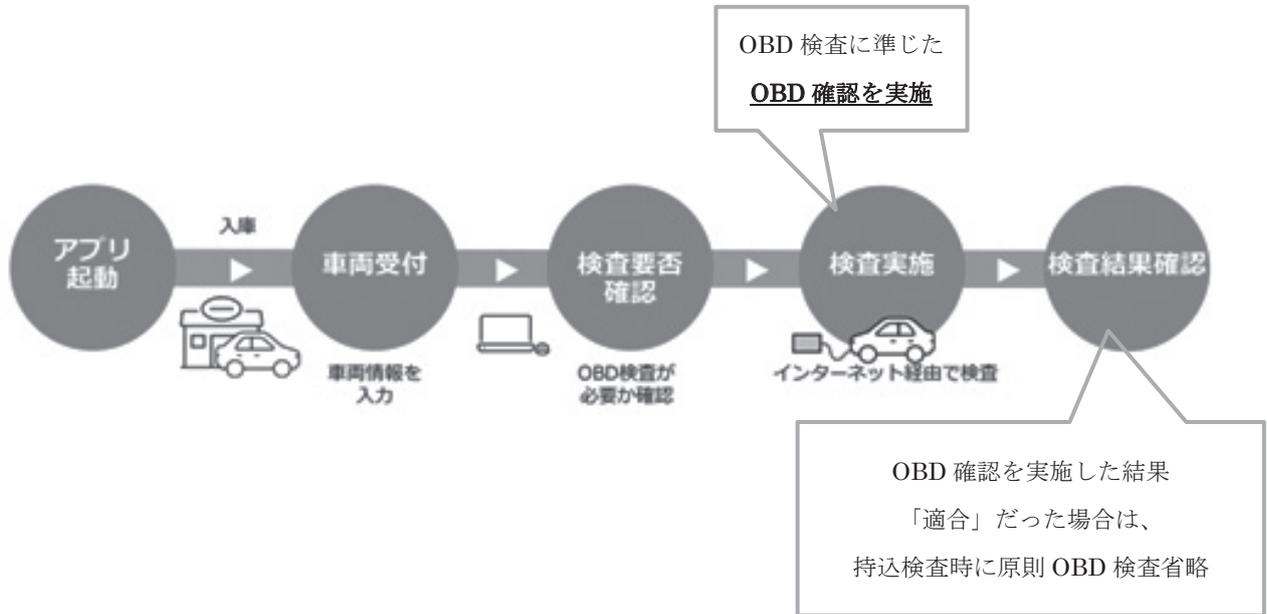
OBD 検査コールセンター

電話番号：0570-022-574

対応時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00（祝日および12月29日から1月3日を除く）

## (5) 特定 DTC アプリを利用した OBD 確認について

認証工場が自らの事業場において点検整備を行う又は行った車両について、あらかじめ利用者登録を行った事業場の工員が OBD 確認を実施することができます。

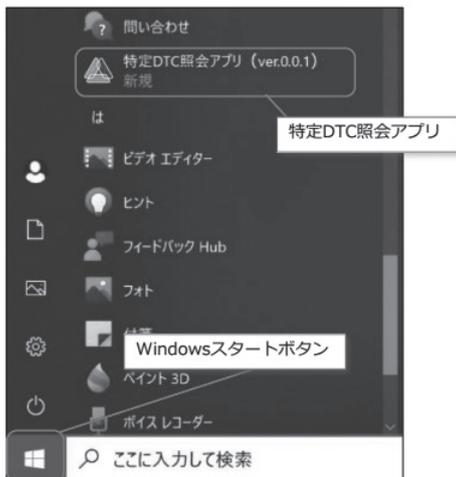


### 【アプリを利用した OBD 確認の流れ】

#### ステップ 1：アプリにログインする

##### アプリを起動する

Windows スタートボタンを押し、表示されるアプリの中から「特定DTC照会アプリ」を選択します。



アプリの起動時にはバージョンチェックが行われます。アプリが更新された際には、画面の表示に従ってアップデートを行ってください。アップデート時に、「いいえ」（アップデートしない）を選択すると、アプリは起動できません。

##### 「ユーザーID」、「パスワード」を入力し、「ログイン」を押す



《メニュー》画面が表示されます。



## ステップ2：車両の受付をする

※ 認証のみの工場は OBD 検査モードの選択表示はありません。

この手順から実際のOBD検査がはじまります。車両受付とは、車両の情報をアプリに入力することです。アプリでは、最初にモードを、続いて検査用スキャンツールを選択して、車両受付を行います。

### モード・検査用スキャンツールを選択する

目的に応じて、利用するモードを選択します。次に、車両と接続する検査用スキャンツールを選択します。

#### モードを選択する



表示されるモードは利用者に応じて異なります。「OBD検査」と「OBD確認」の操作手順に大きな違いはありません。どちらのモードを選択しても、検査または確認の実施履歴としてシステムに記録されます。

モード	利用者	用途
OBD検査	指定工場の検査員	法令に準拠してOBD検査を実施する際に使用します。
OBD確認	指定工場、認証工場の工員および検査員	点検・整備時に、OBD検査と同等の確認を行う際に使用します。 以下のようなケースでもOBD確認を行えます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>• アプリを使用したOBD検査の習熟のため、OBD確認を行うとき</li> <li>• OBD検査対象車両でOBD検査に必要な情報が未登録の場合や、OBD検査対象外車両でもJ-OBD II 適用車両の場合、規格データに基づいて排ガスOBDの点検のみを行うとき</li> </ul>

## ステップ3：使用する検査用スキャンツールを選択する

#### 検査用スキャンツールを選択する



インストールされている検査用スキャンツールのドライバが1つの場合は、自動的に検査用スキャンツールが選択されます。インストール検査用スキャンツールのドライバが2つ以上ある場合は、プルダウンリスト  を押して、使用する検査用スキャンツールを選択してください。

選択したものと異なる検査用スキャンツールを車両に接続し検査を行った場合、正常に作動しない可能性があります。検査用スキャンツールのドライバ名を確認のうえ、正しいスキャンツールを選択し、再度検査を実施してください。

#### ステップ4：車両情報を入力する

OBD 確認モード画面で、確認を行う車両の情報を入力します。車検証又は電子車検証に対応する読み取り機器（リーダー）の有無によって、以下の3つの方法があります。

- ①二次元コードリーダーを使用して、車検証の二次元コードを読み取る
- ②ICタグリーダーを使用して、電子車検証のICタグを読み取る
- ③読み取り機器を使用せず、車両情報を手入力する

車検証の情報と異なる車両で、誤ってOBD 確認を実施してしまった場合は、再度車両の受付からやり直し、正しい車両情報を入力のうえ、もう一度OBD 確認を実施してください。

#### 車検証または電子車検証の情報をキーボードなどにより入力する場合

##### 入力方法を選ぶ



「車両情報手入力」を押します。二次元コードリーダーやICタグリーダーがない場合はこちらを選択してください。

##### 車両情報を入力し、「確定」を押す



車検証または電子車検証の以下の記載内容を、入力または選択します。

- ・車台番号
- ・型式
- ・燃料の種類
- ・初度登録年月または初度検査年月
- ・類別区分番号

#### ステップ5：アプリでOBD 検査要否確認を行う

車両受付が完了したのち、OBD検査が必要かどうかをアプリで確認します。

※車両と検査用スキャンツールを接続する前に、アプリでこの作業を行ってください。

##### 車両受付が完了した後、「検査要否確認」を押す



OBD検査の要否確認が開始されます。

以下の画面が表示された場合は、画面に従って車両の情報を入力してください。

- ・《車名選択》画面：対象の車両を特定できない場合に表示されます。
- ・《車両ID入力》画面：対象の車両IDを特定できない場合に表示されます。
- ・《その他燃料選択》画面：その他燃料の情報追加が必要な場合に表示されます。

## ステップ6：検査要否の結果を確認する

### 結果を確認する



「結果」欄には、以下のいずれかが表示されます。

結果	説明
OBD検査要	OBD検査を実施する必要があります。
OBD検査不要	OBD検査を実施する必要がなく、OBD検査はできません。
OBD検査不可	OBD検査に必要な車両情報が存在しない場合に表示されます。OBD検査コールセンターにお問い合わせください。

#### 「OBD検査要」の表示がある場合

OBD検査を行います。

#### 「OBD検査不要」の表示がある場合

これ以上の操作は必要なく、OBD検査は終了です。ただし、以下の場合は実施できます。

- OBD検査要否確認結果の帳票（PDFファイル）やCSVファイルのダウンロード
  - 関連情報や過去のOBD検査実施履歴情報の閲覧
- なお、OBD確認モードの場合は、そのままOBD確認に進める場合があります。

#### 「OBD検査不可」の表示がある場合

OBD検査モードの場合は、これ以上の操作はできません。OBD検査対象車であって、車検証記載されているか、または電子車検証ICタグ情報に格納されているOBD検査開始年月日が到来している場合は、OBD検査コールセンターにお問い合わせください。OBD確認モードの場合は、そのままOBD確認に進める場合があります。ただし、画面の上部にエラーメッセージが表示された場合は、メッセージに従ってください。

OBD検査を終了しても、以下の操作は実施できます。

- 関連情報や過去のOBD検査実施履歴情報の閲覧

## ステップ7：データリンクコネクタの位置を確認する

車両のデータリンクコネクタの位置を確認します。

データリンクコネクタは、検査用スキャンツールを接続するためのコネクタです。

### 「データリンクコネクタの位置表示」を確認する



データリンクコネクタの位置が、赤色のマーカーで表示されます。

データリンクコネクタの位置のイラストを確認します。

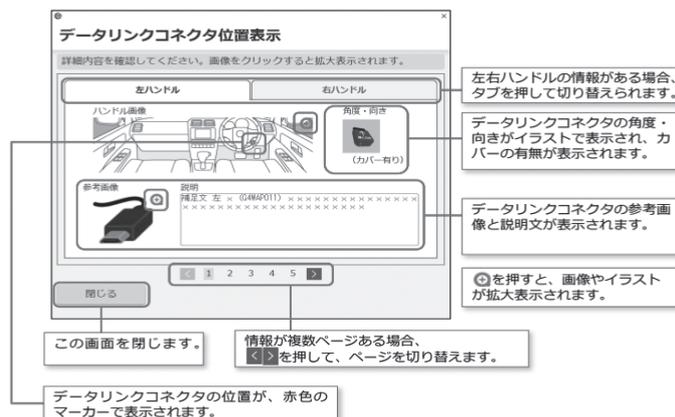
### 「位置詳細表示」を押す



データリンクコネクタの詳細な位置情報を確認できます。

### 詳細を確認する

接続端子を挿入する角度・向きなどを確認できます。



データリンクコネクタの位置が、赤色のマーカーで表示されます。

## ステップ8：OBD 確認を行う

検査用スキャンツールを接続する前に、車両の電源がOFFであることを確認してください。

車両のデータリンクコネクタに、検査用スキャンツールの接続端子を接続する



車両のエンジンをONにする

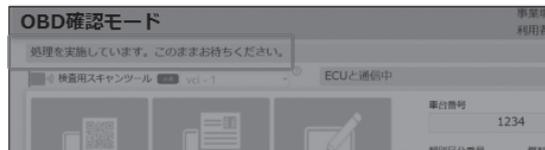
ハイブリッド車等はREADYにします。

キーOFFやイグニッションONの状態でもOBD検査を実施した場合は、検査結果にかかわらず、エンジンをONにした状態で再度「実行」ボタンを押下してください。

《OBD確認モード》画面で、「実行」を押す



「処理を実施しています。このままお待ちください。」というメッセージが表示されます。



確認が完了すると、確認結果が表示されます。

結果を確認する

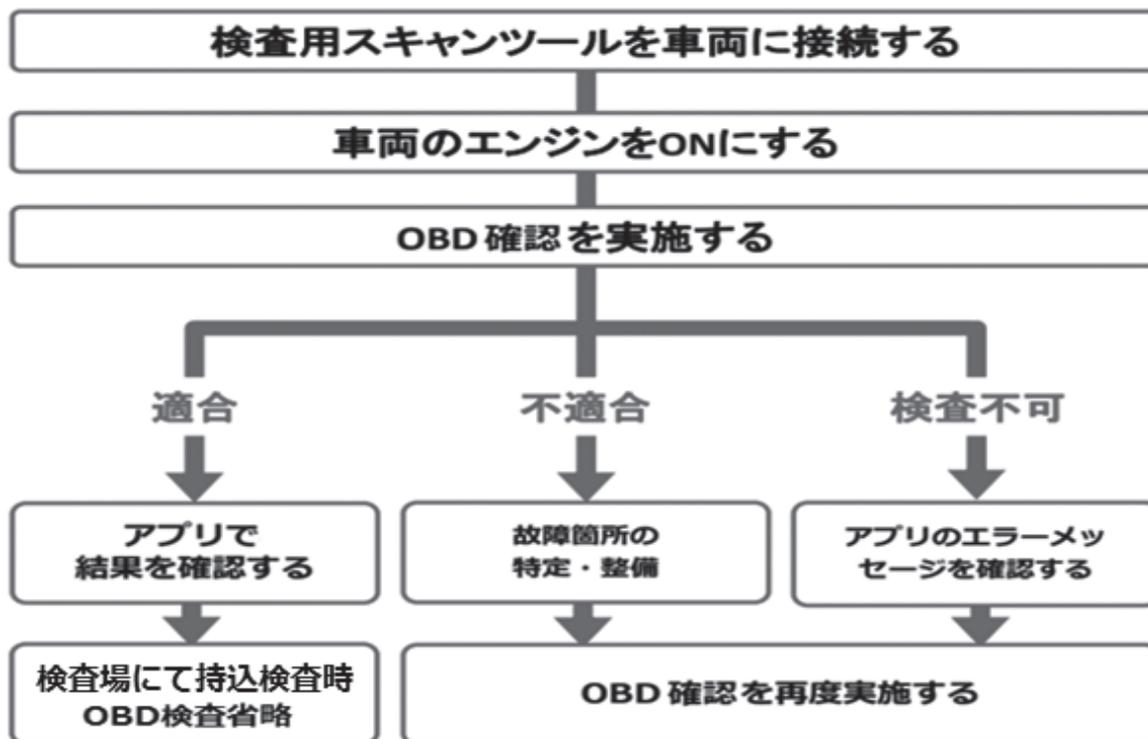
表示されたメッセージと結果（適合／不適合）を確認します。



メッセージに従って、操作を行ってください。

検査結果	説明	表示されるメッセージ
適合	OBD検査に適合です。	処理を終了します。イグニッションをOFFにして、検査用スキャンツールを取り外してください。
不適合	OBD検査に不適合です。検査結果を確認したうえで点検・整備を行ってください。	<b>メモ</b> 検査用スキャンツールを取り外すときは、イグニッションがOFFになっていることを確認してください。
空欄 (検査不可)	エラーにより、OBD検査ができません。表示されるメッセージでエラー内容を確認してください。	メッセージの例： 受検車両との通信でエラーが発生しました。検査用スキャンツールの接続を確認のうえ、再度、「実行」を押してください。

現在故障のみを特定DTCとして検出するため、過去の故障履歴があってもOBD検査結果に影響を与えることはありません。



持込検査における OBD 検査の流れ (OBD 確認済による省略がない場合)

### 検査コースにおけるOBD検査の流れ(プレ運用・本運用共通)

OBD検査の基準適合性審査は、検査担当者が次の手順により実施します。

- ①検査コースの入口において自動車検査証等の二次元コードを読み取り、OBD検査が必要かどうかを、検査用端末からOBD検査用サーバに照会します。
- ②OBD検査対象車のデータリンクコネクタに検査用スキャンツールを接続して、車載式故障診断装置に記録されている情報を読み出し、検査用端末からOBD検査用サーバに照会します。
- ③OBD検査用サーバが分析及び照合した結果の応答を待ち、基準適合性の判定結果を検査用端末で確認します。

注1: データリンクコネクタへの検査用スキャンツールの接続/取外しは、原則として検査担当者が実施します。

注2: 運転者席下部などにあるデータリンクコネクタには何も取り付けられておらず、検査用スキャンツールを接続できる状態で受検してください。また、必要に応じ、データリンクコネクタ附近のカバー類の取外しをお願いします。

注3: 検査担当者の指示により、原動機の始動(電気自動車又はハイブリッド自動車は走行可能状態(READYの状態))と停止の操作をお願いします。

**OBD検査は  
検査コースの入口において実施します**



### 3. 車載式故障診断装置（OBD）点検実施後の特定整備記録簿の記載について

チェック記号の意味と記入順位（参考例）

記載順位	整備作業区分	チェック記号	意味	作業例
	点検	レ	点検の結果、異常がなかった。	—
	特定整備 電子制御装置	○	点検又は整備が分解を伴って行われたときは、「チェック記号」を○で囲みます。 点検又は整備が電子制御装置の作動に影響を及ぼすおそれのある作業を伴ったときは、「チェック記号」を○で囲みます。	・ブレーキ・ライニングの摩耗を点検した結果、異常なしの場合は◎と記入します。 ・衝突被害軽減制御装置のエーミング作業を行った場合は◎と記入します。
1	交換	×	点検の結果、交換した。（部品、油脂、液類の交換作業を示す。）	・ブレーキ・ライニングの交換 ・ホイール・ベアリングの交換 ・カメラ、レーダーその他のセンサー等の交換
2	修理	△	点検の結果、修理した。（摩耗、損傷などのため部品を修復する作業を示す。）	・電気配線の損傷の修理 ・タイヤのパンク修理 ・カメラ、レーダーその他のセンサー等の修理
3	調整	A	点検の結果、調整した。（機能維持のため、遊び、すき間、角度などを基準値に戻す作業を示す。） 点検の結果、調整した。（スキャンツール等で機能調整する作業を示す。）	・ブレーキ・ドラムとライニングのすき間調整 ・クラッチ・ペダルの遊び調整 ・駐車ブレーキ・レバーの引きしろ調整 ・カメラ、レーダーその他のセンサー等の機能調整
4	締付	T	点検の結果、締め付けた。（緩んだ箇所を増し締めする作業を示す。）	・ホイール・ナットの増し締め ・リーフ・スプリングのUボルトの増し締め ・カメラ、レーダーその他のセンサー等の取付ボルトの増し締め
5	清掃	C	点検の結果、清掃した。（粉塵、油などによる汚れを取り除く作業を示す。）	・ブレーキ・ドラム内の汚れの清掃 ・バッテリーのターミナル部の清掃
6	給油	L	点検の結果、給油した。（油脂、液類を補給する作業を示す。）	・エンジン・オイルの補給 ・シャシ各部の給油脂
	省略	P	走行距離項目等で点検を省略した。	・走行距離を加味して、前回の点検時に省略していない項目
	該当なし	/	該当しない項目	—

(外) 電子制御装置整備を外注した場合

(内) 電子制御装置整備を構内外注した場合

注 車載式故障診断装置点検の結果、整備作業が必要となった場合

#### 【点検整備記録簿の記載例】

事例1 「OBDの診断の結果」の点検を行った結果、異常がなかった。

The image shows a '特定整備記録簿 (2年定期点検用整備記録簿写)' form. A callout box points to the '車載式故障診断装置点検' (OBD Diagnosis) section, which contains the text 'OBDの診断の結果' and a 'レ' (normal) symbol. The form is divided into several columns for different inspection areas: エンジン・ルーム点検 (Engine/Room), 室内点検 (Interior), 下回り点検 (Undercarriage), 足回り点検 (Wheels/Tires), and 外回り点検 (Exterior). Each section has a list of items to be checked with corresponding checkboxes. The OBD section is specifically highlighted with a callout box.

事例2 「OBDの診断の結果」の点検を行った結果、原動機の識別表示が点灯し続いていたため、スキャンツールを使用して診断した結果、O<sub>2</sub>センサーが不良だったため、交換作業を実施した。

特定整備記録簿(2年定期点検用整備記録簿写)

車載式故障診断装置点検

注

その他の点検・整備項目等

注

O<sub>2</sub>センサー X

事例3 「OBDの診断の結果」の点検を行った結果、衝突被害軽減制動制御装置に係る警告灯が点灯し続いていたため、スキャンツールを使用して診断した結果、ミリ波レーダーが不良だったため、交換作業及びエーミング作業を実施した。

特定整備記録簿(2年定期点検用整備記録簿写)

車載式故障診断装置点検

注

その他の点検・整備項目等

注

ミリ波レーダー X

エーミング A

事例4 「OBDの診断の結果」の点検を行った結果、衝突被害軽減制動制御装置に係る警告灯が点灯し続けていたため、スキャンツールを使用して診断した結果、赤外線レーザーが不良だったため、弊社従業員が交換作業を行った。

また、フロントガラスに損傷箇所があり、ガラス施工業者を呼んで弊社工場内にて交換作業を実施した後、弊社従業員がエーミング作業を実施した。

特定整備記録簿(2年定期点検用整備記録簿写)

点検の結果及び整備の概要

エンジンルーム点検

室内点検

下廻り点検

車載式故障診断装置点検

その他の点検・整備項目等

注 (内)フロントガラス (X)

赤外線レーザー (X)

エーミング (A)

事例5 「OBDの診断の結果」の点検を行った結果、自動命令型操舵機能に係る警告灯が点灯し続けていたため、スキャンツールを使用して診断した結果、カメラが不良だったため、弊社従業員が交換作業を行った。

また、エーミング作業については、ディーラーの工場へ外注委託した。

なお、この場合、エーミング作業の委託を受けたディーラーの工場はエーミング作業に関する特定整備記録簿を作成して依頼事業場に写しを交付する。依頼した事業場は、ディーラーの工場より受領したエーミング作業を実施した旨の特定整備記録簿と自工場て交付した点検整備記録簿を合わせて使用者に交付する。

特定整備記録簿(2年定期点検用整備記録簿写)

点検の結果及び整備の概要

エンジンルーム点検

室内点検

下廻り点検

車載式故障診断装置点検

その他の点検・整備項目等

注 カメラ (X)

エーミング(外)

特定整備記録簿(写)

整備完了年月日

整備主任者の氏名

## 参 考 1

### 特定整備記録簿の記載要領について

(関自整第 734 号 令和 2 年 2 月 13

日)

標記について、自動車局整備課長から別添（令和 2 年 2 月 6 日付、国自整第 278 号）のとおり通知があったので、今後は本要領に基づき特定整備事業者を指導されたい。

なお、別紙のとおり自動車整備振興会関東ブロック連絡協議会会長に通知したので、了知されたい。

## 別添

### 特定整備記録簿の記載要領について

[国自整第 278 号 令和 2 年 2 月 6 日]

道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第 14 号）により、分解整備の範囲について、取り外して行う自動車の整備又は改造を装置の作動に影響を及ぼす整備又は改造に拡大するとともに、対象装置として「自動運行装置」を追加し、その名称を「特定整備」に改める改正が行われ、本年 4 月 1 日をもって施行されることとなっている。

従来から、特定整備記録簿の記載については、自動車の点検及び整備に関する手引（平成 19 年国土交通省告示第 317 号）を参考にして記載するよう指導してきたところであるが、今般の改正により、自動車特定整備事業者が他の自動車特定整備事業者へ電子制御装置整備の作業を外注する場合及び事業場内に限り電子制御装置点検整備作業場以外の場所でエーミング作業を実施することが認められることとなったため、これらについて、「自動車特定整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導の要領について」（平成 14 年 7 月 1 日付け国自整第 63 号）によるほか、別紙のとおり特定整備記録簿の記載要領を定めたので、今後は本要領に基づき特定整備事業者を指導されたい。

本要領については、別添のとおり関係団体へ通知していることを申し添える。

## 別紙

### 特定整備記録簿の記載要領

1. 自動車特定整備事業者が電子制御装置整備の作業を外注する場合の記載は、次のとおりとする。

(1) 電子制御装置整備の一部を構内外注（「電子制御装置整備に係る構内外注及び外注の取扱いについて」令和2年2月6日付け、国自整第279号で規定するものをいう。）した場合には、特定整備の概要に構内外注した作業がわかるように記載すること。

(記載例)

⊗ガラス（内）、レーダー      ⊕エーミング

※ガラス交換を構内外注し、レーダー交換及びエーミング作業を自ら行った場合

(2) 電子制御装置整備の一部を他の自動車特定整備事業者に外注（「電子制御装置整備に係る構内外注及び外注の取扱いについて」で規定するものをいう。以下「外注」という。）した場合、外注元の特定整備記録簿には、外注した作業がわかるように記載すること。

(記載例)

外注元の特定整備記録簿：⊗ レーダー      エーミング（外）

外注先の特定整備記録簿：⊕ エーミング

※レーダー交換を外注元、エーミング作業を外注先で実施した場合

なお、外注先の特定整備事業者は、自らが行った作業を特定整備記録簿に記録したうえ、外注元の特定整備事業者を経由するなどしてその写しを自動車の使用者に交付するとともに、道路運送車両法に基づき、当該記録簿をその記載の日から2年間保存しなければならない。

(3) 電子制御装置整備の全部を他の自動車特定整備事業者に外注した場合、外注元の特定整備事業者は特定整備記録簿に記載しないこと。外注先の特定整備事業者は行った全部の作業を特定整備記録簿に記録したうえ、外注元の特定整備事業者を経由するなどしてその写しを自動車の使用者に交付し、道路運送車両法に基づき、当該記録簿をその記載の日から2年間保存しなければならない。

2. 事業場内に限り電子制御装置点検整備作業場以外の場所において電子制御装置整備作業を実施した場合には、当該作業を実施した場所を記載する。なお、この場合、エーミング作業については、天候及びエーミング作業を電子制御装置点検整備作業場以外の場所で行った理由を特定整備記録簿に記載すること。

(記載例)

- ④ エーミング (電子制御装置整備作業場の屋上、晴れ、電子制御装置整備作業場の寸法を超過)

※入庫した車両については、自社の電子制御装置点検整備作業場でエーミング作業を行えないことから、電子制御装置整備作業場の屋上でエーミング作業を行った場合

(記載例)

- ⊗ バンパ (〇〇板金工場)

※離れの作業場 (〇〇板金工場) でバンパ交換を行った場合

## 参 考 2

### 電子制御装置整備に係る構内外注及び外注の取扱要領について

(関自整第 735 号 令和 2 年 2 月 13

日)

標記について、自動車局整備課長から別添（令和 2 年 2 月 6 日付、国自整第 279 号）のとおり通知があったので、了知されるとともに、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、別紙のとおり自動車整備振興会関東ブロック連絡協議会会長に通知したので、了知されたい。

別添

### 電子制御装置整備に係る構内外注及び外注の取扱要領について

[国自整第 279 号 令和 2 年 2 月 6 日]

道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第 14 号）により、分解整備の範囲について、取り外して行う自動車の整備又は改造を装置の作動に影響を及ぼす整備又は改造に拡大するとともに、対象装置として「自動運行装置」を追加し、その名称を「特定整備」に改める改正が行われ、本年 4 月 1 日をもって施行されることとなっている。

については、「自動車特定整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導の要領について」（平成 14 年 7 月 1 日付け国自整第 63 号）によるほか、別紙のとおり「電子制御装置整備に係る構内外注及び外注の取扱要領」を定めたので了知されるとともに、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

## 電子制御装置整備に係る構内外注及び外注の取扱要領

## 1. 構内外注について

電子制御装置整備の認証を受けている自動車特定整備事業者（以下「特定整備事業者」という。）の事業場において、自らの管理の下、他の事業者の作業員が行う作業（以下「構内外注」という。）については、次に掲げる条件を満たす場合にあつては、当該特定整備事業者が行った作業とみなす。この場合において、構内外注の作業員は、他の事業者の従業員であるが、当該事業者については、自動車特定整備事業の認証の取得の有無は問わない。

- (1) 構内外注における電子制御装置整備は、特定整備事業者の自らの管理の下で行われることから、その旨の取り決めが交わされていること
- (2) 特定整備事業者は、「特定整備記録簿の記載要領について」（令和2年2月6日付け国自整第278号）に基づき、特定整備記録簿に構内外注した旨を記載し、その写しを使用者に交付すること

## 2. 外注（一部又は全部）について

これまでも、使用者から整備の依頼を受けた分解整備事業者が、他の分解整備事業者に対し、整備作業を委託（以下「外注」という。）することが認められている。

新たに特定整備の対象となった電子制御装置整備においても、その作業の一部又は全部を他の特定整備事業者に外注する事業形態が想定されるため、電子制御装置整備の一部又は全部を外注する場合は、使用者に対し電子制御装置整備の作業責任が明確となるよう、次のとおり取り扱うこと。

この場合において、いわゆる入庫から電子制御装置整備に係る作業の実施、管理を行い、特定整備記録簿の記載をするまでの一連の全ての作業を他の特定整備事業者に外注することを全部外注といい、全部外注を除き、自らの管理の下、その作業の一部を他の特定整備事業者に外注すること一部外注という。

- (1) 特定整備事業者から他の特定整備事業者へ全部外注する場合

電子制御装置整備の作業の責任は外注先の特定整備事業者にあるため、整備作業後に当該外注先の特定整備事業者が記載した特定整備記録簿の写しについては、外注元の特定整備事業者を経由するなどして使用者に対して交付することとなる。

なお、外注元の特定整備事業者が指定自動車整備事業者の場合であつて、法第94条の5第1項又は第94条の5の2第1項の規定により保安基準適

合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証を交付するときは、指定自動車整備事業規則（昭和 37 年運輸省令第 49 号）第 6 条第 1 項各号に掲げる点検の結果、必要となった整備を実施する必要があることから、電子制御装置整備を全部外注することはできない。

(2) 特定整備事業者から他の特定整備事業者の一部外注する場合

電子制御装置整備の作業の責任は外注元の特定整備事業者にあるため、整備作業後に当該外注元の特定整備事業者が記載した特定整備記録簿の写しについては、外注元の特定整備事業者が使用者に対して交付することとなる。

また、外注元の特定整備事業者が指定自動車整備事業者の場合であっても、作業の責任は外注元の指定自動車整備事業者にあるため、整備作業後に当該外注元の指定自動車整備事業者が記載した特定整備記録簿の写しを使用者に対して交付することとなる。なお、法第 94 条の 5 第 1 項又は第 94 条の 5 の 2 第 1 項の規定により保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証を交付するときは、「自動車特定整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導の要領について」（平成 14 年 7 月 1 日付け国自整第 63 号。以下「指導要領通達」という。）第 2 節 2. によるほか、別添「指定自動車整備事業者における電子制御装置整備の一部外注の取扱い」により取り扱うこと。

附則（令和 2 年 2 月 6 日 国自整第 279 号）

本規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

参 考 3

構内外注に係る特定整備事業者の自らの管理の下で行われる旨の取り決めが  
交わされる書面等について

事 務 連 絡  
令和 2 年 5 月 11 日

いわゆる構内外注の取扱いについては、「電子制御装置整備に係る構内外注及び外注の取扱要領について」（令和 2 年 2 月 6 日付け国自整第 279 号）にて定められたところですが、同通達別紙 1.（1）において、「構内外注における電子制御装置整備は、特定整備事業者の自らの管理の下で行われることから、その旨の取り決めが交わされていること」とされているところ、下記の全ての項目が記載されている書面が存する場合は、「取り決めが交わされていること」として取り扱って差し支えありません。

記

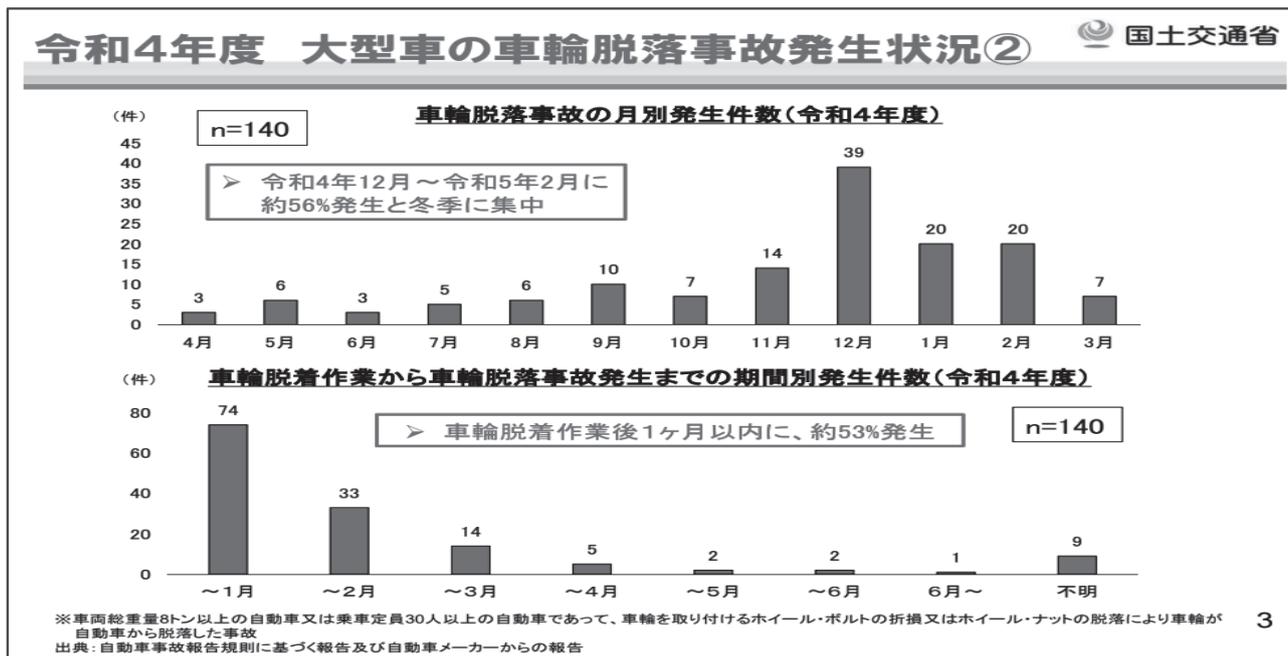
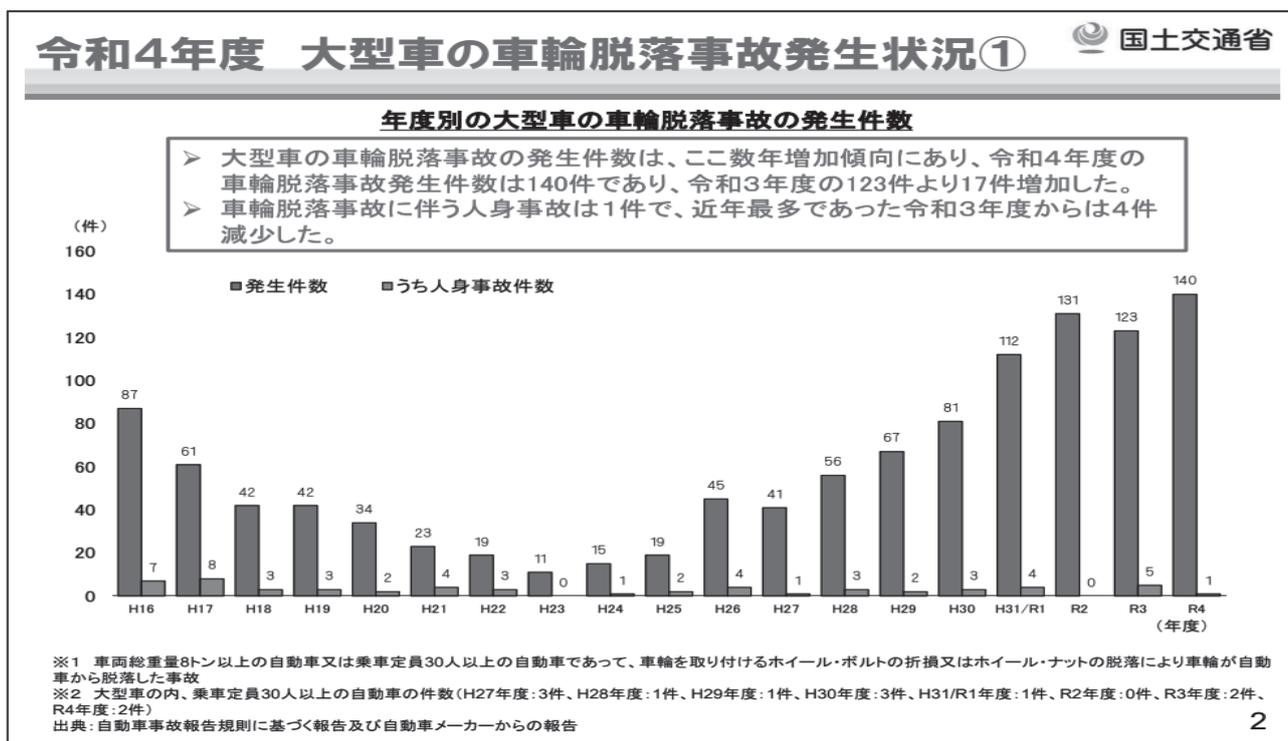
1. 特定整備事業者名並びに構内外注作業を行う者の氏名又は名称
2. 構内外注作業の内容
3. 構内外注作業は特定整備事業者の管理の下で行われること

## 4. 大型車の車輪脱落事故防止について

大型車のホイール・ボルトの折損等による車輪脱落事故は、令和4年度に140件発生しています。統計によるとこのような事故は冬期（11月～3月）に集中しており、冬用タイヤ交換後1ヶ月以内に多く発生する傾向にあります。

国土交通省では、貨物運送事業者や旅客運送事業者等の大型車ユーザーに対して適切なタイヤ脱着作業や保守管理の重要性について周知・啓発活動を行っています。

自動車整備事業者におかれましても大型車が入庫した際は、「タイヤ交換作業管理表」（様式例）等を活用するなど車輪脱落事故防止対策への積極的な取り組みをお願いします。



国自安第75号  
国自貨第83号  
国自整第122号  
令和5年9月29日

関東運輸局  
自動車交通部長 殿  
自動車監査指導部長 殿  
自動車技術安全部長 殿

自動車局安全政策課長  
貨物課長  
整備課長  
(公印省略)

#### 大型車の車輪脱落事故防止に係る令和5年度緊急対策の実施について

大型車の車輪脱落事故防止については、平成30年度より事故防止のための緊急対策を策定し積極的に取り組んできたところであるが、令和4年度の事故発生件数は140件(前年度比17件増)と依然として多くの車輪脱落事故が発生していることを踏まえ、平成29年度に設置した「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会」において、大型車の車輪脱落事故防止「令和5年度緊急対策」を取りまとめ、別添1のとおり取り組むこととしたので、関係団体と連携して積極的に取り組まれない。

なお、自動車関係団体あてに別紙により通知していることを申し添える。

国自安第75号の2  
国自貨第83号の2  
国自整第122号の2  
令和5年9月29日

大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会  
構成団体（別添）の長 殿

国土交通省自動車局  
安全政策課長  
貨物課長  
整備課長  
(公印省略)

大型車の車輪脱落事故防止に係る令和5年度緊急対策の実施について

大型車の車輪脱落事故防止につきましては、平成30年度より事故防止のための緊急対策を策定し積極的に取り組んできたところですが、令和4年度の事故発生件数は140件（前年度比17件増）と依然として多くの車輪脱落事故が発生していることを踏まえ、平成29年度に設置した「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会」において、大型車の車輪脱落事故防止「令和5年度緊急対策」を取りまとめ、別添1のとおり取り組むこととしましたので、傘下会員に対し周知されるとともに、車輪脱落事故防止対策の積極的な取り組みをお願いします。

なお、各地方運輸局等あてに別紙により通知していることを申し添えます。

関係団体

一般社団法人 日本自動車工業会  
公益社団法人 全日本トラック協会  
公益社団法人 日本バス協会  
一般社団法人 全国自家用自動車協会  
一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会  
一般社団法人 日本自動車販売協会連合会  
全国タイヤ商工協同組合連合会  
一般社団法人 日本自動車タイヤ協会  
全国石油商業組合連合会  
一般社団法人 日本自動車車体工業会  
日本自動車輸入組合  
一般社団法人 日本自動車機械工具協会  
一般社団法人 日本自動車機械器具工業会  
一般社団法人 自動車用品小売業協会  
日本自動車車体整備協同組合連合会

## 大型車の車輪脱落事故防止「令和5年度緊急対策」

### 1. 冬用タイヤ交換の平準化の推進

令和4年2月に設置された「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会」において、大型車の車輪脱落事故事例について調査、分析を行い、同12月に中間とりまとめが行われたところ。調査結果から、事故車両の多くにタイヤ脱着作業時のワッシャ付きホイール・ナットの点検、清掃や各部位への潤滑剤の塗布、さらにはホイール・ナットが円滑に回るかの確認が不十分である等、適切なタイヤ脱着作業やタイヤ脱着作業後の増し締めが実施されていない等の問題点が確認された。

こうした状況を踏まえ、大型車の使用者に対して、適切なタイヤ脱着作業や保守管理の重要性について周知・啓発を図ることとする。なお、例年車輪脱落事故は冬用タイヤへの交換から1～2ヶ月後が大半を占めており、積雪予報が発せられた直後に交換作業が集中したことにより、不適切な脱着作業が行われていたこともあることから、通常の降雪時期を待たず早期に冬用タイヤに交換するなど、余裕を持って正しい脱着作業を行えるべく、冬用タイヤ交換作業の平準化を推進する。

### 2. 国土交通省実施事項

#### (1) 事故防止対策を推進するための広報・啓発活動

本省、各地方運輸局等（各地方運輸局及び沖縄総合事務局）及び各運輸支局等（神戸運輸監理部兵庫陸運部及び沖縄総合事務局陸運事務所を含む。以下同じ。）は、大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会（以下「連絡会」という。）構成団体と協力し、本省や連絡会で制作したポスター、チラシ、適切なタイヤ脱着・保守管理作業手順や事故防止啓発動画を用いて、大型車の使用者に対しての広報活動を実施する。

#### (2) 事故防止対策の徹底を図るための周知・指導

- ① 各地方運輸局等及び各運輸支局等は、整備管理者研修等において、大型車の車輪脱落事故の発生状況を紹介し、「自動車の点検及び整備に関する手引き」等を活用した適切なタイヤ脱着作業及び、タイヤ脱着後の保守管理を実施するよう、周知・指導を図る。
- ② 各地方運輸局等及び各運輸支局等は、街頭検査や高速道路等のサービスエリアやパーキングエリア、トラックターミナル等を活用した大型車のホイール・ナットの緩みの点検等を通じて、大型車の使用者に対して適切なタイヤ脱着作業

及び、タイヤ脱着後の保守管理の実施を呼びかける。なお、実施に当たっては積極的に地方報道機関へ取材要請を働きかける。

- ③ 各地方運輸局等及び各運輸支局等は、運送事業者に対して、4.(1)及び(2)の取組状況を別添2-1または2-2により確認し、同事故防止対策の取組が不十分なときは、積極的な取組を実施するよう指導する。
- ④ 本省等は連絡会構成団体の協力を得て、ホイール・ナットの緩みの総点検を実施するよう各運送事業者へ要請する(年末年始の安全総点検関係)。

### (3) 地方独自の実施事項

各地方運輸局等及び各運輸支局等は、上記(1)及び(2)の取組の他、地域の実情を踏まえた独自の取組期間や対策を追加して実施することも可能とする。なお、追加実施事項について連絡会構成団体の地方組織の協力が必要な場合は、その旨依頼する。

## 3. 連絡会構成団体共通実施事項

### (1) 事故防止対策を推進するための広報・啓発活動

連絡会構成団体は、傘下会員に対して、本省や連絡会で制作したポスター、チラシ、事故防止啓発映像等を用いて、適切なタイヤ脱着作業及び保守管理を実施するように周知・啓発する。また、傘下会員は連絡会構成団体から実施事項の協力依頼があったときは、その取組の実施に協力する。

### (2) 事故防止対策の徹底を図るための調査・指導

連絡会構成団体の地方組織は、各運輸支局等から街頭検査の機会を活用した取組について協力要請があった場合は、これに協力する。

### (3) 地方独自の実施事項

連絡会構成団体の地方組織は、各地方運輸局等又は各運輸支局等から地方独自の実施事項の協力依頼があったときは、その取組の実施に協力する。

## 4. 連絡会構成団体別実施事項

### ● 全日本トラック協会、日本バス協会

(1) 傘下会員に対して、冬用タイヤ交換の平準化を推進するとともに、これまで取り組んできた以下の実施事項について、引き続き取り組むよう周知・徹底を図る。

- ① 整備管理者は、適切なタイヤ脱着作業の実施を確保するため、次の事項を徹底すること。
  - タイヤ脱着作業日程及び作業時間に余裕を持った、計画的なタイヤ脱着作業を実施する。特に降雪地を運行する車両がある場合は、1.を踏まえ、積雪予報が発せられた際に急な作業とならないよう十分配慮する。
  - 自社でタイヤ脱着作業を行う際は、正しい知識を有した者に実施させる。

- ② 運送事業者は、車輪脱落事故防止のための「お・と・さ・な・い」のポイント<sup>(※)</sup>について、社内の整備管理者、運転者及びタイヤ脱着作業者に確実に実施させること。

特に車輪脱落事故の多い左側後輪や積雪地域、舗装されていない道路を走行する大型車については、重点的な点検・整備の実施を心がけること。

- ③ 整備管理者は、著しくさびたホイール・ボルトやホイール・ナット、ディスク・ホイールでは適正な締付力が得られないため、タイヤ脱着作業時に点検・清掃や潤滑剤の塗布を行ってもさびが著しいディスク・ホイールやひっかかり等の異状がありスムーズに回らないホイール・ボルト及びホイール・ナットは、使用せず交換すること。

特に、ホイール・ボルト、ナットが新品の状態から4年以上経過している車両は入念に確認すること。

- ④ 整備管理者は、増し締めをやむを得ず車載工具で行う場合の実施方法を、運転者やタイヤ脱着作業者に指導すること。なお、整備管理者は、車載工具で増し締めを行った場合は、必ず帰庫時にトルクレンチを使用して規定のトルクで締め付けること。

- (2) 依然として、自社でタイヤ脱着作業を行った貨物自動車による車輪脱落事故が多く発生していることに鑑み、貨物自動車運送事業者に対しては、以下の実施事項を追加して取り組むよう周知・徹底する。

- ① 整備管理者は、自社で大型車のタイヤ脱着作業を行うときは、作業者に対して、別紙1のタイヤ脱着作業管理表に沿って作業を実施、その結果を記録させて、適切なタイヤ脱着作業が行われていることを確認すること。

- ② 整備管理者は、別紙1のタイヤ脱着作業管理表を使用して、タイヤ脱着作業後の増し締めの実施結果を記録し、確実に増し締めが実施されていることを確認すること。

- ③ 整備管理者は、日常点検実施者に別紙2の日常点検表を使用して、「ホイール・ナットの緩み及び脱落」、「ホイール・ボルト付近のさび汁痕跡」、「ホイール・ナットから突出しているホイール・ボルトの不揃いの確認」及び「ホイール・ボルトの折損等の異状」の点検を確実に行わせること。

なお、ホイール・ナットの緩みの点検については、点検ハンマによる確認手法のほか、ホイール・ナットヘマーキング<sup>(注1)</sup>を施す、又は、ホイール・ナット回転指示インジケータを装着し、それらのずれを確認する手法により、ホイール・ナットの緩みの点検<sup>(注2)</sup>を確実に実施すること。

- (3) 国土交通省から要請される「ホイール・ナットの緩みの総点検」の実施及び結果の報告について、傘下会員へ協力依頼する（年末年始の安全総点検関係）。

- (4) 全日本トラック協会においては、上記(1)及び(2)に加え以下の事項について実施する。

- ① トルクレンチを有していない事業所への保有を働きかける。

- ② 1. の取組に際し、日本自動車工業会から北海道・東北・北陸信越運輸局管内の貴会傘下協会に提供される大型車ホイール用ナットについて、別途依頼している令和5年8月30日付け事務連絡に基づき、実績等を本省自動車局整備課に送付する。

● **全国自家用自動車協会**

大型車の使用者に対して、冬用タイヤ交換の平準化を推進するとともに、これまで取り組んできた以下の実施事項について、引き続き取り組むよう広報・啓発を図る。

- ① タイヤ脱着作業日程及び作業時間に余裕を持った、計画的なタイヤ脱着作業を実施すること。特に、降雪地を運行する車両がある場合は、1. を踏まえ、積雪予報が発せられた際に急な交換とにならないよう十分配慮すること。
- ② 大型車のタイヤ脱着作業は、正しい知識を有した者に実施させること。
- ③ 著しくさびたホイール・ボルトやホイール・ナット、ディスク・ホイールでは適正な締付力が得られないため、タイヤ脱着作業時に点検・清掃や潤滑剤の塗布を行っても、さびが著しいディスク・ホイールや、ひっかかり等の異状がありスムーズに回らないホイール・ボルト及びホイール・ナットは、使用せず交換すること。

特に、ホイール・ボルト、ナットが新品の状態から4年以上経過している車両は、入念に確認すること。

- ④ 増し締めをやむを得ず車載工具で行う場合の実施方法を確認しておくこと。  
なお、車載工具で行った際の締め付けトルクの確認は、必ず帰庫時にトルクレンチを使用して規定のトルクで締め付けることにより行うこと。
- ⑤ タイヤ脱着作業時の作業確認及びタイヤ脱着作業後の日常点検を、車輪脱落事故防止のための「お・と・さ・な・い」のポイント<sup>(※)</sup>を心がけ実施すること。

● **日本自動車整備振興会連合会、全国タイヤ商工協同組合連合会、日本自動車タイヤ協会、日本自動車車体整備協同組合連合会、日本自動車販売協会連合会、全国石油商業組合連合会**

傘下会員に対して、これまで取り組んできた以下の注意事項等について、引き続き取り組むよう広報・啓発する。

なお、タイヤメーカーにあっては、自社販売の流通経路を活用してタイヤ専門店、タイヤ販売業者へ周知する。

- ① インパクトレンチを用いてホイール・ナットを締め付ける際は、締め過ぎに注意し、最後にトルクレンチを使用して必ず規定トルクで締め付けること。
- ② ホイール・ナットの規定トルクでの締め付け及びホイールに適合したボルト、ナットを使用すること。

特に、脱落の多い左側後輪や積雪地域、舗装されていない道路を走行する大型車について、重点的に確認すること。

- ③ 入庫する大型車の使用者に対して、車輪脱落事故防止のための「お・と・さ・な・い」のポイント<sup>(※)</sup>について周知すること。

特に、脱落の多い左側後輪や積雪地域、舗装されていない道路を走行する大型車について、重点的な点検を実施するよう周知・啓発すること。

- ④ 著しくさびたホイール・ボルトやホイール・ナット、ディスク・ホイールでは、適正な締付力が得られないため、タイヤ脱着作業時に点検・清掃や潤滑剤の塗布を行っても、さびが著しいディスク・ホイールや、ひっかかり等の異状がありスムーズに回らないホイール・ボルト及びホイール・ナットは、使用せず交換が必要であることを大型車の使用者に理解してもらうよう努めること。
- ⑤ タイヤ脱着作業依頼により入庫する大型車の使用者から、ホイール・ナットへのマーキングや、ホイール・ナット回転指示インジケータの施工依頼があった場合には、これに応じ適切に対応すること。
- ⑥ タイヤ脱着作業者においても、大型車のタイヤ脱着作業の際は、別紙1のタイヤ脱着作業管理表に沿った作業を行い、依頼者へ作業完了報告するよう努めること。

また、タイヤ脱着作業後の増し締め的重要性を周知・啓発し、確実な増し締めの実施を促すこと。

● **日本自動車工業会、日本自動車車体工業会、日本自動車輸入組合**

- (1) 傘下会員に対して、これまで取り組んできた以下の事項について、引き続き取り組むよう広報・啓発する。

- ① 大型車の使用者に対して、車輪脱落事故防止のための「お・と・さ・な・い」のポイント<sup>(※)</sup>の確実な実施を周知すること。

特に、脱落の多い左側後輪や積雪地域、舗装されていない道路を走行する大型車について、重点的に確認するよう啓発すること。

- ② 著しくさびたホイール・ボルトやホイール・ナット、ディスク・ホイールでは、適正な締付力が得られないため、タイヤ脱着作業時に点検・清掃や潤滑剤の塗布を行っても、さびが著しいディスク・ホイールや、ひっかかり等の異状がありスムーズに回らないホイール・ボルト及びホイール・ナットは、使用せず交換が必要であることを啓発すること。

- (2) 日本自動車工業会においては、上記(1)に加え、以下の事項について実施する。

- ① 1. の取組にあたって、4. (4) の各トラック協会にホイール・ナットの無償提供を行う。
- ② ホイール・ナット回転指示インジケータを配布する。

● **日本自動車機械工具協会、日本自動車機械器具工業会、自動車用品小売業協会**

傘下会員に対して、これまで取り組んできたタイヤ脱着作業に使用する器具等を販売する際の正しい使用方法や、トルクレンチは定期的な校正が必要であることに

ついて、引き続きタイヤ脱着作業器具等購入者への説明を徹底するよう、周知すること。

## 5. 大型車の車輪脱落事故防止キャンペーンの実施

この大型車の車輪脱落事故防止対策は、大型車の使用者が車輪脱落事故を防止するため、常日頃から継続的に取り組むものであるが、特に例年10月以降の冬用タイヤ交換時期において車輪脱落事故が多発している状況を鑑み、令和5年10月から令和6年2月末までの間を大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン実施期間として、全国的に展開し大型車の車輪脱落事故防止対策の徹底を図る取組を実施する。

注1 ホイール・ナットへのマーキング（合いマーク）は、目視によりホイール・ナットの緩みを確認可能とする措置であるため、以下の点に留意して施工する。

- ・ マーキングは、対象となるナットが緩んでいないことを確認し、施工する必要がある。
- ・ マーキングは、ボルト、ナットに連続して記入する。できれば、座金、ホイール面まで連続して記入することが望ましい。
- ・ マーキングは、増し締め実施後に施工する。タイヤ脱着時にマーキングを施工したときは、増し締め実施後に再度、マーキングを施工する。この場合、以前のマーキングを消して新たに施工するか、以前のマーキングは残し色違いのマーキングを施工するかのいずれかによる。
- ・ マーキングが確認しやすい色（白色、黄色等）を使用する。また、マーキングのずれが目視で判別できるよう、適当な太さで施工する。
- ・ マーキングの記入に使用する塗料は、屋外使用に適し、雨や紫外線等に対して耐久性のあるものを使用する。（例：油性顔料インキ）

注2 ISO方式のホイールにおいて、「ホイール・ナットの緩み」の点検を、ホイール・ナットへのマーキング又はホイール・ナット回転指示インジケーターによる合いマークのずれの確認により行っても差し支えない。ただし、ホイール・ボルトの折損の点検方法としては不適切であることに留意する。

※印は、以下の「お・と・さ・な・い」のポイント（別紙3啓発チラシの記載内容）

1. お・・・おとさぬための点検整備
  - 事前の正しい点検が大きな事故を未然に防ぐ唯一かつ最善な手段
2. と・・・トルクレンチで適正締付
  - 適正なトルクレンチによる規定トルクの締め付け、タイヤ交換後の増し締めの実施
3. さ・・・さびたナットは清掃・交換
  - ディスク・ホイール取付面、ホイール・ナット当たり面、ハブの取付面、ホイール・ボルト、ナットの錆やゴミ、追加塗装などを除去
4. な・・・ナット・ワッシャ隙間に給脂

- ホイール・ボルト、ナットのねじ部と、ナットとワッシャのすき間にエンジンオイルなど指定の潤滑油を薄く塗布し、回転させてなじませる

5. い・・・いちにち一度は緩みの点検

- 運行前に特に脱落が多い左後輪を中心にボルト、ナットを目視、直接触って点検

貨物自動車運送事業者の皆様へ

## 大型車の車輪脱落事故防止対策「令和5年度緊急対策」について

大型車の車輪脱落事故が増加していますので、以下の事故防止対策について積極的な取組をお願いいたします。

### 1. 事業主・会社代表者の方へ

車輪脱落事故防止のための「お・と・さ・な・い」のポイント<sup>(※)</sup>について、自社内の整備管理者、運転者及びタイヤ脱着作業者に周知徹底を図ってください。

※別紙3のチラシを参照

### 2. 整備管理者・補助者の方へ

- ▶ 作業時間に余裕を持った、計画的なタイヤ脱着作業を実施してください。特に降雪地を運行する車両がある場合は、積雪予報が発せられた際に急な交換とならないよう十分配慮してください。
- ▶ 自社内でタイヤ脱着作業を行う際は、正しい知識を有した者が実施してください。
- ▶ 著しくさびたホイール・ボルトやホイール・ナット、ディスク・ホイールでは、適正な締付力が得られないため、タイヤ脱着作業時に点検・清掃や潤滑剤の塗布を行っても、さびが著しいディスク・ホイールや、ひっかかり等の異状がありスムーズに回らないホイール・ボルト及びホイール・ナットは、使用せず交換してください。
- ▶ 車輪脱落事故の多い左側後輪について重点的に点検してください。
- ▶ 積雪地域や舗装されていない道路を走行する大型車について、入念に点検してください。
- ▶ 増し締めをやむを得ず車載工具で行う場合の実施方法を運転者やタイヤ脱着作業者に指導してください。なお、車載工具で増し締めを行った場合は、必ず帰庫時にトルクレンチを使用して規定のトルクで締め付けてください。また、トルクレンチは校正が必要ですので留意してください。

## 依然として、自社でタイヤ脱着した大型車による車輪脱落事故が多発していることを踏まえた対策

- 自社内で大型車のタイヤ脱着作業を行うときは、作業者に別紙1の「タイヤ脱着作業管理表」に沿って作業を実施し、その結果を記録してください。
- タイヤ脱着作業完了後、別紙1の「タイヤ脱着作業管理表」をもとに適正なタイヤ脱着作業が行われていることを確認してください。
- 別紙1の「タイヤ脱着作業管理表」を使用し、増し締めの実施結果を記録してください。
- 点検実施者に別紙2の「日常点検表」を使用し、「ディスク・ホイールの取付状態」の点検を確実に行ってください。
- 増し締め実施後、点検ハンマによる確認手法、ホイール・ナットへマーキング<sup>(注1)</sup>を施す、又は、インジケーターを装着し、それらのずれを確認する手法により、ホイール・ナットの緩みの点検<sup>(注2)</sup>を確実に確認してください。

注1 ホイール・ナットへのマーキング（合いマーク）は、目視によりホイール・ナットの緩みを確認可能とする措置であるため、以下の点に留意して施工する。

- ・ マーキングは、対象となるナットが緩んでいないことを確認し、施工する必要がある。
- ・ マーキングは、ボルト、ナットに連続して記入する。できれば、座金、ホイール面まで連続して記入することが望ましい。
- ・ マーキングは増し締め実施後に施工する。タイヤ脱着時にマーキングを施工したときは、増し締め実施後に再度、マーキングを施工する。この場合、以前のマーキングを消して新たに施工するか、以前のマーキングは残し色違いのマーキングを施工するかのいずれかによる。
- ・ マーキングが確認しやすい色（白色、黄色等）を使用する。また、マーキングのずれが目視で判別できるよう、適当な太さで施工する。
- ・ マーキングの記入に使用する塗料は、屋外使用に適し、雨や紫外線等に対して耐久性のあるものを使用する。（例：油性顔料インキ）

注2 ISO方式のホイールにおいて、「ホイール・ナットの緩み」の点検を、ホイール・ナットへのマーキング又はインジケーターによる合いマークのずれの確認により行っても差し支えない。ただし、ホイール・ボルトの折損の点検方法としては不適切であることに留意する。

旅客自動車運送事業者の皆様へ

## 大型車の車輪脱落事故防止対策「令和5年度緊急対策」について

大型車の車輪脱落事故が増加していますので、以下の事故防止対策について積極的な取組をお願いいたします。

### 1. 事業主・会社代表者の方へ

車輪脱落事故防止のための「お・と・さ・な・い」のポイント<sup>(※)</sup>について、自社内の整備管理者、運転者及びタイヤ脱着作業者に周知徹底を図ってください。

※別紙3のチラシを参照

### 2. 整備管理者・補助者の方へ

- 作業時間に余裕を持った、計画的なタイヤ脱着作業を実施してください。特に降雪地を運行する車両がある場合は、積雪予報が発せられた際に急な交換とならないよう十分配慮してください。
- 自社内でタイヤ脱着作業を行う際は、正しい知識を有した者に実施させてください。
- 著しくさびたホイール・ボルトやホイール・ナット、ディスク・ホイールでは、適正な締付力が得られないため、タイヤ脱着作業時に点検・清掃や潤滑剤の塗布を行っても、さびが著しいディスク・ホイールや、ひっかかり等の異状がありスムーズに回らないホイール・ボルト及びホイール・ナットは、使用せず交換してください。
- 車輪脱落事故の多い左側後輪について重点的に点検してください。
- 積雪地域や舗装されていない道路を走行する大型車について、入念に点検してください。
- 増し締めをやむを得ず車載工具で行う場合の実施方法を運転者やタイヤ脱着作業者に指導してください。なお、車載工具で増し締めを行った場合は、必ず帰庫時にトルクレンチを使用して規定のトルクで締め付けてください。また、トルクレンチは校正が必要ですので留意してください。

## タイヤ脱着作業管理表

登録番号又は車番

整備管理者確認欄 

作業実施者名

実施日 令和 年 月 日

実施箇所		確認・作業内容	結果 (実施✓・交換×)
清掃の実施	ハブ面	ディスク・ホイール取付面の錆や泥、ゴミなどを取り除く。	
		○ ハブのはめ合い部（インロー部）の錆やゴミ、泥などを取り除く。	
	ディスク・ホイール	ホイール・ナットの当たり面、ハブ取付面の錆やゴミ、泥などを取り除く。	
	ホイール・ボルト、ナット	ホイール・ボルト、ナットの錆やゴミ、泥などを取り除く。	
点検の実施	ハブ面	ディスク・ホイールの取付面に著しい摩耗や損傷がないかを確認	
	ディスク・ホイール	ボルト穴や飾り穴のまわりに亀裂や損傷がないかを確認	
		ホイール・ナットの当たり面に亀裂や損傷、摩耗がないかを確認	
		溶接部に亀裂や損傷がないかを確認	
		ハブへの取付面とディスク・ホイール合わせ面に摩耗や損傷がないかを確認	
	ホイール・ボルト、ナット	亀裂、損傷がないかを確認	
		ボルトの伸び、著しい錆がないかを確認	
		ねじ部につぶれや、やせ、かじりなどがないかを確認	
		○ ナットの座金（ワッシャ）が、スムーズに回転するかを確認	
		※ ナットの座面部（球面座）に錆や傷、ゴミがないかを確認	
油脂類塗布の実施	ホイール・ボルト	☆ ネジ部にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。	
	ホイール・ナット	☆ ネジ部にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。	
		※ 座面部（球面座）にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。	
		○ 座金（ワッシャ）とナットとのすき間にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。	
ハブ	○ ハブのはめ合い部（インロー部）に、グリースを薄く塗布する。		
取付	ホイール・ナットの締め付け	■ タイヤ脱着作業時の締め付けトルク値 △	N・m
保守	ホイール・ナットの増し締め	■ タイヤ脱着後、50～100km走行後の増し締めを実施する。	

※ JIS方式が対象。

○ ISO方式が対象。ハブのディスク・ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールと座金（ワッシャ）との当たり面には、塗装、エンジンオイルなどの油脂類の塗布を行わないよう注意すること。

■ 規定の締め付けトルク値は、車両の「タイヤ空気圧ラベル」の近くに表示されています。

△ 対角線順に2～3回に分けて締め付けること（最後の締め付けはトルクレンチで規定トルクで締め付ける）。

☆ 二硫化モリブデン入りのオイル等は使用しない。また、トレーラの車種によっては潤滑剤の塗布が不要な箇所もあることに留意すること。

注 この内容に沿ったものであれば、自社の様式を使用してもよい。

## 日常点検表

登録番号又は車番

点検実施者(運転者)名

運行管理者(補助者)確認欄

整備管理者(補助者)確認欄

実施日 令和

年 月 日

点検箇所		点検項目	点検結果 (○・×)	
運転席での点検	ブレーキ・ペダル	踏みしろ、ブレーキのきき	踏みしろ ブレーキのきき	
	駐車ブレーキ・レバー (パーキング・ブレーキ・レバー)	引きしろ(踏みしろ)		
	原動機(エンジン)	※ かかり具合、異音	かかり具合 異音	
		※ 低速、加速の状態		
	ウィンド・ウォッシャ	※ 噴射状態		
	ワイパー	※ 拭き取りの状態		
	○ 空気圧力計	空気圧力の上がり具合		
○ ブレーキ・バルブ	排気音			
エンジン・ルームの点検	ウィンド・ウォッシャ・タンク	※ 液量		
	ブレーキのリザーバ・タンク	液量		
	バッテリー	※ 液量		
	ラジエータなどの冷却装置	※ リザーバ・タンク内の液量		
	潤滑装置	※ エンジン・オイルの量		
	ファン・ベルト	※ 張り具合、損傷	張り具合 損傷	
車の周りからの点検	灯火装置(前照灯・車幅灯・尾灯・制動灯・後退灯・番号灯・側方灯・反射器)、方向指示器	点灯・点滅具合、汚れ、損傷	点灯・点滅具合 汚れ 損傷	
	タイヤ	空気圧		
		□ ディスク・ホイールの取付状態	ナット緩み・脱落 ボルト付近さび汁 ボルト突出不揃い、折損	
		亀裂、損傷	亀裂 損傷	
		異状な摩耗		
		※ 溝の深さ		
	○ エア・タンク	タンク内の凝水		
○ ブレーキ・ペダル	※ ブレーキ・チャンバのロッドのストローク			
	※ ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間			
前日・前回の運行において異状が認められた箇所				

※印の点検は、当該自動車の走行距離・運行時の状態等から判断した適切な時期に行うことで足りる。

○印の項目はエア・ブレーキを用いた自動車の点検項目を示す。

□印の点検は、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上に該当する車両の場合は必ず実施すること。

注: ディスク・ホイールの取付状態の点検項目が細分化された内容が点検されるようになっていれば、自社の様式を使用してもよい。



# タイヤ交換などホイール脱着時の不適切な取り扱いによる 車輪脱落事故が発生しています!

タイヤ交換作業にあたっては、【車載の「取扱説明書」】や【本紙表面に記載の「車輪脱落を防ぐ5つのポイント」】、【下記の「その他、ホイールナット締め付け時の注意点」】などを参照の上、正しい取り扱い(交換作業)をお願いします。

- ※ホイールナットの締め付けは、必ず「規定の締め付けトルク」で行ってください。
- ※ホイール取付方法には、JIS方式とISO方式の2種類があります。それぞれ正しい取り扱い方法をご確認いただき、適切なタイヤ交換作業の実施をお願いします。



ホイールナットの締め付け不足。アルミホイール、スチールホイールの取り扱いミス(誤組み付け、部品の誤組み)

## その他、ホイールナット締め付け時の注意点

### ホイールボルト、ナットの潤滑について

ISO方式

ホイールボルト、ナットのねじ部と、ナットとワッシャーとのすき間にエンジンオイルなど指定の潤滑剤を薄く塗布し、回転させて油をなじませます。ワッシャーがスムーズに回転するか点検し、スムーズに回転しない場合はナットを交換してください。ナットの座面(ディスクホイールとの当たり面)には塗布しないでください。



ナットとワッシャーとの隙間への注油も忘れず!

### ディスクホイール、ハブ、ホイールボルト、ナットの清掃について

ディスクホイール取付面、ホイールナット当たり面、ハブ取付面(ISO方式では、ハブのはめ合い部も)、ホイールボルト、ナットの錆やゴミ、泥、追加塗装などを取り除きます。



ホイールナット締め付け時の注意点だよ!



## ホイール締め付け方式

ホイールの締め付け方式には、球面座で締め付けるJIS方式と、平面座で締め付けるISO方式があります。また「排出ガス規制・ポスト新長期規制適合」大型車から、左右輪・右ねじとする「新・ISO方式」を採用しました。

### ISO方式(8穴、10穴)

ホイールサイズとボルト本数(PCD)	19.5インチ: 8本(PCD275mm) 22.5インチ: 10本(PCD335mm)	ホイールのセンタリング	ハブインロー
ボルトサイズ ねじの方向	M22 左右輪: 右ねじ(新・ISO方式) 右輪: 右ねじ 左輪: 左ねじ(従来ISO方式)	アルミホイールの 置き替え	ボルト交換
ホイールナット 使用ソケット	平面座(ワッシャー付き)・1種類 33mm(従来ISO方式の一部は32mm)	後輪ダブルタイヤの 締め付け構造	
ダブルタイヤ	一つのナットで共締め		

詳しい情報は、日本自動車工業会HPをご覧ください。

[http://www.jama.or.jp/truck-bus/wheel\\_fail\\_off/](http://www.jama.or.jp/truck-bus/wheel_fail_off/)



## 5. 自動車整備人材確保について

少子化やくるま離れの進展、将来選択肢の多様化等により、自動車整備士を目指す若者が激減する一方で、整備要員の高齢化が進展しており、近い将来人材不足が顕在化する可能性が大きくなってきております。

整備要員の不足は、自動車の安全・環境を支える整備事業の基盤を揺るがすおそれがあり、早急に背景や原因に対応した効果的な対策を講じる必要があることから、「自動車整備人材の確保・育成に関する検討会」において、自動車整備業における労働環境・待遇の改善や女性の活用などの人材不足問題に対して検討を重ねた結果、自動車整備業は、安定性や社会的貢献度などの魅力・重要性のある業種である一方で、給与や労働時間等の労働環境・待遇において、他業種と比較して不満度が高い等の実態が課題として確認されました。これらの課題に対してさまざまな能力の評価に対応したインセンティブ付与や残業削減及び育児等との両立のための柔軟なシフト設定などの先進事例を取りまとめ今後これらを業界全体で共有し、事業形態・規模等に応じた対策を関係者が連携して検討・推進を図ることとともに、国（運輸支局）が中心となってインターンシップの職場体験や高等学校等への訪問等を実施しています。

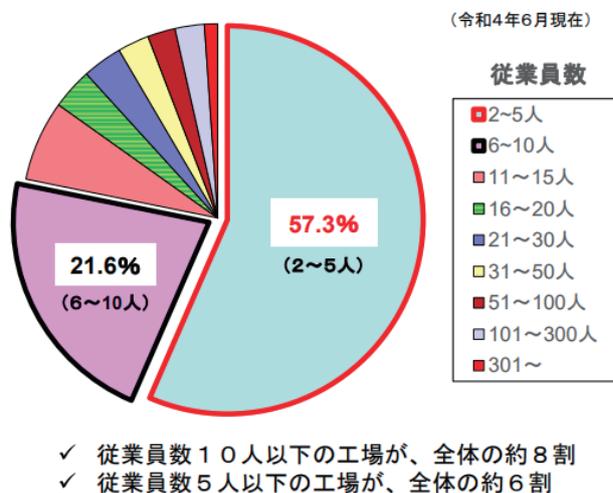
### 自動車整備業の特徴

- サービス業である自動車整備業では、従業員数は約55万人、整備要員（自動車整備士等）は約40万人が従事している。
- 従業員数5人以下の認証工場は、全体の約6割を占めている。

従業員数・整備要員（自動車整備士等）数

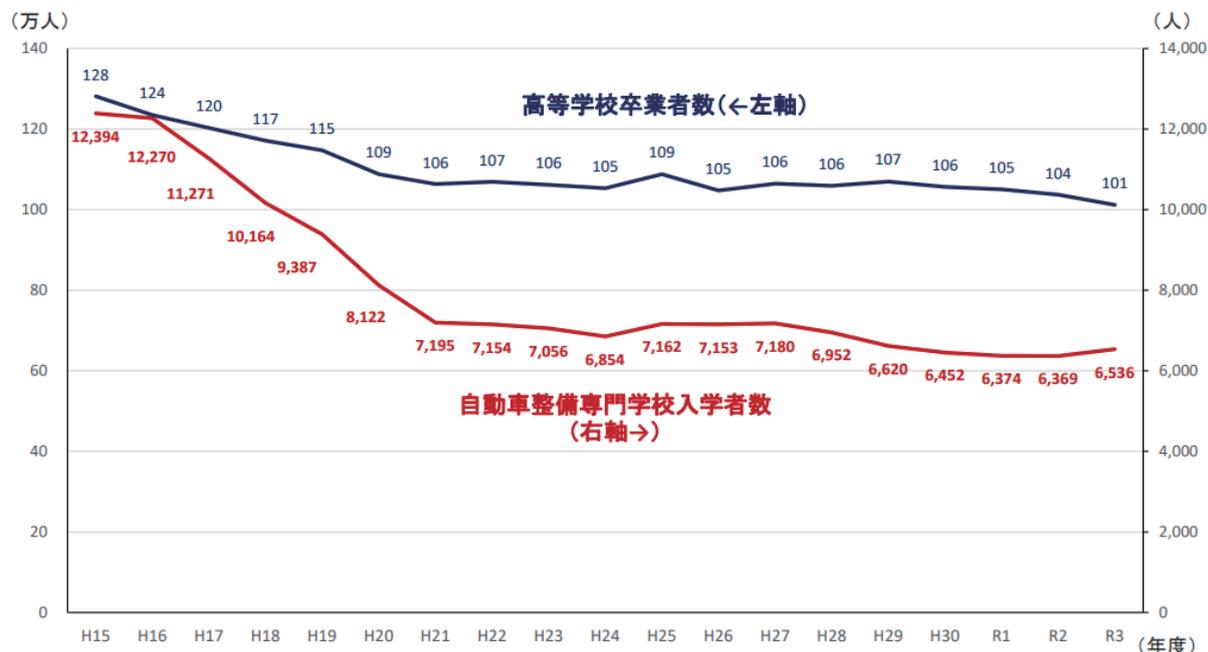


従業員数別工場割合



## 自動車整備専門学校入学者数の推移

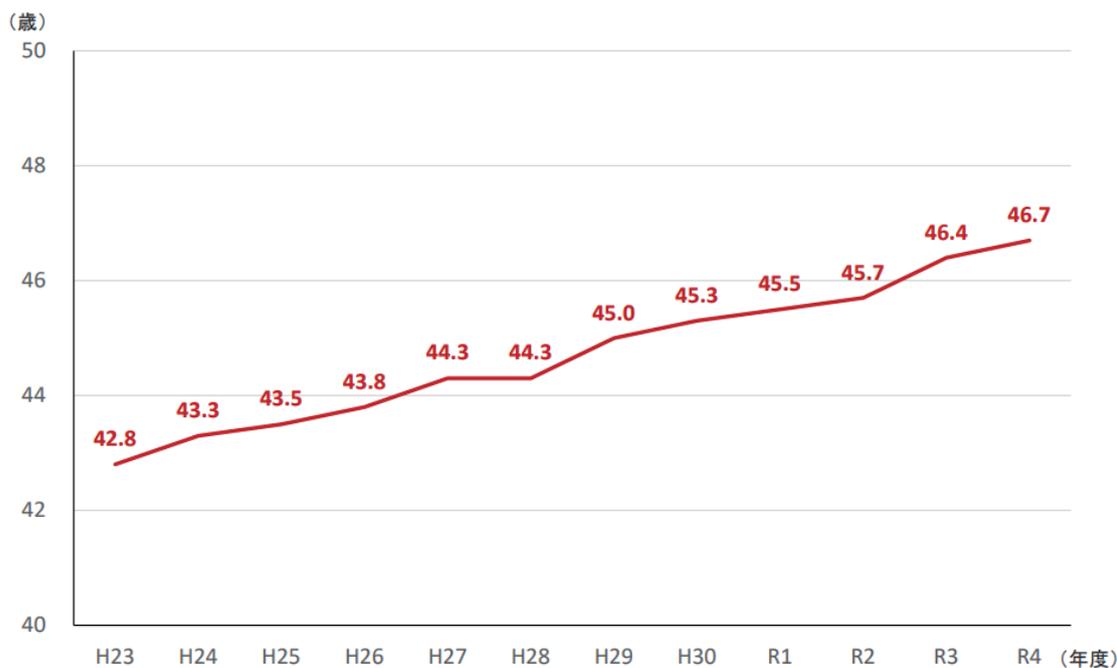
- 自動車整備専門学校の入学者数は、過去18年で約47%減少している。  
(同期間の高等学校卒業者数は、約21%減少)



出所: 文部科学省、全国自動車大学校・整備専門学校協会

## 自動車整備士等の平均年齢の推移

- 自動車整備士等の平均年齢は、一貫して上昇傾向(年平均約0.35歳増加)にある。

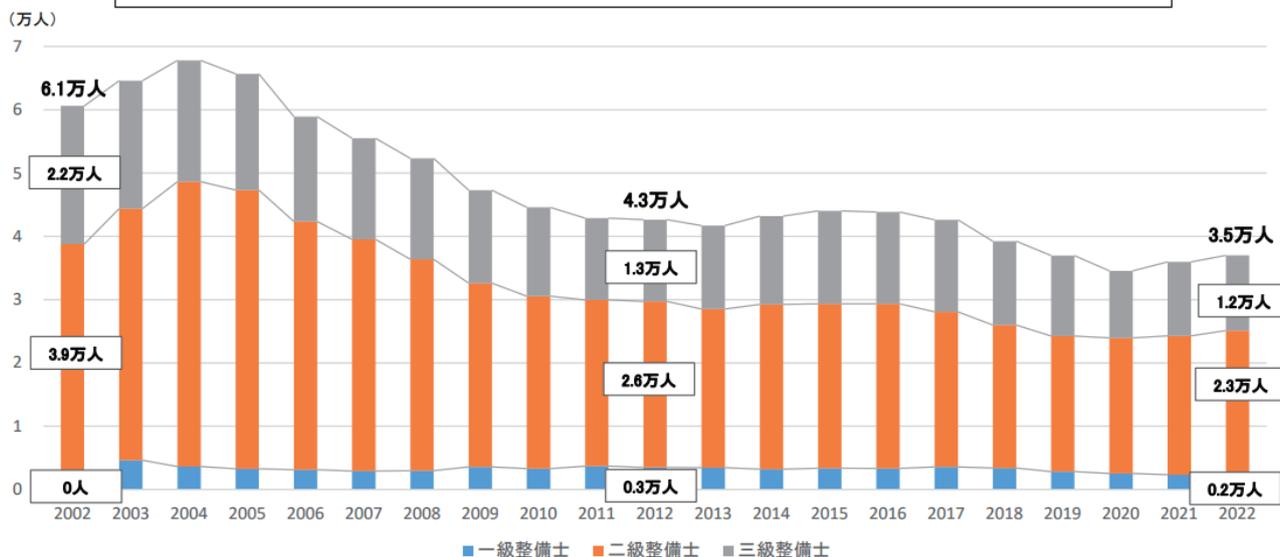


出所: 日本自動車整備振興会連合会「自動車整備白書」

## 自動車整備士資格の受験者数の推移

- 自動車整備士資格の受験者数は、過去20年において、ピークとなった2004年を境に減少傾向にある。

自動車整備士資格試験の受験者数の推移

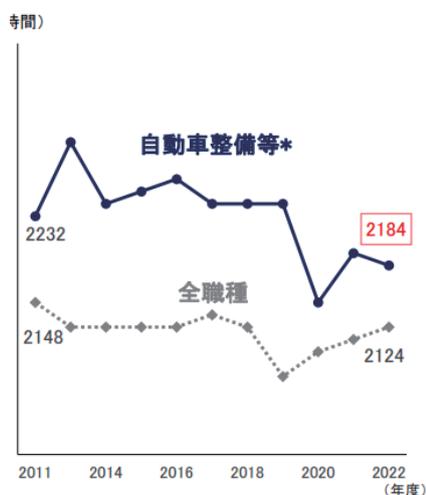


※ ここでは、日本自動車整備振興連合会が実施している登録試験(学科試験)の受験者数を示す  
出所: 日本自動車整備振興会連合会「試験結果(受験者及び合格者数等)」

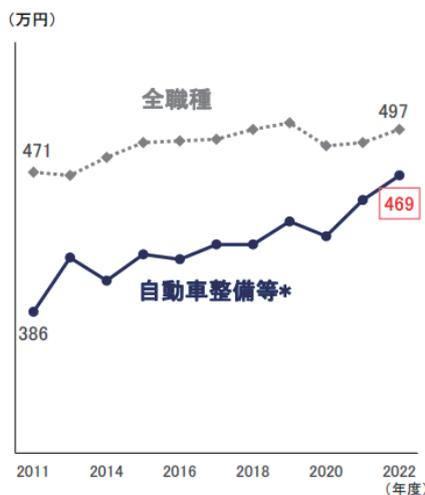
## 自動車整備士等の労働時間・所得額の推移

- 自動車整備業は、全職種と比較して、労働時間が長く、所得額が約1割低い。
- 依然として全職種と比較して優位にないものの、近年その差は小さくなっている。  
(自動車整備業の年間総所得は、令和2年からの2年間に於いて、約9%増加)

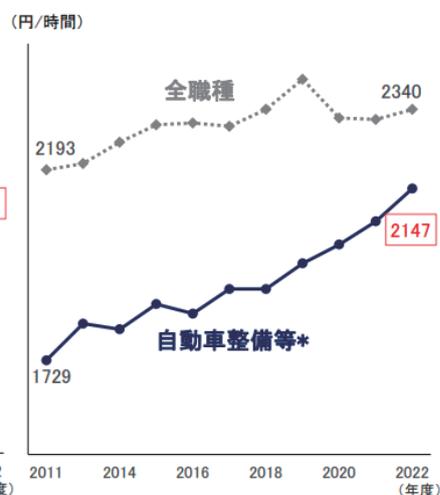
年間労働時間の推移



年間所得額の推移



労働1時間あたりの所得額の推移



出所: 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」を基に算出

(\*) 2011~2019年度は自動車修理工から集計。2020~2022年度は自動車整備業の他に修理従事者を含む。

# 自動車整備業が直面している主な課題

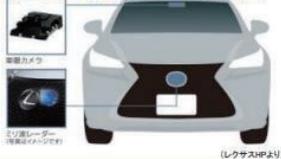
- 自動車整備業を取り巻く社会・技術・経済における状況を捉え、持続的成長に向け、人材確保、整備の高度化、付加価値の向上(生産性の向上)などの課題に取り組む必要がある。

## 1. 自動車整備士の人材確保

少子化や職業選択の多様化により、自動車整備士の確保が不可欠



カメラ・ミリ波レーダー複合型

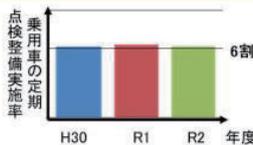


## 2. 自動車整備の高度化

電動車や衝突被害軽減ブレーキ等を搭載した自動車に対応するため、整備の高度化が急務

## 3. 付加価値の向上(生産性の向上)

人材不足や整備の高度化への対応とともに、整備士1人あたりの付加価値の向上や、業界全体の付加価値の向上が必須



## 4. 自動車ユーザーの保守管理の徹底

適切な点検整備に関する自動車ユーザーの理解をさらに進める必要がある

# 自動車整備業における人材確保に係る施策

- 整備人材の確保のため、国内人材の「募集」、「定着」、「育成」の3本柱で取組を推進。
- 加えて、自動車整備分野の技能実習生と特定技能の受け入れにより、外国人材を確保。

### 国内人材の確保

#### 1. 人材の募集

##### 若年層への整備士のPR強化

- ・整備士ポスターの作成等
- ・運輸支局長等による高等学校訪問

##### 整備士の仕事体験事業

- ・高校生等に実際の職場で整備作業の体験機会を付与

#### 2. 人材の定着

##### 経営者向けセミナーの開催

- ・経営者に多様な働き方を意識づけするセミナーを開催

#### 3. 人材の育成

##### 先進技術の事業者合同研修の支援

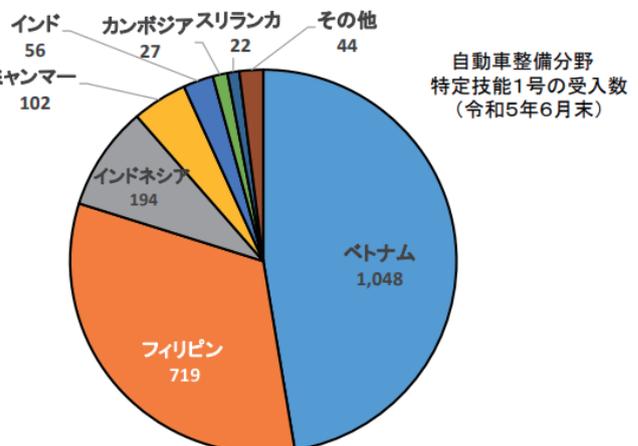
- 整備士養成校におけるVR教材や最新車両等の導入

働きやすい・働きがいのある職場づくりに向けたガイドラインの策定(予定)

### 外国人材の活用

#### ■ 自動車整備分野における外国人材の受入の経緯

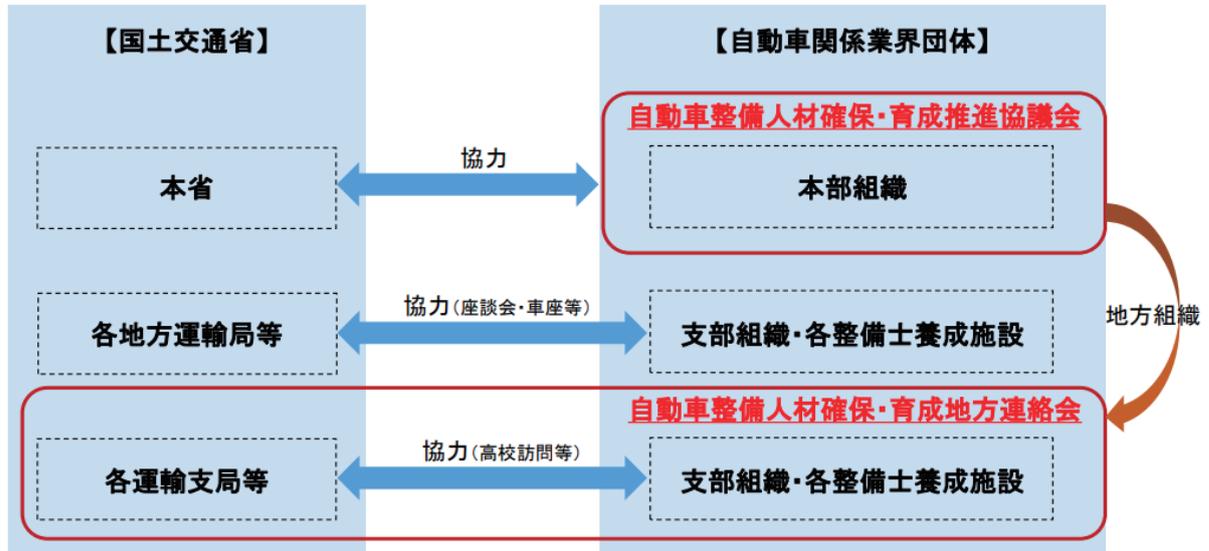
- 平成28年4月 技能実習生受入開始
- 令和元年9月 特定技能1号の受入開始
- 令和5年6月 特定技能2号への追加決定



# 自動車整備業における人材確保の体制

- 物流・自動車局(各地方運輸局等を含む)は、官民連携のもと、「自動車整備人材確保・育成推進協議会」、「自動車整備人材確保・育成地方連絡会」などの会議体を活用し、人材の確保(募集・定着・育成)を図るための取組みを推進。

「自動車整備人材確保・育成協議会」と「自動車整備人材確保・育成地方連絡会」



## 「自動車整備人材確保・育成推進協議会」における取組

- 「自動車整備人材確保・育成推進協議会」(計16団体により構成)は、物流・自動車局と協力し、自動車整備士のPR策の検討やイベントへの出展などの取組を実施。

参加している関係団体(計16団体)

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会  
 全国自動車大学校・整備専門学校協会  
 全国自動車短期大学協会  
 一般社団法人日本自動車販売協会連合会  
 一般社団法人全国軽自動車協会連合会  
 一般社団法人日本自動車工業会  
 一般社団法人日本自動車連盟  
 日本自動車車体整備協同組合連合会  
 全国自動車電装品整備商工組合連合会  
 全国タイヤ商工協同組合連合会  
 全国オートバイ協同組合連合会  
 一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会  
 日本自動車輸入組合  
 一般社団法人自動車用品小売業協会  
 公益財団法人日本自動車教育振興財団  
 一般社団法人日本自動車会議所

主な取組み(一例)

自動車整備士PRポスター等の作成・掲出

ポスター・パンフレット



インターネット動画



イベントへの出展

「JAPAN MOBILITY SHOW 2023」において整備士の体験プログラムを実施

- ・日 程: 2023年10月28日～11月5日
- ・場 所: 東京ビッグサイト
- ・体験内容: エンジン分解・組立  
ボルトナットの締付けなど
- ・体 験 者: 約8,000人  
(小学生等の若年層とその保護者を対象)



出所: 自動車整備人材確保・育成推進協議会HPなど

# 「自動車整備人材確保・育成地方連絡会」における取組

- 各地方における「自動車整備人材確保・育成地方連絡会」において、イベントの開催や中高生の職場体験・インターンシップの推進などの活動を実施。

参画団体(静岡の例)	取組みの例(静岡の例)
<p>(1)行政機関 ・静岡運輸支局</p> <p>(2)自動車関係団体 ・一般社団法人静岡県自動車整備振興会 ・一般社団法人日本自動車販売協会連合会 静岡県支部 ・一般社団法人日本自動車連盟 静岡支部 ・静岡県軽自動車協会 ・静岡県自動車体整備協同組合 ・静岡県自動車電装品整備商工組合</p> <p>(3)整備士養成施設 ・学校法人静岡自動車学園 専門学校静岡工科自動車大学校 ・学校法人ミズモト学園 専門学校東海工科自動車大学校 ・学校法人鈴木学園 富士メカニック専門学校 ・学校法人沼津学園 飛龍高等学校</p>	<p>(1)行政機関 高等学校訪問</p> <p>(2)自動車関係団体 安全運転サポート車・福祉車両展示フェア (主催:静岡県自動車販売店協会静岡県支部)</p> <p>(出展内容の例) ➢ 子ども整備士体験(車両タイヤの着脱) ➢ スキャンツール(故障診断器)デモンストレーション</p> <p>(3)整備士養成施設 静岡カーフェスティバル (静岡工科専門学校)</p> <p>(出展内容の例) ➢ クラシックカー展示(左) ➢ キッズ・エンジニア(右)</p>



出所:一般社団法人静岡県自動車整備振興会 人材確保・育成連絡会HPなど

## 地方運輸局等による取組

- 地方運輸局等では、人材確保を含む自動車整備における課題等について話を伺うため、整備士を目指す若者、現役女性整備士、専門学校の先生などの多くの関係者をお招きし、「座談会」や「車座対話」等を実施。

### 女性整備士と運輸局長との座談会(山形)

※東北運輸局主催

**日時:** 令和5年6月6日(火)  
**場所:** ホテルメトロポリタン山形  
**一参加者**  
県内の女性自動車整備士【6名】  
自動車整備振興会【2名】  
田中東北運輸局長、他

### 車座意見交換会(大阪)

※近畿運輸局主催

**日時:** 令和5年12月1日(金)  
**場所:** 近畿運輸局  
**一参加者**  
管内の若手自動車整備士(就職後4年以内)【6名】  
野中自動車技術安全部長、他

### 車座意見交換会(静岡)

※中部運輸局主催

**日時:** 令和5年5月25日(木)  
**場所:** 日本平ホテル  
**一参加者**  
県内の自動車整備専門学校生徒【5名】先生【2名】  
県内の整備事業者  
高瀬自動車技術安全部長、他

### 車座対話(福岡)

※九州運輸局主催

**日時:** 令和5年11月11日(土)  
**場所:** マリンメッセ福岡  
**一参加者**  
県内の自動車整備専門学校生【1名】  
県内の自動車整備士【10名】  
自動車整備振興会【1名】  
福島自動車技術安全部長、他

## 運輸支局等における取組

- 運輸支局が中心となり、高等学校の校長等を直接訪問し、自動車整備士の社会的重要性や将来性などについて説明。
- 校長等からの意見・要望を情報共有し、今後の人材確保に係る取組みに反映。

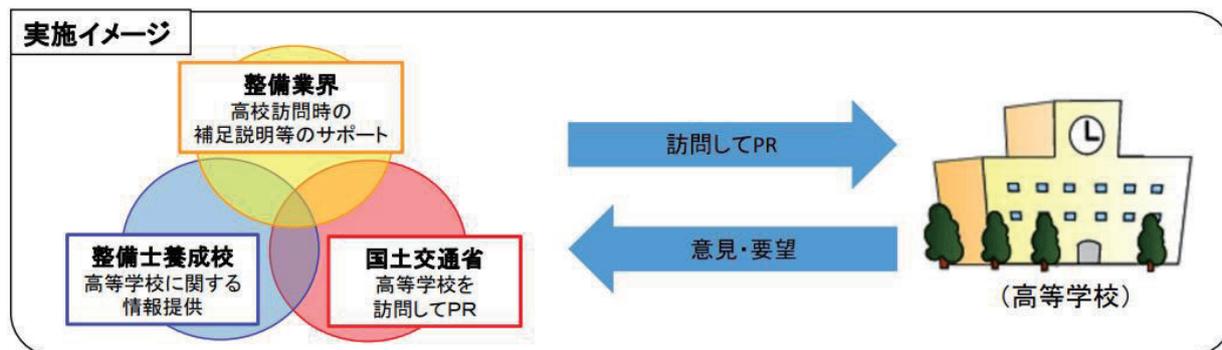
### 高校訪問実施回数

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
全国	562校	642校	600校	575校	577校	594校	596校※	572校※	555校※	558校※

※資料を送付して電話で説明するなどを行った件数を含む。

(令和6年1月末時点)

### 実施イメージ



## 6. 継続検査に係る広告等料金表示の適正化について

事業者が事業運営しているなかで、法令等により守らなければならないことが決められておりますが、チラシやホームページ等で広告を行う場合においても、景品表示法により不当な表示が禁止されております。

自動車特定整備事業として重要かつ、忘れがちな法令等の抜粋を後述いたしますので、自工場における不適切な表示等がないこと等を確認し、関係法令を遵守してユーザーとの適正な取引に努めるようにしてください。

### ○ 関係法令について

#### ア) 道路運送車両法

道路運送車両法第91条の3及び同法施行規則第62条の2の2では、自動車特定整備事業者の遵守事項を規定しています。

- ・ 定期点検整備料金の掲示及びウェブサイトへの掲載
- ・ 概算見積書の交付（定期点検整備）
- ・ 特定整備記録簿を記載して写しを交付
- ・ 行っていない点検・整備の料金を請求してはならない。また、依頼されていない点検・整備を不当に行いその料金を請求してはならない。

自動車特定整備事業者が行う点検または整備は、道路運送車両法の遵守規定により、消費者保護が図られていることから特定商取引法の適用除外とされています。

### 参 考

国自整第220号の2  
平成25年3月25日

社団法人 日本自動車整備振興会連合会長 殿

自動車局長

受検代行業者及び自動車整備事業者の継続検査に係る広告等の  
適正化について

平成23年10月14日に総務省より「検査検定、資格認定等に係る利用者の負担軽減に関する調査結果」に基づく勧告が国土交通省に対して行われ、自動車整備事業者の自動車検査に係る広告の内容が利用者に分かりにくいとの指摘を受けたところ。

つきましては、自動車整備事業者の継続検査に係る手数料等の広告、チラシ、HP等の料金表示の適正化を図るため、下記の取り組みを実施されるようお願いいたします。

なお、地方運輸局等に対し、別添のとおり通知したことを申し添えます。

記

1. 日整連作成の「車検整備のPRチラシ等作成時の留意事項（平成18年7月）及び消費者保護推進パンフレット（平成21年8月）」に基づく研修等を自動車整備事業者に対し実施し、継続検査に係る手数料等の広告、チラシ、HP等の料金表示の適正化に努めるとともに、振興会のイントラネットへ掲載することにより周知を図ること。
2. 運輸支局等が行う自動車整備事業者の監査において、継続検査に係る手数料等の広告、チラシ、HP等に関する料金表示に不適切な表示があることを指摘された場合には、運輸支局等と連携を図って改善に向けた指導を行うこと。

## 特定商取引法（特定商取引に関する法律）

訪問販売、通信販売、電話勧誘販売等、消費者トラブルを生じやすい6つの取引類型を対象に、事業者が守るべきルールと、消費者による契約の解除（クーリング・オフ）や取消しなどを認め、事業者による違法・悪質な勧誘行為等を防止するとともに、消費者の利益を守るための法律です。

また、事業者に対して、消費者への適正な情報提供等の観点から、以下のような規定を定めています。

### ①氏名等の明示の義務付け

勧誘開始前に事業者名や、勧誘目的であることなどを消費者に告げるよう業者に義務付けています。

### ②不当な勧誘行為の禁止

重要事項（価格・支払い条件等）や虚偽の説明を故意に告知しなかったり、消費者をおどして困惑させたりする勧誘行為を禁止しています。

### ③広告規制

業者が広告をする際には、重要事項を表示することを義務付け、また、虚偽・誇大な広告を禁止しています。

### ④書面交付の義務

契約締結時等に、重要事項を記載した書面を交付することを事業者にも義務付けています。

## イ) 個人情報保護法

個人の権利、利益を保護することを目的とした法律です。個人情報を取扱う事業者として、以下の項目を守る必要があります。

- ①個人情報の提供を受ける際に、利用目的を告げなければならない。
- ②取得した個人情報は、提供を受ける際に告げた利用目的以外に使用してはならない。
- ③個人情報を第三者に提供する場合、本人の同意を得なければならない。

## ウ) 消費者基本法

消費者の利益の擁護、権利の尊重、自立への支援といった基本理念を定めています。

また、消費者の権利、事業主の責務、行政機関の責務等を規定しており、事業主（者）の責務として以下のように定められています。

- ①消費者の安全及び取引における公正を確保すること。
- ②消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に（難しくなく）提供すること。
- ③消費者との取引に関して、消費者の知識、経験及び財産の状況（支払い能力）等に配慮すること。
- ④消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備等に努め、当該苦情を適切に処理すること。

## エ) 消費者契約法

契約時に、消費者の誤認や困惑によるトラブルから消費者を守ることを目的として、契約を勧誘する際、以下のような行為を行ってはならない旨が規定されています。

- ①重要事項について、事実と異なることを告げてはならない。（不実告知）
- ②将来における変動が不確定なものを断定的に告げてはならない。

(当該車両の保安基準適合性維持に係る将来の予測情報は除く)

③消費者の利益となる情報だけでなく、不利益となることも告げなくてはならない。

(故意の不告知)

④消費者が事業者に対し、その場からの退去の意思を示した場合、それに従わなければならない。

⑤消費者がその場所から退去する意思を示した場合、それを妨げてはならない。

#### オ) 独占禁止法 (私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律)

商品等の販売において競争関係にある企業同士が、販売価格、数量及び地域等を話し合いで決める等の競争行為 (カルテル) や取引先に対する不公正な取引方法等の行為を禁止する法律です。なお、事業者として、以下のような行為が禁止されています。

①不当な「抱き合わせ販売」(不公正な取引方法)

**【例】** 人気商品である新車または中古車の販売時に、車両本体価格に3年分の定期点検料金を加えて販売する。(ユーザーに選択権を与えず、強制的にセットで販売する。)

#### カ) 景品表示法 (不当景品類及び不当表示防止法)

過大な景品類や不当な表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的で合理的な選択を阻害するおそれのある行為を制限し、禁止することにより一般消費者の利益を守ることを目的としています。

#### 景品表示法 (抜粋)

(不当な表示の禁止)

第4条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- (1) 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であって、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- (2) 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であって、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの

- (3) 前2号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であって、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの
- 2 内閣総理大臣は、事業者がした表示が前項第1号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、第6条の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示とみなす。

#### 景品表示法に関する窓口

消費者庁 表示対策課

〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館

T E L : 03 - 3507 - 8800(代)

消費者庁の景品表示法ホームページ

<http://www.caa.go.jp/representation/index.html>

# 令和3年4月1日より、税込価格の表示（総額表示）が必要になります！

- 事業者が消費者に対して行う価格表示が対象です。
- 店頭の値札・棚札などのほか、チラシ、カタログ、広告など、どのような表示媒体でも、対象となります。

## ◇ 総額表示に《該当する》価格表示の例

※ 税込価格10,780円(税率10%)の商品の例

10,780円

10,780円(税込)

10,780円(うち税980円)

10,780円(税抜価格9,800円)

10,780円(税抜価格9,800円、税980円)

9,800円(税込10,780円)

税込価格が明瞭に表示されていれば、**消費税額や税抜価格を併せて表示することも可能**です。

消費者が値札や広告により、商品・サービスの選択・購入をする際、

- 支払金額である「消費税額を含む価格」を一目で分かるようにし、
- 価格の比較も容易にできるよう、

**総額表示義務**は、平成16年4月より実施されているものです。

## ■ 総額表示に《該当しない》価格表示の例

9,800円(税抜)

9,800円(本体価格)

9,800円+税

※ 平成25年10月に施行された消費税転嫁対策特別措置法により、令和3年3月31日までは上記のような価格表示も認められていますが、令和3年4月1日以後は、**総額表示が必要**になります。

## よくあるご質問（FAQ）

Q1 税込価格に加えて税抜価格を表示することは認められるのですか。

A 「総額表示義務」は、税込価格の表示を義務付けるものであり、税込価格に加えて税抜価格も表示することが可能です。ただし、この場合、税込価格が明瞭に表示されている必要があります。明瞭に表示されているかどうかの考え方については、「総額表示義務に関する消費税法の特例に係る不当景品類及び不当表示防止法の適用除外についての考え方」（平成25年9月10日 消費者庁）をご覧ください。



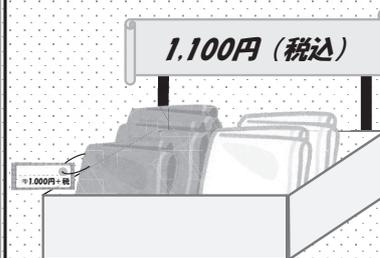
Q2 「総額表示」への移行に伴い、レジシステムを変更する必要はあるのですか。

A 「総額表示義務」は、値札や広告などにおいて「消費税相当額を含む支払総額」の表示を義務付けるものであってレジシステムの変更を義務付けるものではありません。

Q3 商品本体のパッケージや下札などに税抜価格が表示されていますが、こうした表示についても全て税込価格に変更する必要がありますか。

A 総額表示の義務付けは、消費者が商品やサービスを購入する際に、「消費税相当額を含む価格」を一目で分かるようにするためのものです。したがって、個々の商品に税込価格が表示されていない場合であっても、棚札やPOPなどによって、その商品の「税込価格」が一目で分かるようになっていれば、総額表示義務との関係では問題ありません。

なお、インターネットやカタログなどを用いた通信販売に関しては、ウェブ上、カタログ上において税込価格が表示されていれば、送付される商品自体に税抜価格のみが表示されていたとしても、総額表示義務との関係では問題ありません。



Q4 「希望小売価格」も総額表示にする必要がありますか。

A 製造業者等が商品カタログや商品パッケージなどに表示している、いわゆる「希望小売価格」は、小売店が消費者に対して行う価格表示ではありませんので、「総額表示義務」の対象にはなりません。ただし、小売店において、製造業者等が表示した「希望小売価格」を自店の小売価格として販売している場合には、その価格が総額表示義務の対象となりますので、「希望小売価格」が「税抜価格」で表示されているときは、小売店において、「税込価格」を棚札などに表示する必要が生じます。



※ 総額表示について、更に詳しくお知りになりたい方は、財務省HPの「消費税の総額表示義務と転嫁対策に関する資料」ページをご覧ください。

URL [https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/consumption/d03.htm](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/d03.htm)



## 7. 自動車の回送運行許可申請について

自動車特定整備事業者が行う自動車の回送運行については、自動車検査証の有効期限切れ車両の引き取りや、車検場への移動の際に一定の要件を満たすことにより許可を受けることができます。

新たに回送運行許可を希望される方、これまで許可を受けていて引き続き利用される方は、下記内容を確認のうえ申請書を準備してください。

なお、具体的な申請先、申請時期、申請要領等は所属の自動車整備振興会にご相談ください。

### (1) 特定整備に関する回送運行許可を使用できる目的

- ・車検のために自ら特定整備しようとする自動車の引取りのための回送
- ・車検のために自ら特定整備した自動車の引渡しのための回送
- ・自ら特定整備した自動車の車検のための車検場までの回送

### (2) 許可基準

①臨時運行許可に基づく運行実績が申請日前1年間に7台以上あること

②臨時運行の目的が以下の回送に限ります。

- ・車検のために自ら特定整備しようとする自動車の引き取り
- ・車検のために自ら特定整備した自動車の引渡し
- ・自ら特定整備した自動車の車検のための車検場までの回送

※現在、回送運行許可を受けていて引き続き許可申請される場合は、回送運行許可に基づく運行実績が申請日前の1年間に7台以上の実績があること。

また、申請日前の2年間及び申請から許可を受けるまでの自動車特定整備事業に関して不利益処分（行政処分）を受けていないこと。

### (3) 回送ナンバーの貸与枚数

- ・事業場ごとに1枚（組）

### (4) 許可期間及び費用

- ・回送運行許可期間 5年を超えない（令和6年12月1日から）期間
- ・回送ナンバーの貸与を受ける手数料 2,050円／月

※手数料は許可後、回送ナンバーの貸与申請の際、収入印紙での納付となります。

また、回送運行許可証の許可期間をカバーする自賠責保険の加入が必要です。

(5) 許可申請に必要な書類

- ①申請書（第1号様式）
- ②登記事項証明書（法人の場合）又は住民票（個人の場合）（申請日前3ヶ月以内に発行されたもの）
- ③運転者等に対する法令関係研修計画（第3号様式）
- ④社内取扱内規
- ⑤管理責任者の配置計画（第4号様式）
- ⑥特定整備を業とすること並びに臨時運行許可の実績を証する書面（第9号様式）
- ⑦臨時運行許可に基づく運行実績を証する書面
  - ・申請日前1年間で該当する車両7台分の臨時運行許可証（写）
  - ・上記車両7台分の特定整備記録簿（写）

※特定整備記録簿にて特定整備を実施した旨の確認をするため、記入漏れ等がないようご注意ください。
- ⑧写真（事業場の外観、内部、許可証及び回送ナンバーの保管場所（施錠可能な書庫等）を撮影）
- ⑨営業所の案内図・平面図（既存の地図の写しに位置を示したもの。営業所内の平面図（許可証・回送ナンバーの保管庫の所在を明示したもの））

詳しくは、関東運輸局ホームページをご参照ください。

自動車検査・登録・整備 → 自動車の回送運行について

URL [https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/jidou\\_gian/touroku/kaisou\\_unkou.html](https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/jidou_gian/touroku/kaisou_unkou.html)



# 平成28年3月31日までに回送運行の許可を受けた事業者の方へ 次回更新時(令和2年度)より、 新制度の取扱いになります。



平成28年4月1日に回送運行制度が改正され、回送運行許可証の有効期間が許可の期間(5年以内)と同じになります。

平成28年3月31日までに許可を受けた回送運行許可事業者については、有効期間が満了することに伴い、次回更新時より、**改正後**の取扱いに切り替わります。

ポイント



- ・ 許可証の有効期間が1年以内だったものが、許可の有効期間(5年以内)と同一となるため、1年ごとに許可証の更新申請を行う必要がなくなりました。
- ・ 毎年5月に前年度実績の報告が必要になります。
- ・ 回送運行許可に対する一定の条件の付与。(詳細は裏面をご覧ください)

## 改正前の取扱い

「回送運行許可」の有効期間は5年以内 「回送運行許可証」「回送運行許可番号標」の有効期間は1年以内
有効期間満了時・返納の命令時より3日以内の許可証の返納
許可を受けた際の帳簿等の保存期間は当該許可期限の経過後3年間
回送運行事業者からの定期報告制度はない

## 平成28年度以降の取扱い

「回送運行許可」の有効期間の規定に一本化
有効期間満了時・返納の命令時より5日以内の許可証の返納
許可を受けた際の帳簿等の保存期間は当該許可の有効期間の満了後、6ヶ月
回送運行事業者からの定期報告制度の創設
許可に付した条件(廃止時の返納等)に違反した場合の行政処分基準の一部改正(詳細は裏面をご覧ください)

## 次回更新時の留意点

- ・ 許可期間は5年となります。(ただし、必要に応じて短縮することができます)
- ・ 有効期間が1年以上の「回送運行許可」を受ける場合は、「回送運行許可証」の交付及び「回送運行許可番号標」の貸与申請の際に、許可期間に応じた許可証交付手数料を前納する必要があります。
  - ◆ 1組あたり24,600円×許可年数 ⇨ (例) 3組×1年...73,800円 / ×5年...369,000円
  - ※前納された手数料は許可期間の途中で事業を廃止した場合であっても還付されません。
- ・ 次回以降の更新の際は、許可申請(第1号様式)及び許可証交付申請(第21号様式)の2つの手続きが必要です。申請書様式は関東運輸局ホームページよりダウンロードが可能です。
  - ⇨ 関東運輸局ホームページ([https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/page2/jidou\\_kensa-touroku.html](https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/page2/jidou_kensa-touroku.html))

# 回送運行許可に 新たに付される条件

回送運行の制度変更にあわせて、不正使用の防止強化のため、回送運行の許可に以下の条件が付与されることとなりました。

(2)、(3)により管理簿や帳簿等を、当該許可の有効期間満了後6ヶ月間保管し、運輸支局長等からの求めに応じて提示できるようにする必要があります。また、(5)により、新たに定期報告制度が設けられました。

- (1) 法及び法に基づく命令の規定を遵守して回送自動車を運行の用に供すること。
- (2) 回送運行許可証及び回送運行許可番号標について、取扱内規を遵守し、回送運行許可番号標管理責任者を選任し適切に管理すること。なお、許可の有効期間内に作成した管理簿等を許可の有効期間の満了(許可の取消しを受けた場合は取消しの日、廃止届出を行った場合は届出日)後6ヶ月間保管し、運輸支局長等の求めに応じて提示できるようにすること。
- (3) 自動車の製作、陸送、販売又は分解整備を業とし、許可基準を満たすことを証する書面を許可の有効期間の満了(許可の取り消しを受けた場合は取消しの日、廃止届出を行った場合は届出日)後6ヶ月間保管し、運輸支局長等の求めに応じて提示できるようにすること。
- (4) 許可を受けた者の氏名又は名称及び住所を変更した場合、営業所の名称及び所在地を変更した場合、事業を廃止した場合、営業所を新設又は廃止した場合、取扱内規を変更した場合又は回送運行許可番号標管理責任者を変更した場合は、遅滞なく、その旨を記載した書面を提出すること。
- (5) 回送運行に関する業務について、関東運輸局長が定めた様式により、前年度末の状況を毎年5月31日までに報告を行うこと。
- (6) 許可の有効期間が満了したとき又は許可を取り消されたときは、現に交付を受けている回送運行許可証及び現に貸与を受けている回送運行許可番号標(以下、この条において「交付を受けている回送運行許可証等」という。)の全部を、交付を受けている回送運行許可証等の返納命令を受けたときは、命令に応じ交付を受けている回送運行許可証等の全部又は一部を、その日から5日以内にそれぞれ関東運輸局長に返納すること。

## 許可に付した条件に違反した場合の行政処分基準の一部改正

・上記の条件に違反した場合の違反項目が追加又は一部変更されました。(※該当部分のみ抜粋)

適用条項	違反行為の類型	事項	基準点数		
			初違反	再違反	再々違反
法第36条の2 第8項第3号	1. 法及び法に基づく命令の規定を遵守せず回送自動車を運行の用に供したとき。	①臨時・偶発的と認められるもの	3点		
		②反復継続・計画的と認められるもの	5点	7点	9点
	2. 回送運行許可証及び回送運行許可番号標について、取扱内規を遵守せず、回送運行許可番号標管理責任者を選任せず、適切に管理しなかったとき又は、許可の有効期間内に作成した管理簿等を許可の有効期間の満了(許可の取消しを受けた場合は取消しの日、廃止届出を行った場合は届出日)後6ヶ月間保管せず、運輸支局長等の求めに応じて提示しなかったとき。	①臨時・偶発的と認められるもの	3点		
		②反復継続・計画的と認められるもの	5点	7点	9点
	3. 自動車の製作、陸送、販売又は分解整備を業とし、許可基準を満たすことを証する書面を許可の有効期間の満了(許可の取消しを受けた場合は取消しの日、廃止届出を行った場合は届出日)後6ヶ月間保管せず、運輸支局長等の求めに応じて提示しなかったとき。	①臨時・偶発的と認められるもの	3点		
		②反復継続・計画的と認められるもの	5点	7点	9点
	4. 許可を受けた者の氏名又は名称及び住所を変更した場合、営業所の名称及び所在地を変更した場合、事業を廃止した場合、営業所を新設又は廃止した場合、取扱内規を変更した場合又は回送運行許可番号標管理責任者を変更した場合、遅滞なく、その旨を記載した書面を提出しなかったとき。	①臨時・偶発的と認められるもの	3点		
		②反復継続・計画的と認められるもの	5点	7点	9点
	5. 回送運行に関する業務について、地方運輸局長が定めた様式により、前年度末の状況を毎年5月31日までに報告を行わなかったとき	①臨時・偶発的と認められるもの	3点		
		②反復継続・計画的と認められるもの	5点	7点	9点
	6. 正当な理由がないのに、回送運行許可証の有効期間満了後5日以内に、当該回送運行許可証及び回送運行許可番号標を地方運輸局長に返納しなかったとき。	①懈怠又は故意により5日以内に返納しなかった場合	1点	2点	3点
		②管理不適切等の理由により許可証等を紛失し、これにより返納し得ない場合	2点	4点	6点
	7. 許可を受けた者が行う自動車の回送が適切に行われるために必要とする最小限度のものに限り、かつ、当該許可を受けた者に不当な義務を課することとならない範囲において付された条件に違反したとき。	①臨時・偶発的と認められるもの	3点		
		②反復継続・計画的と認められるもの	5点	7点	9点

**注意**

違反点数の累計に応じて、以下の行政処分の対象となります。

1～3点: 文書警告

4～6点: 違反営業所の許可証等の1組返納及び1ヶ月間の交付・貸与の停止

7～10点: 違反営業所の許可証等の20%返納及び2ヶ月間の交付・貸与の停止

11～14点: 違反営業所の許可証等の50%返納及び3ヶ月間の交付・貸与の停止

15～19点: 違反営業所の許可証等の全部返納及び6ヶ月間の交付・貸与の停止

20点: 回送運行許可取消

# V. 資料編



## V. 資料編

### 1. 検査対象車両数、認証工場等の推移

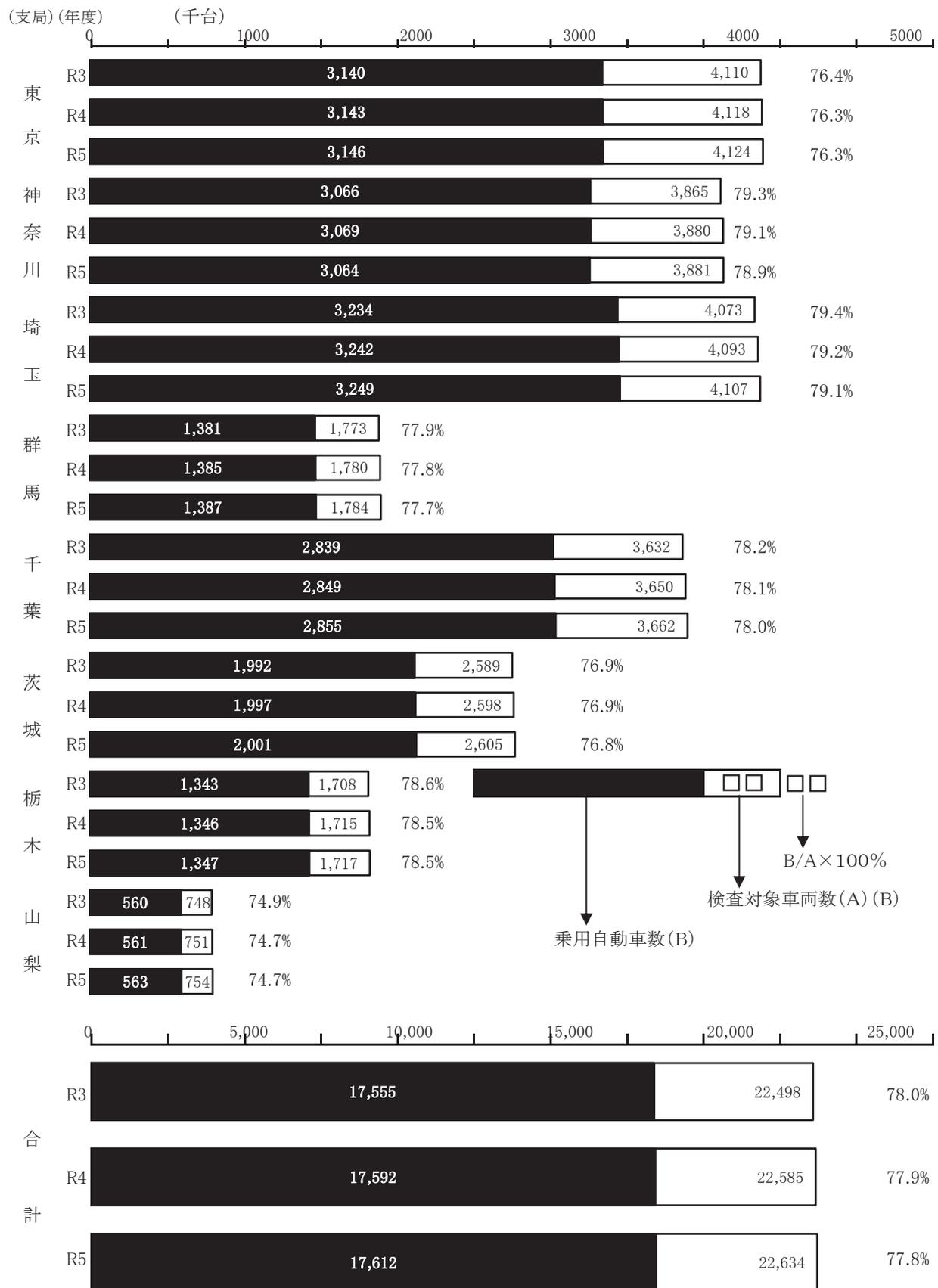
関東運輸局管内（以下「管内」という。）における検査対象車両数、認証工場数、人口及び世帯の推移は次のとおりです。

#### (1) 検査対象車両数の推移<図 I - 1 >

管内の検査対象車両数（軽自動車を含む。以下に同じ。）は、令和6年3月末現在において、22,634千台となり、対前年比で49千台の増加になっています。

これらを各都県別にみても、近年増加傾向となっています。

〈図 I - 1〉 運輸支局別検査対象車両数の推移（各年度末現在）



(2) 認証工場数、人口、世帯数等の推移〈表 I-1、図 I-2、3〉

① 認証工場数

管内の認証工場数は、令和6年3月末時点において24,551工場であり、対前年比で167工場の増加となっています。

これらを各運輸支局別にみると、神奈川が56工場、千葉が46工場の順で増加していますが、一方で東京は21工場、群馬は7工場減少となっています。

② 人口

管内の人口は、令和6年4月1日時点において44,325千人であり、対前年比で18千人の減少となっています。

これらを各運輸支局別にみると、東京の70千人で最も伸び率が高く、次いで神奈川の2千人、埼玉・千葉の1千人となっています。

③ 世帯数

管内の世帯数は、令和6年4月1日時点において21,275千世帯であり、対前年比で199千世帯の増加となっています。

これらを各運輸支局別にみると、東京の110千世帯で最も伸び率が高く、次いで神奈川の66千世帯、埼玉の56千世帯となっています。

④ 認証工場当たり検査対象車両数

認証工場当たりの検査対象車両数は、管内平均で922台であり、対前年比で3台の減少となっています。

これらを各運輸支局別にみると、神奈川が1,180台で最も多く、次いで千葉の996台、東京の923台の順になっており、群馬が764台で最も少ない状況となっています。

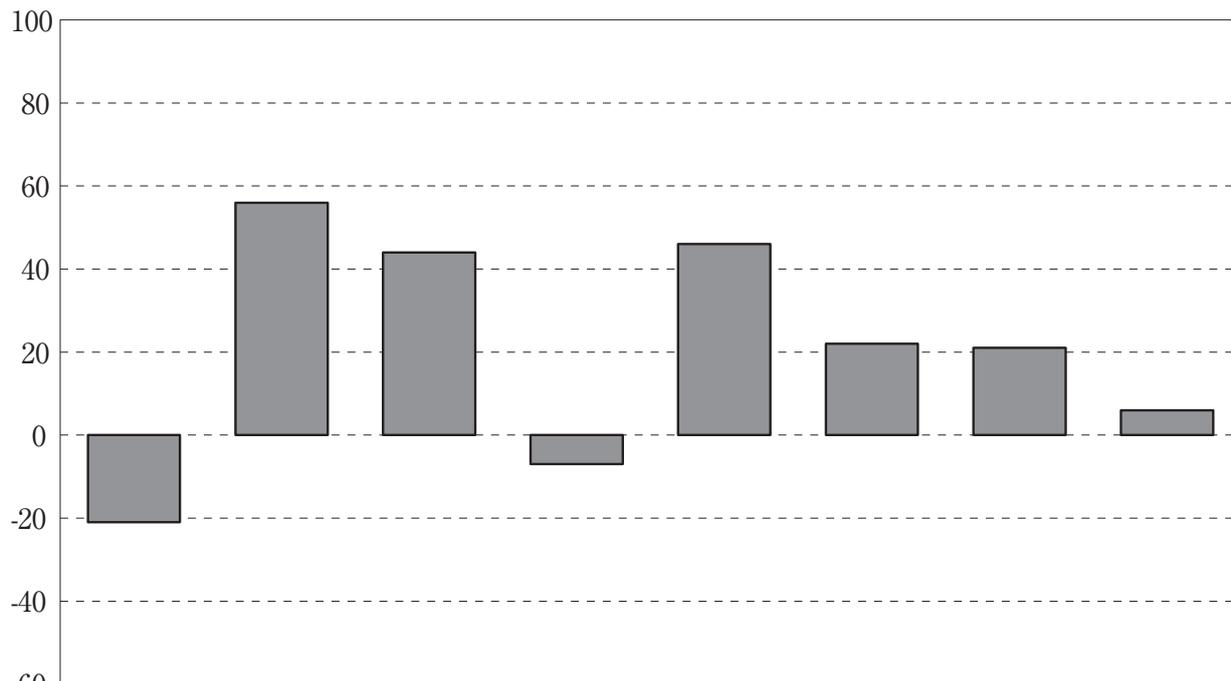
〈表 I - 1〉 認証工場数・人口・世帯数等の推移

運輸支局別	年度	認証工場数	人口 (千人)	世帯数 (千世帯)	認証工場当たり		
					検査対象車両数	人口	世帯数
東京	R3	4,494	13,995	7,269	915	3,114	1,617
	R4	4,487	14,063	7,383	918	3,134	1,645
	R5	4,466	14,133	7,493	923	3,165	1,678
	増減	▲ 21	△ 70	△ 110	△ 5	△ 30	△ 32
神奈川	R3	3,209	9,221	4,281	1,205	2,873	1,334
	R4	3,233	9,216	4,308	1,200	2,851	1,333
	R5	3,289	9,218	4,374	1,180	2,803	1,330
	増減	△ 56	△ 2	△ 66	▲ 20	▲ 48	▲ 3
埼玉	R3	4,489	7,331	3,213	907	1,633	716
	R4	4,534	7,325	3,241	903	1,616	715
	R5	4,578	7,326	3,297	897	1,600	720
	増減	△ 44	△ 1	△ 56	▲ 6	▲ 15	△ 5
群馬	R3	2,338	1,915	810	759	819	346
	R4	2,341	1,924	874	761	822	373
	R5	2,334	1,891	827	764	810	354
	増減	▲ 7	▲ 33	▲ 47	△ 3	▲ 12	▲ 19
千葉	R3	3,628	6,267	2,811	1,001	1,727	775
	R4	3,628	6,269	2,849	1,006	1,728	785
	R5	3,674	6,270	2,889	996	1,707	786
	増減	△ 46	△ 1	△ 40	▲ 10	▲ 21	△ 1
茨城	R3	3,193	2,840	1,199	811	889	376
	R4	3,200	2,828	1,215	812	884	380
	R5	3,222	2,812	1,229	808	873	381
	増減	△ 22	▲ 16	△ 14	▲ 4	▲ 11	△ 2
栃木	R3	2,039	1,910	803	838	937	394
	R4	2,037	1,922	861	842	944	423
	R5	2,058	1,885	818	834	916	397
	増減	△ 21	▲ 37	▲ 43	▲ 8	▲ 28	▲ 25
山梨	R3	927	800	341	808	863	368
	R4	924	796	345	814	861	373
	R5	930	790	348	811	849	374
	増減	△ 6	▲ 6	△ 3	▲ 3	▲ 12	△ 1
管内	R3	24,317	44,279	20,727	925	1,821	852
	R4	24,384	44,343	21,076	925	1,819	864
	R5	24,551	44,325	21,275	922	1,805	867
	増減	△ 167	▲ 18	△ 199	▲ 3	▲ 13	△ 2

- 注：① 人口及び世帯数は総務省又は各自治体が公表している数。  
 ② 検査対象車両数は軽自動車を含む。  
 ③ 認証工場、人口及び世帯数は当該年度末現在の数を示す。  
 ④ 増減欄は、対前年比を示す。

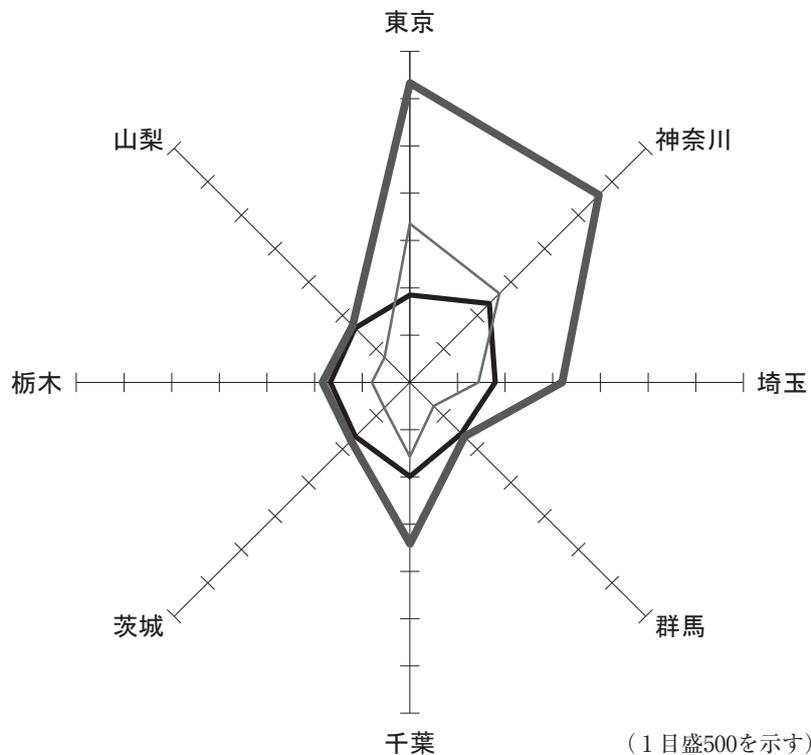
〈図 I - 2〉 令和5年度支局別認証工場の対前年比増減数

(単位：工場)



支局	東京	神奈川	埼玉	群馬	千葉	茨城	栃木	山梨
対前年比増減数	-21	56	44	-7	46	22	21	6

〈図 I - 3〉 認証工場当たり検査対象車両数、人口及び世帯数



	東京	神奈川	埼玉	群馬	千葉	茨城	栃木	山梨
—検査対象車両数(台)	923	1,180	897	764	996	808	834	811
—人 口(人)	3,165	2,803	1,600	810	1,707	873	916	849
—世 帯 数	1,678	1,330	720	354	786	381	397	374

## 2. 関東運輸局管内整備事業の現況

### (1) 整備事業の概要

支局別	整備事業	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末
東京	認証	4,560	4,526	4,494	4,487	4,466
	認定	134	133	129	128	123
	指定	1,313	1,299	1,294	1,280	1,259
	指定／認証	28.8%	28.7%	28.8%	28.5%	28.2%
神奈川	認証	3,203	3,201	3,209	3,233	3,289
	認定	100	101	101	100	98
	指定	1,060	1,061	1,058	1,055	1,057
	指定／認証	33.1%	33.1%	33.0%	32.6%	32.1%
埼玉	認証	4,454	4,461	4,489	4,534	4,578
	認定	88	88	88	89	90
	指定	1,128	1,127	1,131	1,140	1,135
	指定／認証	25.3%	25.3%	25.2%	25.1%	24.8%
群馬	認証	2,349	2,341	2,338	2,341	2,334
	認定	70	69	68	68	68
	指定	596	597	595	598	597
	指定／認証	25.4%	25.5%	25.4%	25.5%	25.6%
千葉	認証	3,619	3,616	3,628	3,628	3,674
	認定	99	100	98	96	95
	指定	1,210	1,206	1,208	1,210	1,209
	指定／認証	33.4%	33.4%	33.3%	33.4%	32.9%
茨城	認証	3,168	3,177	3,193	3,200	3,222
	認定	72	71	71	71	71
	指定	817	825	826	827	824
	指定／認証	25.8%	26.0%	25.9%	25.8%	25.6%
栃木	認証	2,036	2,039	2,039	2,037	2,058
	認定	67	66	64	65	65
	指定	590	593	593	589	589
	指定／認証	29.0%	29.1%	29.1%	28.9%	28.6%
山梨	認証	923	923	927	924	930
	認定	41	42	41	41	41
	指定	250	251	249	248	243
	指定／認証	27.1%	27.2%	26.9%	26.8%	26.1%
局計	認証	24,312	24,284	24,317	24,384	24,551
	認定	671	670	660	658	651
	指定	6,964	6,959	6,954	6,947	6,913
	指定／認証	28.6%	28.7%	28.6%	28.5%	28.2%
全国計	認証	91,644	91,530	91,790	91,944	92,329
	認定	2,750	2,709	2,608	2,571	2,539
	指定	30,108	30,117	30,118	30,144	30,012
	指定／認証	32.9%	32.9%	32.8%	32.8%	32.5%
局／全国	認証	26.5%	26.5%	26.5%	26.5%	26.6%
	認定	24.4%	24.7%	25.3%	25.6%	25.6%
	指定	23.1%	23.1%	23.1%	23.0%	23.0%

(2) 整備主任者の選任状況の推移

支局別	項目	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末
東京		12,369	12,228	11,967	11,941	11,751
神奈川		8,472	8,403	8,198	8,221	8,252
埼玉		10,207	10,142	10,128	10,150	10,286
群馬		5,217	5,192	5,152	5,159	5,149
千葉		9,493	9,510	9,485	9,413	9,377
茨城		6,843	6,783	6,636	6,692	6,653
栃木		4,613	4,512	4,423	4,376	4,395
山梨		1,935	1,911	1,930	1,922	1,911
局計		59,149	58,681	57,919	57,874	57,774
全国計		222,278	220,407	218,513	218,789	218,600
局／全国 (%)		26.6%	26.6%	26.5%	26.5%	26.4%

(3) 自動車特定整備事業（新規・廃止）状況の推移

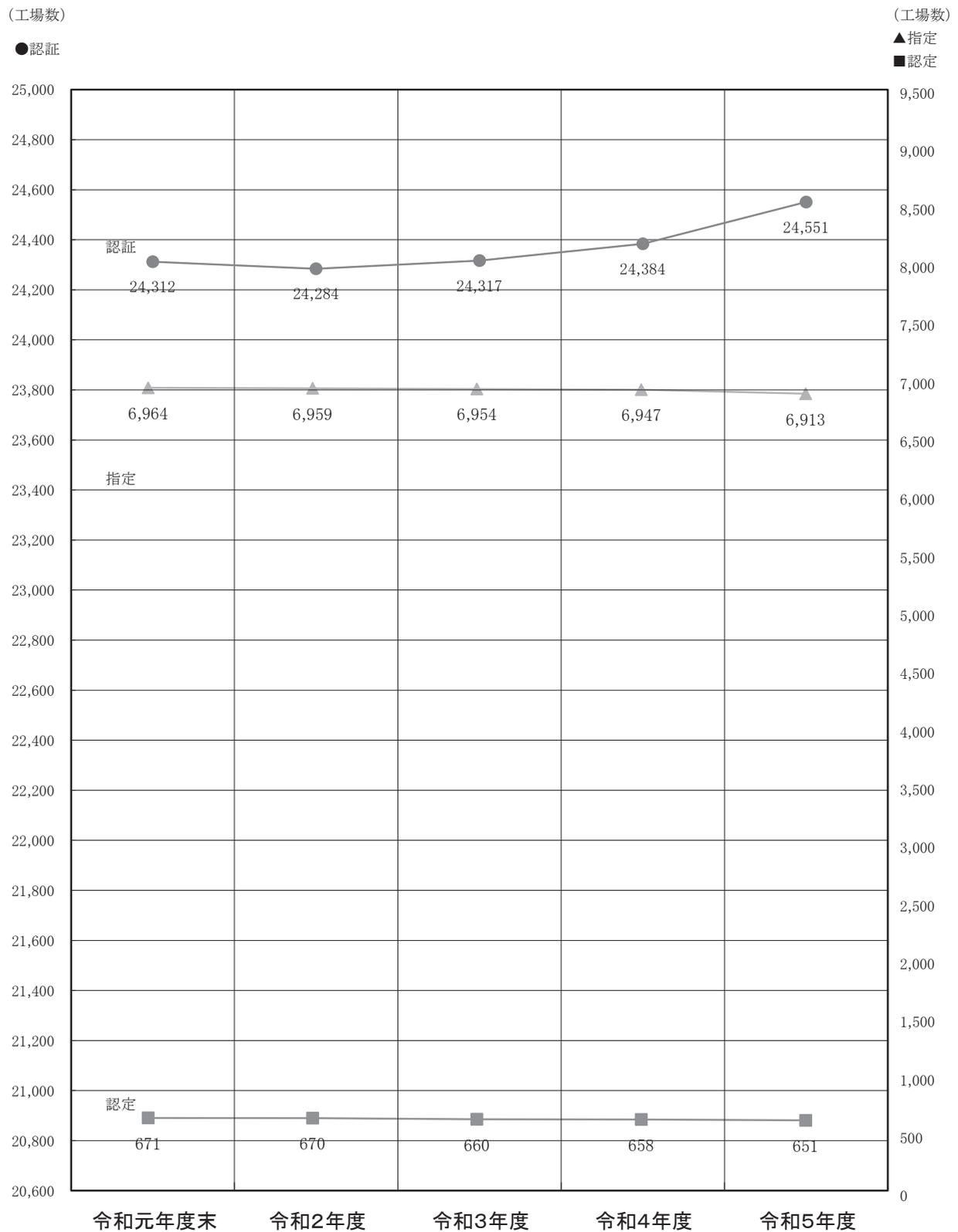
支局別	項目		令和2年度末		令和3年度末		令和4年度末		令和5年度末	
	新規	廃止	新規	廃止	新規	廃止	新規	廃止	新規	廃止
東京	32	99	52	87	44	76	58	64	63	82
神奈川	41	50	44	46	53	46	60	36	107	51
埼玉	54	57	64	58	76	48	70	26	102	58
群馬	29	34	23	31	31	34	46	43	32	40
千葉	51	58	48	51	61	49	53	52	85	39
茨城	34	39	32	23	40	24	35	28	51	29
栃木	19	27	25	22	30	30	25	29	35	16
山梨	15	11	10	10	14	10	7	10	15	9
局計	275	375	298	328	349	317	354	288	490	324

(4) 認証1工場当たりの検査対象車両数の推移

支局別		年度	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末
東京	認証工場数		4,560	4,526	4,494	4,487	4,466
	検査対象車両数		4,109,482	4,106,128	4,110,915	4,118,127	4,124,096
	1工場当たり車両数		901	907	915	918	923
神奈川	認証工場数		3,203	3,201	3,209	3,233	3,289
	検査対象車両数		3,838,258	3,855,121	3,865,500	3,880,004	3,881,785
	1工場当たり車両数		1,198	1,204	1,205	1,200	1,180
埼玉	認証工場数		4,454	4,461	4,489	4,534	4,578
	検査対象車両数		4,039,302	4,057,851	4,073,414	4,093,418	4,107,892
	1工場当たり車両数		907	910	907	903	897
群馬	認証工場数		2,349	2,341	2,338	2,341	2,334
	検査対象車両数		1,772,118	1,774,039	1,773,823	1,780,893	1,784,822
	1工場当たり車両数		754	758	759	761	765
千葉	認証工場数		3,619	3,616	3,628	3,628	3,674
	検査対象車両数		3,603,253	3,622,043	3,632,520	3,650,249	3,662,875
	1工場当たり車両数		996	1,002	1,001	1,006	997
茨城	認証工場数		3,168	3,177	3,193	3,200	3,222
	検査対象車両数		2,580,325	2,588,133	2,589,494	2,598,567	2,605,066
	1工場当たり車両数		814	815	811	812	809
栃木	認証工場数		2,036	2,039	2,039	2,037	2,058
	検査対象車両数		1,702,676	1,706,770	1,708,908	1,715,352	1,717,680
	1工場当たり車両数		836	837	838	842	835
山梨	認証工場数		923	923	927	924	930
	検査対象車両数		744,440	747,311	748,707	751,890	754,789
	1工場当たり車両数		807	810	808	814	812
局計	認証工場数		24,312	24,284	24,317	24,384	24,551
	検査対象車両数		22,389,854	22,457,396	22,503,281	22,588,500	22,639,005
	1工場当たり車両数		921	925	925	926	922

注：検査対象車両数は軽自動車を含む

(5) 関東運輸局管内認証工場数等の推移



### 3. 関東運輸局管内自動車保有車両数

用途別 車種別	運輸支局 業態別	東 京 支 局							神 奈 川 支 局						
		品川	足立	練馬	多摩	八王子	計	横浜	川崎	相模	湘南	計			
貨物	普通車	自	427,236	10,433	23,100	8,741	12,918	9,811	65,003	23,230	7,434	15,679	12,395	58,738	
		営	287,589	11,481	25,081	7,521	8,710	5,458	58,251	17,922	5,867	14,077	8,831	46,697	
		計	714,825	21,914	48,181	16,262	21,628	15,269	123,254	41,152	13,301	29,756	21,226	105,435	
	小型車	四輪	自	1,020,394	47,505	67,082	44,125	44,983	22,789	226,484	77,356	22,774	37,236	34,191	171,557
			営	29,398	3,169	5,193	2,266	1,331	580	12,539	2,041	530	1,180	675	4,426
			計	1,049,792	50,674	72,275	46,391	46,314	23,369	239,023	79,397	23,304	38,416	34,866	175,983
		三輪	自	238	22	29	21	11	5	88	2	0	7	17	26
			営	31	8	14	6	0	0	28	0	0	0	0	0
			計	269	30	43	27	11	5	116	2	0	7	17	26
	被けん引車	自	9,023	147	176	55	101	128	607	358	78	316	230	982	
		営	45,457	4,512	3,203	42	168	545	8,470	8,220	1,634	862	475	11,191	
		計	54,480	4,659	3,379	97	269	673	9,077	8,578	1,712	1,178	705	12,173	
	軽自動車	四輪	1,942,203	53,986	63,974	52,898	76,250	48,080	295,188	111,629	28,512	66,223	74,928	281,292	
		三輪	341	19	13	11	22	13	78	27	6	20	11	64	
貨物車計		3,761,910	131,282	187,865	115,686	144,494	87,409	666,736	240,785	66,835	135,600	131,753	574,973		
乗合	普通車 乗車定員 30名以上	自	5,894	162	257	125	247	213	1,004	426	177	225	164	992	
		営	28,958	1,771	2,429	1,780	1,754	1,206	8,940	2,943	1,159	1,023	1,076	6,201	
		計	34,852	1,933	2,686	1,905	2,001	1,419	9,944	3,369	1,336	1,248	1,240	7,193	
	小型車 乗車定員 11名以上29名以下	自	21,596	668	741	600	955	509	3,473	1,475	378	803	763	3,419	
		営	7,129	454	591	317	476	193	2,031	296	69	233	187	785	
乗合車合計		63,577	3,055	4,018	2,822	3,432	2,121	15,448	5,140	1,783	2,284	2,190	11,397		
乗用	普通車	自	6,919,697	420,515	314,676	314,638	398,069	166,596	1,614,494	642,949	177,133	234,063	259,469	1,313,614	
		営	22,380	4,774	5,925	3,498	869	176	15,242	1,724	368	270	246	2,608	
		計	6,942,077	425,289	320,601	318,136	398,938	166,772	1,629,736	644,673	177,501	234,333	259,715	1,316,222	
	小型車	自	5,369,678	150,121	184,644	164,575	289,687	135,662	924,689	448,762	112,359	203,622	218,690	983,433	
		営	51,816	5,183	11,116	8,219	3,887	677	29,082	5,047	1,406	816	1,261	8,530	
	計		5,421,494	155,304	195,760	172,794	293,574	136,339	953,771	453,809	113,765	204,438	219,951	991,963	
	軽自動車		5,253,468	55,818	97,329	68,740	193,731	147,793	563,411	273,305	55,277	201,991	225,741	756,314	
乗用車計		17,617,039	636,411	613,690	559,670	886,243	450,904	3,146,918	1,371,787	346,543	640,762	705,407	3,064,499		
特種 (殊) 用途	普通車	自	242,359	9,778	15,189	8,587	10,943	7,062	51,559	18,472	5,648	8,383	8,946	41,449	
		営	103,899	3,404	6,609	2,603	4,965	2,652	20,233	6,645	3,544	5,671	3,316	19,176	
		計	346,258	13,182	21,798	11,190	15,908	9,714	71,792	25,117	9,192	14,054	12,262	60,625	
	小型車	自	44,404	1,851	2,772	1,549	2,166	1,263	9,601	3,263	786	1,578	1,723	7,350	
		営	4,578	304	1,070	339	250	105	2,068	411	80	158	125	774	
		計	48,982	2,155	3,842	1,888	2,416	1,368	11,669	3,674	866	1,736	1,848	8,124	
	大型特殊車	自	64,893	3,656	5,470	714	2,055	1,662	13,557	6,306	2,123	2,475	2,069	12,973	
		営	627	0	102	2	0	12	116	9	6	5	2	22	
	計		65,520	3,656	5,572	716	2,055	1,674	13,673	6,315	2,129	2,480	2,071	12,995	
	軽自動車		40,680	1,924	2,508	1,716	1,952	1,104	9,204	3,610	943	1,558	1,619	7,730	
特種(殊)用途車計		501,440	20,917	33,720	15,510	22,331	13,860	106,338	38,716	13,130	19,828	17,800	89,474		
二輪車	小型二輪車	695,039	44,510	39,158	42,615	42,004	20,369	188,656	68,634	18,711	25,702	28,395	141,442		
	軽二輪車	805,709	74,603	66,378	84,332	60,174	22,120	307,607	92,618	23,611	35,040	34,103	185,372		
	二輪車計	1,500,748	119,113	105,536	126,947	102,178	42,489	496,263	161,252	42,322	60,742	62,498	326,814		
総合計		23,444,714	910,778	944,829	820,635	1,158,678	596,783	4,431,703	1,817,680	470,613	859,216	919,648	4,067,157		
登録自動車数		14,707,274	679,918	675,469	570,323	784,545	357,304	3,067,559	1,267,857	343,553	528,682	554,851	2,694,943		
検査自動車数		15,402,313	724,428	714,627	612,938	826,549	377,673	3,256,215	1,336,491	362,264	554,384	583,246	2,836,385		
軽自動車数		8,042,401	186,350	230,202	207,697	332,129	219,110	1,175,488	481,189	108,349	304,832	336,402	1,230,772		

(令和6年3月末)

埼玉支局					群馬支局	千葉支局					茨城支局			栃木支局			山梨支局
大宮	熊谷	春日部	所沢	計		千葉	野田	習志野	袖ヶ浦	計	水戸	土浦	計	宇都宮	佐野	計	
22,543	18,618	19,167	18,863	79,191	38,762	32,768	11,413	13,198	16,662	74,041	27,127	33,466	60,593	25,461	12,398	37,859	13,049
18,464	12,790	16,160	15,217	62,631	19,932	16,538	8,006	12,088	7,154	43,786	12,560	19,134	31,694	12,010	6,404	18,414	6,184
41,007	31,408	35,327	34,080	141,822	58,694	49,306	19,419	25,286	23,816	117,827	39,687	52,600	92,287	37,471	18,802	56,273	19,233
62,837	31,407	36,878	44,550	175,672	69,027	70,521	26,458	31,820	39,926	168,725	56,735	57,382	114,117	49,567	18,904	68,471	26,341
2,006	549	1,271	1,112	4,938	878	1,286	539	1,063	531	3,419	849	1,016	1,865	710	267	977	356
64,843	31,956	38,149	45,662	180,610	69,905	71,807	26,997	32,883	40,457	172,144	57,584	58,398	115,982	50,277	19,171	69,448	26,697
11	11	1	9	32	20	10	1	2	5	18	15	19	34	10	6	16	4
0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	1
11	11	1	9	32	20	11	1	2	6	20	15	19	34	10	6	16	5
368	466	354	313	1,501	824	728	535	387	380	2,030	562	760	1,322	765	597	1,362	395
751	1,269	1,183	1,118	4,321	2,963	2,444	674	2,063	2,307	7,488	4,612	3,448	8,060	1,576	623	2,199	765
1,119	1,735	1,537	1,431	5,822	3,787	3,172	1,209	2,450	2,687	9,518	5,174	4,208	9,382	2,341	1,220	3,561	1,160
81,560	99,633	55,933	81,923	319,049	187,465	129,644	44,378	49,077	96,898	319,997	133,077	136,055	269,132	116,828	44,064	160,892	109,188
16	17	11	24	68	25	16	7	3	6	32	10	11	21	24	2	26	27
188,556	164,760	130,958	163,129	647,403	319,896	253,956	92,011	109,701	163,870	619,538	235,547	251,291	486,838	206,951	83,265	290,216	156,310
284	202	156	242	884	326	358	222	343	418	1,341	297	375	672	345	147	492	183
1,356	731	670	1,294	4,051	797	2,117	591	1,343	685	4,736	1,182	1,239	2,421	964	308	1,272	540
1,640	933	826	1,536	4,935	1,123	2,475	813	1,686	1,103	6,077	1,479	1,614	3,093	1,309	455	1,764	723
1,131	972	665	1,101	3,869	1,852	1,314	652	885	1,065	3,916	920	1,441	2,361	1,212	563	1,775	931
213	268	151	363	995	421	476	159	232	296	1,163	379	539	918	427	130	557	259
1,344	1,240	816	1,464	4,864	2,273	1,790	811	1,117	1,361	5,079	1,299	1,980	3,279	1,639	693	2,332	1,190
2,984	2,173	1,642	3,000	9,799	3,396	4,265	1,624	2,803	2,464	11,156	2,778	3,594	6,372	2,948	1,148	4,096	1,913
406,110	228,601	224,760	302,998	1,162,469	458,068	379,244	214,277	281,239	182,428	1,057,188	317,238	359,205	676,443	322,125	136,878	459,003	178,418
282	108	117	184	691	362	940	237	445	118	1,740	602	452	1,054	397	71	468	215
406,392	228,709	224,877	303,182	1,163,160	458,430	380,184	214,514	281,684	182,546	1,058,928	317,840	359,657	677,497	322,522	136,949	459,471	178,633
315,301	215,809	188,583	264,650	984,343	400,437	326,109	177,133	211,226	169,107	883,575	287,095	337,838	624,933	291,176	125,104	416,280	151,988
2,169	533	960	1,181	4,843	1,044	1,704	926	1,500	790	4,920	800	678	1,478	965	338	1,303	616
317,470	216,342	189,543	265,831	989,186	401,481	327,813	178,059	212,726	169,897	888,495	287,895	338,516	626,411	292,141	125,442	417,583	152,604
282,258	309,860	206,711	298,646	1,097,475	527,839	347,281	161,030	164,520	235,582	908,413	332,170	365,061	697,231	315,078	155,778	470,856	231,929
1,006,120	754,911	621,131	867,659	3,249,821	1,387,750	1,055,278	553,603	658,930	588,025	2,855,836	937,905	1,063,234	2,001,139	929,741	418,169	1,347,910	563,166
12,888	8,488	8,955	11,212	41,543	16,556	16,649	6,830	8,707	8,536	40,722	12,533	13,537	26,070	11,507	4,750	16,257	8,203
7,332	3,822	5,829	6,380	23,363	5,734	6,473	2,877	5,572	3,120	18,042	5,214	5,435	10,649	3,480	1,388	4,868	1,834
20,220	12,310	14,784	17,592	64,906	22,290	23,122	9,707	14,279	11,656	58,764	17,747	18,972	36,719	14,987	6,138	21,125	10,037
2,249	1,713	1,385	1,995	7,342	3,260	3,021	1,163	1,405	1,656	7,245	2,335	2,513	4,848	2,320	899	3,219	1,539
237	86	57	140	520	203	267	68	78	84	497	128	84	212	151	40	191	113
2,486	1,799	1,442	2,135	7,862	3,463	3,288	1,231	1,483	1,740	7,742	2,463	2,597	5,060	2,471	939	3,410	1,652
2,489	2,205	1,917	2,064	8,675	4,570	4,582	1,134	2,404	3,563	11,683	3,168	2,521	5,689	3,596	1,139	4,735	3,011
13	23	5	20	61	20	89	11	114	34	248	42	45	87	51	16	67	6
2,502	2,228	1,922	2,084	8,736	4,590	4,671	1,145	2,518	3,597	11,931	3,210	2,566	5,776	3,647	1,155	4,802	3,017
2,280	1,576	1,559	1,671	7,086	3,153	2,021	1,215	1,241	1,324	5,801	1,754	1,758	3,512	1,723	778	2,501	1,693
27,488	17,913	19,707	23,482	88,590	33,496	33,102	13,298	19,521	18,317	84,238	25,174	25,893	51,067	22,828	9,010	31,838	16,399
37,489	23,264	20,178	31,348	112,279	40,284	33,443	18,156	24,687	15,821	92,107	27,704	31,946	59,650	31,678	11,942	43,620	17,001
40,062	21,784	15,267	33,094	110,207	33,324	20,417	13,087	21,152	15,399	70,055	21,631	23,332	44,963	28,548	7,448	35,996	18,185
77,551	45,048	35,445	64,442	222,486	73,608	53,860	31,243	45,839	31,220	162,162	49,335	55,278	104,613	60,226	19,390	79,616	35,186
1,302,699	984,805	808,883	1,121,712	4,218,099	1,818,146	1,400,461	691,779	836,794	803,896	3,732,930	1,250,739	1,399,290	2,650,029	1,222,694	530,982	1,753,676	772,974
859,034	528,671	509,224	675,006	2,571,935	1,026,056	867,639	453,906	576,114	438,866	2,336,525	734,393	841,127	1,575,520	728,815	310,970	1,039,785	394,951
896,523	551,935	529,402	706,354	2,684,214	1,066,340	901,082	472,062	600,801	454,687	2,428,632	762,097	873,073	1,635,170	760,493	322,912	1,083,405	411,952
406,176	432,870	279,481	415,358	1,533,885	751,806	499,379	219,717	235,993	349,209	1,304,298	488,642	526,217	1,014,859	462,201	208,070	670,271	361,022

# 4. 自動車特定整備事業の認証申請等の提出書類

## 認証申請・変更届等に関する提出書類及び添付書面一覧表

提出・添付書類	新規		変更申請				変更届				令和16年8月現在				
	分割整備のみ	電子制御装置整備のみ	両方	事業の種類(道路を除く)	対象自動車の種類	業務の範囲(道路を含む)	相続、合併及び分割		譲渡	整備主任者の変更のみ		事業場の所在地	作業場の面積又は開口若しくは走行きの長さ	廃止	
							相続	合併		分割					整備主任者の氏名、生年月日、住所及び任職の日の日
申請・届出事項															
提出・添付書類															
自動車特定整備事業の認証新規申請書(第1号様式(認証))	○	○	○												
自動車特定整備事業の変更(届出・申請)書(第2号様式(認証))				○	○	○			○				○		
自動車特定整備事業の廃止届出書(第3号様式(認証))															○
整備主任者(選任・変更)の届出書(第4号様式(認証))	○	○	○	●	●	●	●	●	●	○	○	○	●	●	
役員の変更届出書(第5号様式(認証))															
認証書(第6号様式)															○
商業登記簿謄本等申請者及び役員を特定できる書面(法人)	○	○	○												
住民票等申請者を特定できる書面(個人)	○	○	○												
土地又は建物の登記簿謄本、建築物の確認済証等(写し)事業場所在地を証する書面	○	○	○												○
商業登記簿謄本等事業の合併及び分割の事実を証する書面															
戸籍謄本															
印鑑証明書															
相続同意書等															
譲渡証明書															
一般化廃棄測定器・放化水素測定器の基準適合性試験成績表(写し)又は校正結果証明書等(写し)	●														
水準器、整備用スキャンツール、ターゲット等		○	○												
自動運行装置の点検整備に必要な技術情報を入力できることを証する書面		●	●												
整備士合格証書等(写し)	○		○※	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
整備主任者等資格取得講習修了証等(写し)	○		○※	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
土地の使用に係る契約書(写し) ※離れた作業場を有する場合に限る		●	●												
電子制御装置点検整備作業場の共同使用に関する契約書(写し) ※電子制御装置点検整備作業場を共同使用する場合同様に限る		●	●												
構内外注の契約書(写し) ※構内外注をする場合		●	●												
その他必要な書面	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

※：一級の整備士(一級二輪の整備士を除く)にあつては、整備士合格証書等(写し)、一級二輪若しくは二級の整備士にあつては整備主任者等資格取得講習修了証等(写し)

●：必要な書面

○：必要ない書面

## 5. 自動車検査証の有効期間及び定期点検の間隔に関する整理表

対象車種	点検区分等	定期点検の間隔						検査証の有効期間		備考(主な車種等)	
		3(別表3) ヵ月	3(別表4) ヵ月	6(別表5) ヵ月	6(別表6の2) ヵ月	1(別表6) 年	1(別表7) 年	初回	2回目以降		
運送事業用	旅客	普通・小型	○						1年	←	バス、タクシー、ハイヤー
		軽	○						2年	←	福祉タクシー
	貨物	GVW8トン以上	○						1年	←	貨物運送事業者のトラック(三輪を含む)
		GVW8トン以上トレーラ		○					1年	←	
		GVW8トン未満	○						2年	1年	
		GVW8トン未満トレーラ		○					2年	1年	
		軽					○		2年	←	貨物軽自動車運送事業者の軽貨物車
	乗用二輪	軽					○		2年	←	貨物軽自動車運送事業者の軽乗用車
		小型						○	3年	2年	
		検査対象外軽自動車						○	無	←	125cc以上250cc以下のバイク(三輪バイクを含む)
	霊柩	通常タイプ	○						2年	←	霊柩車
		定員11名以上	○						1年	←	霊柩車バス形状
軽						○		2年	←	霊柩車	
レンタカー	貨物	GVW8トン以上	○						1年	←	トラック(三輪を含む)
		GVW8トン以上トレーラ		○					1年	←	
		GVW8トン未満	○						2年	1年	
		GVW8トン未満トレーラ		○					2年	1年	
	乗用	定員11名以上	○						1年	←	マイクロバス
		幼児専用車	○						1年	←	園児送迎車
		普通・小型			○				2年	1年	マイカー型
	二輪	軽			○				2年	←	
		三輪	○						2年	1年	
		小型				○			2年	1年	250ccを超えるバイク(三輪バイクを含む)
		検査対象外軽自動車				○			無	←	125cc以上250cc以下のバイク(三輪バイクを含む)
	特種	普通・小型	○						2年	1年	キャンピング車
		GVW8トン以上	○						1年	←	タンク車、散水車、現金輸送車、ポート・トレーラ、コンクリートミキサー車、冷蔵冷凍車、活魚輸送車、給水車
		GVW8トン以上トレーラ		○					1年	←	
		GVW8トン未満	○						2年	1年	
		GVW8トン未満トレーラ		○					2年	1年	
	大特	軽			○				2年	←	
		GVW8トン以上	○						2年	1年	ホイール・クレーン
GVW8トン未満		○						2年	1年	フォーク・リフト	
GVW8トン以上		○						1年	←	ストラドル・キャリヤ、ポール・トレーラ	
GVW8トン以上トレーラ			○					1年	←		
自家用自動車	貨物	GVW8トン未満	○					2年	1年		
		GVW8トン未満トレーラ		○				2年	1年		
		軽					○		2年	←	
		定員11名以上	○						1年	←	マイクロバス
	乗用	幼児専用車(10人以下)			○				1年	←	園児送迎車(※大人換算10人)
		普通・小型	○8t以上				○8t未満		3年	2年	一般の乗用車(マイカー)
		軽					○		3年	2年	
	二輪	三輪			○				2年	←	
		小型					○		3年	2年	250ccを超えるバイク(三輪バイクを含む)
		検査対象外軽自動車					○		無	←	125cc以上250cc以下のバイク(三輪バイクを含む)
		普通・小型	○8t以上		○8t未満				2年	←	キャンピング車、教習車(乗用)、消防車、車いす移動車
	特種	GVW8トン以上	○						1年	←	タンク車、散水車、現金輸送車、ポート・トレーラ、コンクリートミキサー車、冷蔵冷凍車、活魚運搬車、給水車
		GVW8トン以上トレーラ		○					1年	←	
		GVW8トン未満	○						2年	1年	
		GVW8トン未満トレーラ		○					2年	1年	
		軽					○		2年	←	
	大特	GVW8トン以上	○						2年	←	ホイール・クレーン
		GVW8トン未満			○				2年	←	フォーク・リフト
GVW8トン以上		○						1年	←	ストラドル・キャリヤ、ポール・トレーラ	
GVW8トン以上トレーラ			○					1年	←		
GVW8トン未満		○						2年	1年		
検査対象外軽自動車	GVW8トン未満トレーラ		○					2年	1年		
	検査対象外軽自動車			○				無	←	そり付き、カタピラ付軽自動車	

(注) GVW:車両総重量

(令和4年10月現在)

## 令和6年度 整備主任者業務の手引き

---

令和6年9月 発行

発行者 自動車整備振興会関東ブロック連絡協議会

常任幹事 新井直樹  
東京都渋谷区本町4-16-4  
電話03(5365)2311  
定価 900円(税込価格)

---

禁無断転載不許複製